

令和4年度第4回龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議

次 第

日 時：令和4年10月31日（月）
午後1時30分から午後3時30分まで（予定）
場 所：5階全員協議会室

1 開 会

2 議 事

【審議事項】

- (1) 公共施設等総合管理計画の見直しについて【企画課】
- (2) 公共施設再編成の第3期行動計画の策定について【企画課】
- (3) 旧城南中学校の跡地活用について【企画課】

【報告事項】

- (1) 森林公園再整備プラン・第2次緑の基本計画について【都市施設課】

3 その他

4 閉 会


公共施設等マネジメント戦略会議 付議事項概要書

No. 1

件名	公共施設等総合管理計画の見直しについて
区分	1 公共施設等総合管理計画の策定等 2 上記1に基づく取組推進等 i 個別施設計画の策定 ii 公共施設の新設 iii 公共施設の用途廃止・変更 iv 公共施設の管理運営方法 v 進行管理 3 市有財産の取得，財産の借受 4 市有財産の売却・貸付 5 その他
協議の論点	(協議すべきポイントを簡潔に記載すること) これまでに行った本会議や公共施設等マネジメント推進委員会等での意見を踏まえ、改訂案を修正したことから、計画全体の記載内容等について改めて確認いただくとともに、パブリックコメントの実施について了承を得たい。
協議事項の具体的な内容	(現状・課題，これまでの協議経過，今後の予定，他自治体の状況等) 具体的な内容については、添付資料により説明します。 ◆今後のスケジュール（予定） 令和4年11月（庁議，推進委員会） " 12月（市議会全員協議会） 令和5年1月（パブリックコメント） " 2月（シンポジウム，戦略会議，庁議，推進委員会） " 3月（完成，公表）
添付資料	龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画（改訂案）
部課等名	市長公室 企画課 再生戦略グループ

情報公開の区分（該当事項を○で囲む，又は適宜記入すること。）

公開 部分公開 非公開	非公開（部分公開を含む。） とする理由	龍ヶ崎市情報公開条例第9条第 号該当
	公開が可能となる時期 （可能な範囲で記入）	

The background of the entire page is a vertical wood grain texture. A solid red vertical bar is positioned on the left side of the page. The main title is centered in a black rectangular area.

龍ヶ崎市 公共施設等総合管理計画

次世代へ繋ぐために～縮充の推進による持続可能なカタチへ～

(改訂案)

令和5年●月
龍ヶ崎市

目 次

第1章	計画の概要	1
1	背景・目的	2
2	国の動向	3
3	計画の位置付け	4
4	計画期間	5
5	対象施設	5
6	これまでの取組	10
第2章	本市の現状と将来の見通し	12
1	人口の現状と将来の見通し	13
2	財政の現状と将来の見通し	15
3	市民の意識	19
第3章	公共施設等の現状と課題	21
1	公共施設の現状	22
2	インフラの現状	26
3	公共施設等の課題	28
第4章	課題解決に向けた公共施設等のマネジメント	29
1	公共施設等の管理に関する基本方針	30
2	公共施設の管理に関する実施方針（取組）	31
3	インフラの管理に関する実施方針（取組）	39
第5章	公共施設の施設分類別の管理に関する基本方針	45
1	市民文化・社会教育系施設	46
2	スポーツ・レクリエーション系施設	50
3	産業系施設	52
4	学校教育系施設	53
5	保健福祉系施設	55
6	公営住宅等	61
7	行政系施設	62
8	都市基盤系施設	64
第6章	公共施設等マネジメントの実行	67
1	推進体制	68
2	フォローアップの実施	69
3	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築	69
資料編		70
1	用語解説	71
2	公共施設配置図	75

第1章 計画の概要

1 背景・目的

本市ではニュータウン開発や佐貫駅（現：龍ヶ崎市駅）周辺開発などの市街地整備に合わせて、昭和50年代後半から平成10年代前半にかけて小中学校などの公共建築物（以下「公共施設」という。）や道路などの社会基盤施設（以下「インフラ」という。）の多くを整備してきました。

日本全体（主に都市部）では、高度経済成長期（昭和30年代から昭和40年代後半）に集中的に公共施設及びインフラ（以下「公共施設等」という。）を整備してきており、それと比較すると、本市の公共施設等の老朽化の度合いはまだ高い状態ではありませんが、日本全体の傾向と同様に、時代の経過とともに老朽化が進行し、これから一斉に更新時期を迎えることになります。

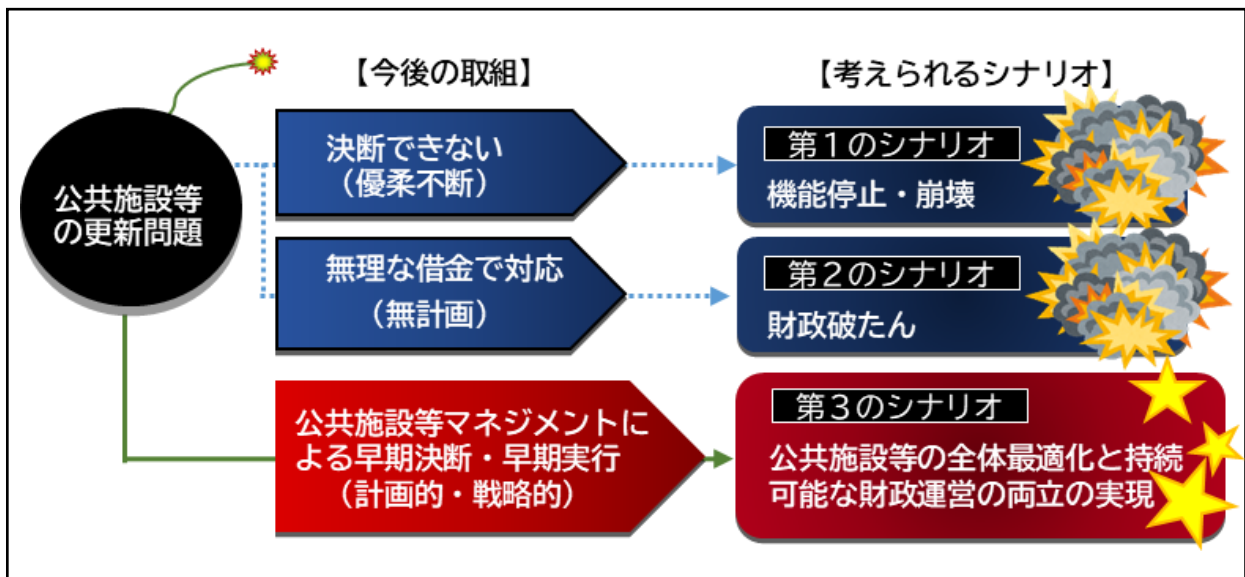
現在保有している施設（建物）及び施設の機能（行政サービス）をそのまま維持・拡大していくということになると、多額の維持管理・更新や事業運営費用など（以下「トータルコスト」という。）が必要となりますが、厳しい財政環境下にあること、さらには、財政運営上の構造的なマイナス要因である少子高齢化や人口減少社会の進展を勘案すると、施設の総量を削減するなど、覚悟を持って公共施設等の再編成を行い、トータルコストの縮減に取り組んでいく必要があります。

その一方で、社会経済情勢の変化に伴う需要の変化や多様なライフスタイルへの対応など、市民にとって必要な機能は、維持・向上させていかなければなりません。

「公共施設等の量を減らしながらも質は向上させる」、この量と質両面の難しい課題を一体的に解決できなければ、多くの公共施設等は物質的・機能的に朽ちてしまうことが予想されることから「公共施設等の更新問題」などと言われ、多くの自治体共通の問題となっています。

本市では、決断の先送りや無理な借金で対応することなく、公共施設等をマネジメントし、「早期決断・早期実行」していくことにより、公共施設等が担うべき必要性の高い機能を確保しつつ、財政状況の悪化を回避して「公共施設等の全体最適化と持続可能な財政運営の両立を目指す」ことを目的に、本計画を平成28（2016）年3月に策定し取組を進めています。

本計画では、公共施設等を対象に、市の資産の保有状況を把握・分析し、改修・更新費用などの見込みを明らかにしつつ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を整理しています。



2 国の動向

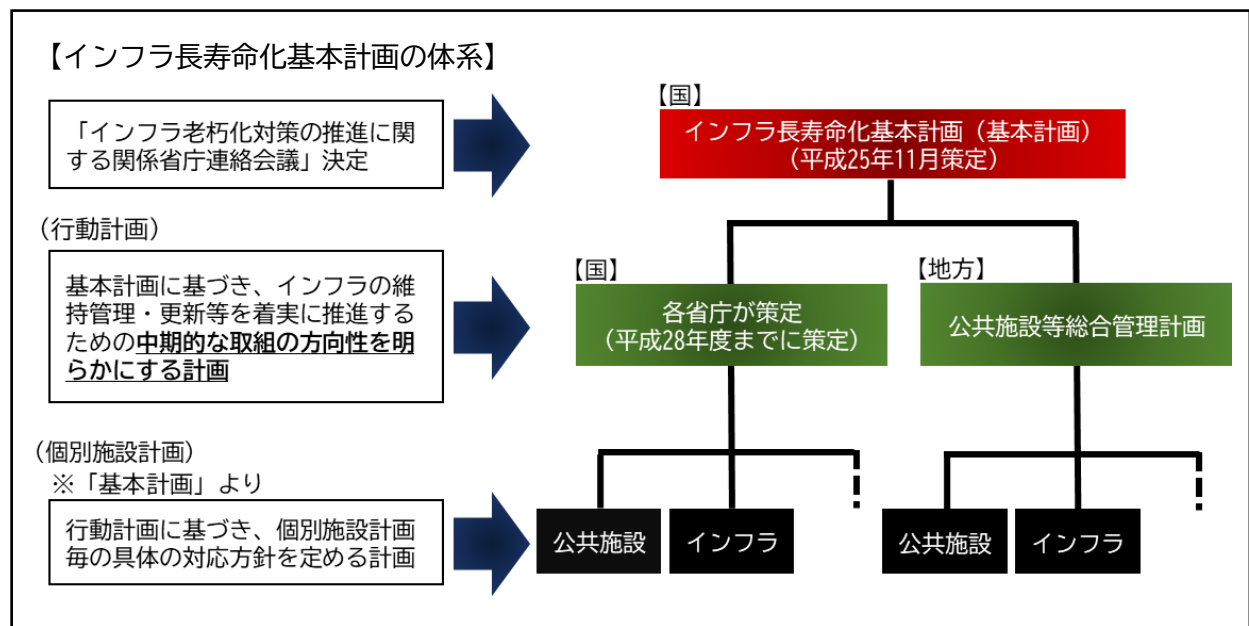
(1) インフラ長寿命化基本計画の策定

国では、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラ（公共施設等）が今後一斉に老朽化する現状を受けて、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識の基、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新などに係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることなどの方向性を示すことを目的として、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、平成25（2013）年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しています。

(2) 行動計画（インフラ長寿命化計画）及び個別施設計画（個別施設毎の長寿命化計画）の策定

インフラ長寿命化基本計画に基づき、各インフラの管理者（国・地方公共団体等）は、インフラ（公共施設等）の維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として「行動計画」の策定が求められています。

また、行動計画に基づく個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設計画」の策定も求められており、国においては、各省庁が所管するインフラ（公共施設等）について、計画を策定しています。



3 計画の位置付け

(1) 位置付け

本計画は、「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」第9条に基づく、本市の公共施設の管理指針であり、また、国からの要請に基づき地方公共団体が策定する「行動計画」に位置付けられます。

なお、本計画における公共施設等は、同条例（第2条）との整合を図り、次のとおりとします。ただし、下水道に関連する汚水・雨水ポンプ場及び農業集落排水の処理場に係る建築物は、インフラに含めることとします。

○公共施設

公用又は公共の用に供するため市が設置する庁舎、学校、図書館、コミュニティセンター、体育館その他の建築物（建築物に付帯する設備等を含む。）

○インフラ（社会基盤施設）

社会資本として市が整備する道路、橋梁、横断歩道橋、下水道、河川、公園その他の工作物

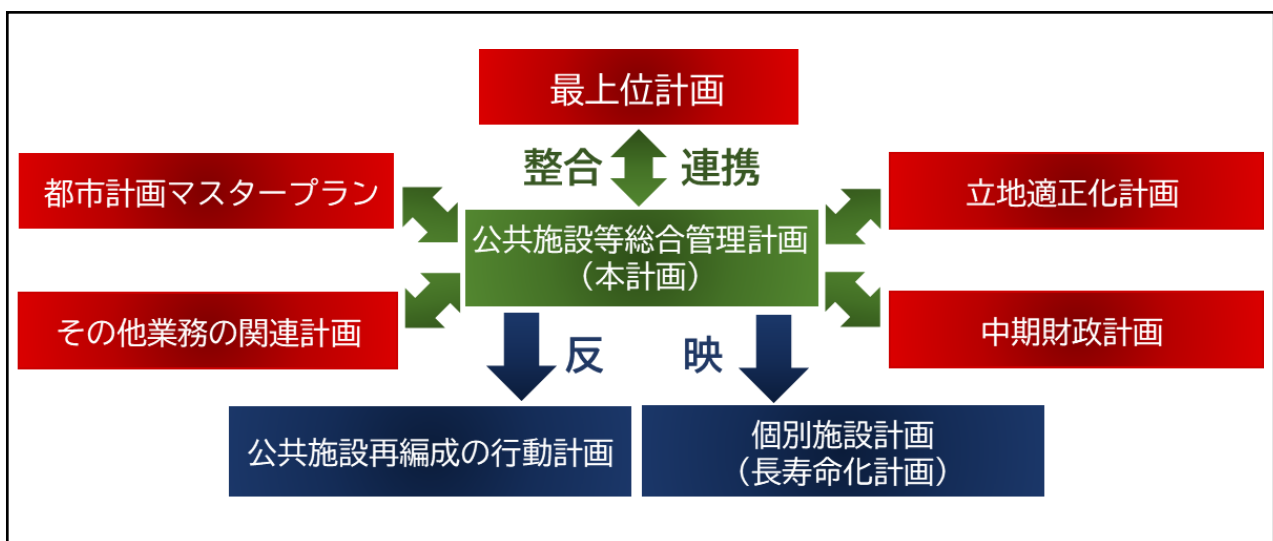
(2) 関連計画との関係

本計画は、本市が管理・保有するすべての公共施設等の維持管理・更新等に関連することから、本市の「最上位計画」、「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」、「中期財政計画」などとの整合を図りながら取組を進めていきます。

また、各施設を所管する部署において今後策定する長寿命化や施設整備等の個別施設計画の指針とします。

なお、既に策定している個別施設計画については、本計画に沿うものとするため、本計画の見直しなどに伴い必要となった場合には、適時、見直しを行うものとします。

このほか、個別の公共施設の具体的な見直しは、本計画を上位計画とした「公共施設再編成の行動計画」で定めます。同計画は、持続可能な地域経営の観点から、長期的な視点を踏まえ、中期的な期間（概ね5年間）において重点的な取組を行う施設を対象とします。

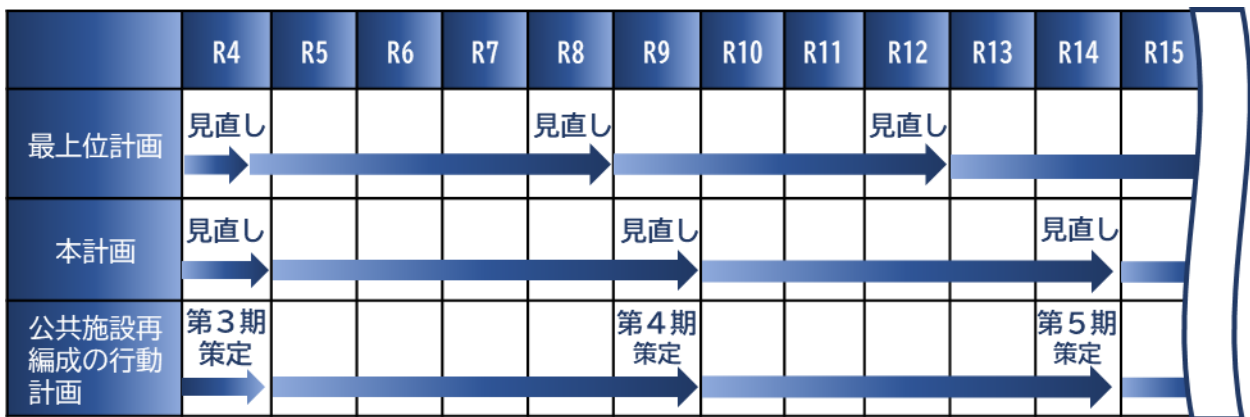


4 計画期間

計画期間は、見直しに伴う変更は加えず、策定当初の平成 27（2015）年度から令和 33（2051）年度までの 37 年間とします。

本計画がこのような長期間の計画となるのは、公共施設等の耐用年数は数十年であり、維持管理・更新費用の推計など、長期的な視点が必要であるためです。

なお、本市の最上位計画との整合や社会経済情勢の変化等に弾力的に対応するため、概ね5年ごとに見直しを行うこととします。



5 対象施設

(1) 公共施設

公共施設は、令和3（2021）年度末時点で本市が保有・管理する施設のうち、延床面積が概ね 100 m²以上の施設を対象とし、次の87施設とします。

分類		施設数	施設名称
市民文化・社会教育系施設	コミュニティ関連施設 (地域コミュニティ施設)	13	松葉コミュニティセンター
			長戸コミュニティセンター
			大宮コミュニティセンター
			北文間コミュニティセンター
			馴染コミュニティセンター
			長山コミュニティセンター
			川原代コミュニティセンター
			八原コミュニティセンター
			馴染馬台コミュニティセンター
			龍ヶ崎コミュニティセンター
			龍ヶ崎西コミュニティセンター
			久保台コミュニティセンター
			城ノ内コミュニティセンター
	コミュニティ関連施設 (全市的コミュニティ施設)	4	市民活動センター
			市民交流プラザ
			まいん「健幸」サポートセンター ※旧市街地活力センター「まいん」
			農業公園豊作村（総合交流ターミナル）

	分類	施設数	施設名称
	文化施設	1	文化会館
	図書館	2	中央図書館 図書館北竜台分館（民間施設借上）
	博物館	1	歴史民俗資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	体育館等	5	総合運動公園（総合体育館（たつのこアリーナ））
			総合運動公園（陸上競技場（たつのこフィールド））
			総合運動公園（野球場（たつのこスタジアム））
			高砂運動広場（高砂体育館）
			北文間運動広場（北文間体育館・スポーツサロン北文間館）
レクリエーション施設・観光施設	2	農業公園豊作村（湯ったり館）	
		観光物産センター（民間施設借上）	
産業系施設	産業振興施設	2	職業訓練共同施設
			農産物等直売所（たつのこ産直市場）
学校教育系施設	学校等（小学校）	11	龍ヶ崎小学校
			馴柴小学校
			八原小学校
			松葉小学校
			馴馬台小学校
			城ノ内小学校
			大宮小学校
			川原代小学校
			龍ヶ崎西小学校
			長山小学校
			久保台小学校
	学校等（中学校）	6	龍ヶ崎中学校（旧愛宕中学校）
			城西中学校
			旧城南中学校
			中根台中学校
			城ノ内中学校
	その他教育施設	3	学校給食センター第一調理場
学校給食センター第二調理場			
教育センター			
保健福祉系施設	保健衛生施設	1	保健センター
	社会福祉施設	1	地域福祉会館
	高齢福祉施設	2	総合福祉センター
			元気サロン松葉館（松葉小学校内）
	障がい福祉施設	3	障害福祉サービス事業所ひまわり園
地域活動支援センター			
こども発達センターつぼみ園			
児童福祉施設（保育所）	1	八原保育所	

分類		施設数	施設名称
児童福祉施設（学童保育ルーム）		11	龍ヶ崎小保育ルーム（龍ヶ崎小学校内）
			馴柴小保育ルーム（馴柴小学校内・プレハブ）
			大宮小保育ルーム（大宮小学校内）
			川原代小保育ルーム（川原代小学校内）
			龍ヶ崎西小保育ルーム（龍ヶ崎西小学校内）
			松葉小保育ルーム（松葉小学校内）
			長山小保育ルーム（長山小学校内）
			馴馬台小保育ルーム（馴馬台小学校内）
			久保台小保育ルーム（久保台小学校内）
			八原小保育ルーム（八原小学校内・プレハブ）
			城ノ内小保育ルーム（城ノ内小学校内・プレハブ）
		児童福祉施設（その他児童福祉施設）	2
		駅前こどもステーション（民間施設借上）	
公営住宅等	公営住宅等	3	市営富士見住宅
			市営奈戸岡住宅
			市営砂町住宅
行政系施設	庁舎等	2	市役所庁舎（電算棟・附属棟含む）
			第二庁舎
	庁舎等（出張所）	3	西部出張所
			東部出張所（さんさん館内）
			市民窓口ステーション（民間施設借上）
都市基盤系施設	公園（管理棟等を有する公園）	3	森林公園（管理棟等）
			ふるさとふれあい公園（アトリエ棟等）
			龍ヶ岡公園（管理棟）
	駐輪場	3	龍ヶ崎市駅東駐輪場
			佐貫中央第1駐輪場
			佐貫中央第2駐輪場
その他施設		2	市営斎場
			北竜台防犯ステーション

※ 本計画の対象とした施設については、インフラ長寿命化基本計画により、原則、「個別施設計画策定の対象とすること」とされていますが、本市の計画では、民間施設を賃貸している施設やリースしている施設など、事業運営費用が主な支出となっている施設も含めて対象としていることから、一部施設については、個別施設計画策定の対象外とする場合があります。

(2) インフラ

インフラは、令和3（2021）年度末時点で本市が保有・管理する次の施設とします。

なお、ごみ処理施設、上水道施設等のプラントは、近隣自治体と構成する一部事務組合が管理運営しているため本計画の対象外とし、本計画とは別に一部事務組合及び構成市町村と協議し、維持管理・更新等について計画的に取り組んでいきます。

ア 道路（市道）

分類	幅員別延長(m)				
	6.5m以上	4.5m以上 6.5m未満	2.5m以上 4.5m未満	1.5m以上 2.5m未満	1.5m未満
一級路線	11,680.55	15,481.59	4,355.92	371.11	552.53
二級路線	16,073.46	22,371.11	9,102.88	948.69	141.72
その他路線	77,670.30	243,209.54	320,026.61	96,906.56	22,676.04
合計	105,424.31	281,062.24	333,485.41	98,226.36	23,370.29
	841,568.61				

イ 橋梁

分類	橋数	橋長(m)	
15m以上橋	一級路線	1	114.50
	二級路線	1	35.50
	その他路線	25	1,095.50
	小計	27	1,245.50
合計	一級路線	12	186.61
	二級路線	17	124.75
	その他路線	189	1,901.24
	全体	219	2,212.60

分類	橋数	橋長(m)	
15m以下橋	一級路線	11	72.11
	二級路線	16	89.25
	その他路線	164	805.74
	小計	191	967.10

ウ 横断歩道橋

種別	橋数	橋長(m)
市町村道1級 市道第1-432号線	1	30.70

エ 下水道

(ア)管路

a 公共下水道

分類	管径区分	口径別延長(m)
汚水管きよ	150mm以下	2,848.68
	200mm	59,492.73
	250mm	234,195.101
	300mm以上	22,453.530
	800mm以上	16,532.200
	計	335,522.241

分類	管径区分	口径別延長(m)
雨水管きよ	250mm以下	5,560.800
	300mm以上	27,312.643
	600mm以上	30,752.003
	1,000mm以上	20,196.571
	2,000mm以上	5,125.068
	3,000mm以上	1,254.300
	計	90,201.385

(出典) 2線龍ヶ崎市下水道事業管路施設ストックマネジメント実施方針策定業務委託報告書

b 農業集落排水

分類	管径区分	口径別延長 (m)
污水管きよ	200mm 以下	9,091.6

(出典)農業集落排水管きよ延長調書

(イ)ポンプ場・処理場管理棟

a 公共下水道ポンプ場

分類	名称	施設数	竣工年度	構造	延床面積 (㎡)
污水中継ポンプ場	地蔵後中継ポンプ場	1	昭和 62 年度	鉄筋コンクリート造	571.97
雨水排水ポンプ場	佐貫排水ポンプ場	1	昭和 58 年度	鉄筋コンクリート造	707.29

(出典)固定資産台帳

b 農業集落排水処理場

分類	名称	施設数	竣工年度	構造	延床面積 (㎡)
農業集落排水処理場	板橋・大塚地区浄化センター	1	平成 11 年度	鉄筋コンクリート造	216.644

(出典)固定資産台帳

オ 河川

種別	河川名	延長 (m)	指定年月日
準用河川	西大塚川	1,600	昭和 56 年 1 月 28 日
	横田川	490	昭和 56 年 3 月 2 日
	八代川	1,029	平成 12 年 6 月 19 日

(出典)茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の規定に基づく事務処理状況等の報告

カ 公園

種別		箇所数	割合 (%)	面積 (㎡)	面積 (ha)	割合 (%)
都市公園	街区公園	95	66.90	149,223.31	14.92	15.92
	地区公園	3	2.11	249,385.48	24.94	26.61
	近隣公園	9	6.34	168,285.23	16.83	17.95
	運動公園	1	0.70	122,358.06	12.24	13.05
	風致公園	1	0.70	5,267.00	0.53	0.56
	都市緑地	25	17.61	234,359.91	23.44	25.00
	小計	134	94.36	928,878.99	92.89	99.10
その他の公園		4	2.82	406.90	0.04	0.04
その他の緑地		4	2.82	8,001.93	0.80	0.85
合計		142	100.00	937,287.82	93.73	100.00

6 これまでの取組

(1) 公共施設マネジメントの変遷

本市では、平成 14（2002）年度にファシリティマネジメントを導入し、「公共施設マネジメント」と称して、仕様書及び単価の共通化による業務品質の向上と経費削減、予防保全の観点から計画的な改修による施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減を目標として全庁的に取り組んできました。平成 21（2009）年度からは、市の全施設について公共施設マネジメントを導入し、全庁統一した考えで経費の削減に努めています。

また、平成 24（2012）年には、公共施設を対象とした「龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針」を県内でいち早く策定したほか、平成 26（2014）年度には、方針に基づき個別具体の取組を示した「第 1 期行動計画」、さらに、平成 27（2015）年度には、基本方針にインフラを加えて本計画へ移行するなど、継続的な取組を進めています。

【主な取組内容】

年度	主な取組内容	備 考
平成 14 (2002)	・ 公共施設マネジメントの導入	・ 施設清掃や施設の保守点検にかかる委託費の占める割合が多い施設等を中心に「施設管理マネジメント業務」を外部に委託（平成 20（2008）年度終了） ・ たつのこアリーナ、文化会館、歴史民俗資料館に導入
平成 15 (2003)	〃	・ 市役所庁舎、湯ったり館に導入
平成 18 (2006)	〃	・ 市営斎場、中央図書館、中央公民館、総合福祉センターなどに導入
平成 19 (2007)	・ 龍ヶ崎市公共施設建築保全業務積算要領を制定	・ 施設清掃や設備管理等を外部委託する場合の積算方法を統一
平成 20 (2008)	・ 「龍ヶ崎市公共施設の適正管理に関する規則」を制定 ・ 固定資産台帳整備	・ 「公共施設点検マニュアル」及び「公共施設チェックシート」に基づく施設の点検記録 ・ 設備等を設置又は取得したときの「設備管理カード」への記録などを義務付け ・ 財務諸表を総務省基準モデルにするための準備として固定資産台帳を整備（平成 20（2008）年度～21（2009）年度）
平成 21 (2009)	・ 中長期保全（改修等）計画を策定 ・ 公共施設マネジメントを全施設に導入	・ 各公共施設のライフサイクルコストを算定（過去の改修履歴等の洗い出しなど、全施設において実施）
平成 24 (2012)	・ 「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」を施行 ・ 「龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針」策定	・ 公共施設再編成の取組を担保するため、公共施設の全体最適化のための基本方針の策定と公表を義務付け ・ 計画期間 40 年、総量 3 割削減など
平成 26 (2014)	・ 「龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針に基づく第 1 期行動計画」策定 ・ 「龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議規程」制定 ・ 「龍ヶ崎市公共施設等マネジメント推進委員会条例」施行	・ 10 施設 5 事業のトライアル事業（複合化・多機能化等の検討） ・ これまでの公共施設マネジメントの徹底継続 ・ 平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度の計画 ・ 庁内検討組織の公共施設等マネジメント戦略会議を設置 ・ 外部評価組織となる附属機関の設置
平成 27 (2015)	・ 龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」策定	・ インフラを加え「龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針」を引継ぐ形で策定
平成 28 (2016)	・ 「龍ヶ崎市公共施設再編成の第 2 期行動計画」策定	・ 「龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針に基づく第 1 期行動計画」からの継続及び他施設の取組を追加 ・ 平成 29（2017）年度から令和 4（2022）年度の計画
平成 30 (2018)	・ 「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」一部修正	・ 資産の圧縮に関する考え方などを追加
令和 3 (2021)	・ 龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」一部修正	・ 国の要請に基づき、有形固定資産減価償却率を追加

(2) 計画策定時からの取組成果

本計画の対象施設とした公共施設について、令和3（2021）年度末までに実施した施設の統合などによる建物の解体（一部を含む）に伴い、延床面積が減少した施設は、下表のとおりとなっています。施設数の減少は無く、延床面積のみ5,270.1㎡の減少となりました。

なお、学校のエレベーター棟の増築やリース施設の無償譲渡を受けたことなどにより、延床面積が増加している施設もあることから、対象施設全体の面積は、わずかな減少となっています。

施設分類		施設名称	対象建物	減少面積 (㎡)
市民文化・社会 教育系施設	コミュニティ関連 施設（地域コミュ ニティ施設）	長戸コミュニティ センター分館 （旧長戸小学校）	・第1～3期校舎	2,175.23
学校教育系施設	学校等（小学校）	旧北文間小学校	・第1～3期校舎 ・プール附属棟	1,807.16
学校教育系施設	その他教育施設	教育センター	・体育館	603
行政系施設	庁舎等	市役所庁舎	・旧附属棟	684.71

※ 北文間小学校は、令和3（2021）年度から「北文間運動広場」として新たに活用しています。

第 2 章 本市の現状と将来の見通し

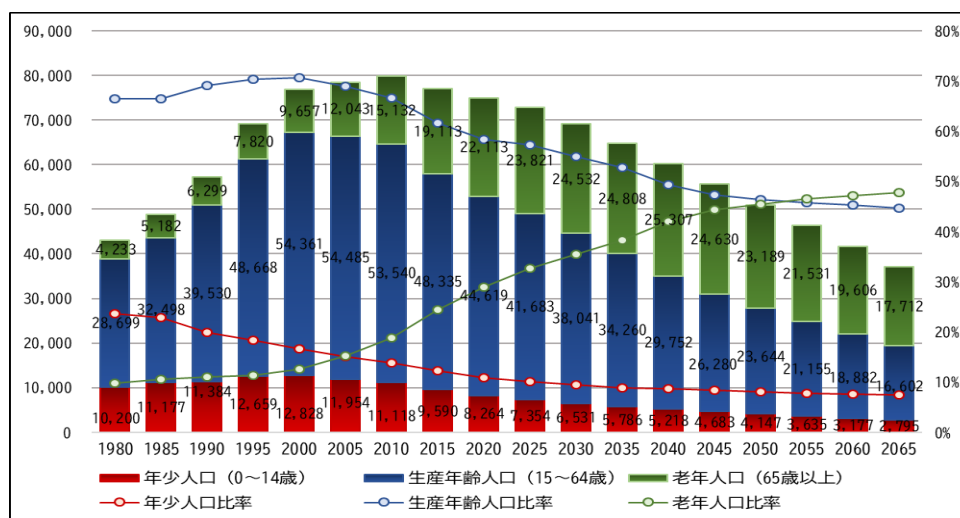
1 人口の現状と将来の見通し

(1) 人口の推移及び人口推計

本市の人口は、竜ヶ崎ニュータウンへの入居が開始された昭和 57（1982）年から大きく増加してきましたが、平成 22（2010）年の 80,334 人をピークに、近年は大幅な減少傾向へと移行しつつあります。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による推計に準拠し、今後の本市の人口推計を行ったところ、令和 47（2065）年で 37,110 人となり、令和 2（2020）年の 76,420 人と比較し、約 48.5%の大幅な減少が見込まれています。

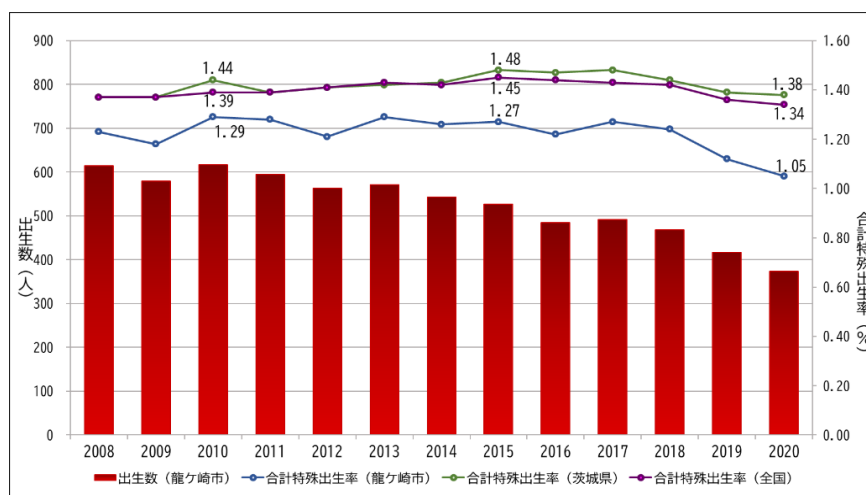
また、14 歳までの「年少人口」、15 歳から 64 歳までの「生産年齢人口」、65 歳以上の「老年人口」の年齢 3 区分別人口の推移を見ますと、令和 3（2020）年から令和 47（2065）年の 45 年間の対人口比で、年少人口が 3.3%減少、生産年齢人口が 13.7%減少する中で、老年人口は 18.8%の増加が見込まれています。



(2) 出生数と合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、平成 20（2008）年から平成 27（2015）年までは年間 500 人以上を維持してきましたが、それ以降は減少傾向となっており、令和 2（2020）年には 400 人を下回る状況となっています。

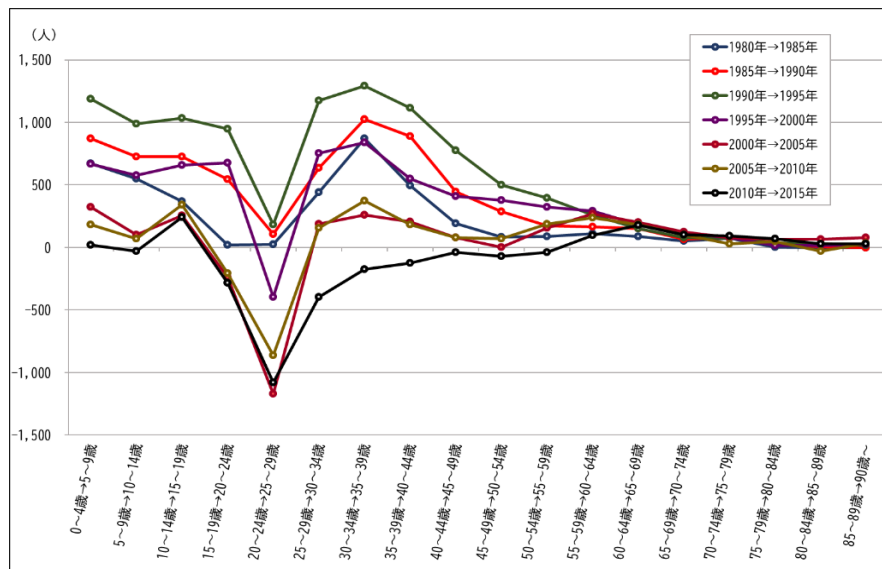
また、1 人の女性が一生に産む子どもの平均数である「合計特殊出生率」も、平成 30（2018）年までは概ね 1.3 で推移してきましたが、令和元（2019）年には 1.12、翌年には 1.05 となり、同年の国（1.34）や県（1.38）の水準と比べても大幅に低い状況となっています。



(3) 年齢階級別人口移動の推移

昭和 55（1980）年から 5 年ごとの年齢階級別の人口移動の推移を見ると、各年の移動傾向は変わらないものの、徐々にマイナスシフトしており、長期的に転入数が減少し転出数が増加する傾向にあることが分かります。

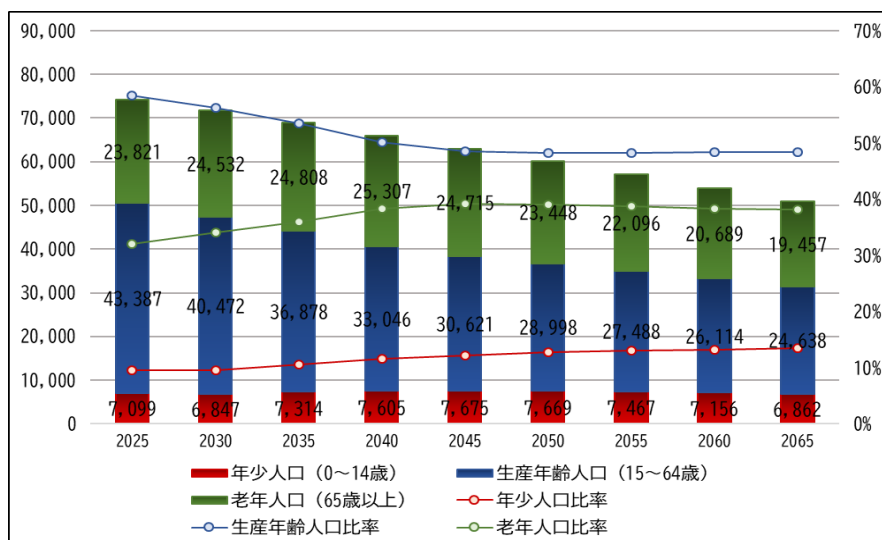
特に、「20～24 歳→25～29 歳」においては、1990 年代後半から転出超過の状況が続いており、2000 年代に入ってから、約 1,000 人の転出超過となっています。この要因としては、1 つ前の年齢階級（「15～19 歳→20～24 歳」）の状況を勘案すると、市内の学校等への就学のために転入した学生などが、就職に伴い転出していることによるものと考えられます。



(4) 目標人口

本市では、前記(1)から(3)を踏まえ、出生率の向上による人口規模の安定と人口構造の若返り、そして、定住促進などの取組による転入増加と転出抑制策を講じていくことにより、目標人口を令和 12（2030）年に 72,000 人、令和 27（2045）年に 63,000 人、令和 47（2065）年に 51,000 人と設定しています。

目標人口は、「龍ヶ崎市人口ビジョン（令和 4 年度改訂版）」で示しており、目標とする合計特殊出生率を、令和 12（2030）年に 1.5、令和 22（2040）年に 1.8、令和 32（2050）年に人口置換水準の 2.1 となるよう平均的に上昇させていくこと、また、目標とする人口の移動率を、最も減少幅の大きい 20 歳台後半を約 70 パーセントに抑制し、40 歳台までの年齢の移動率のマイナスをゼロ（均衡）にすることを目指しています。



2 財政の現状と将来の見通し

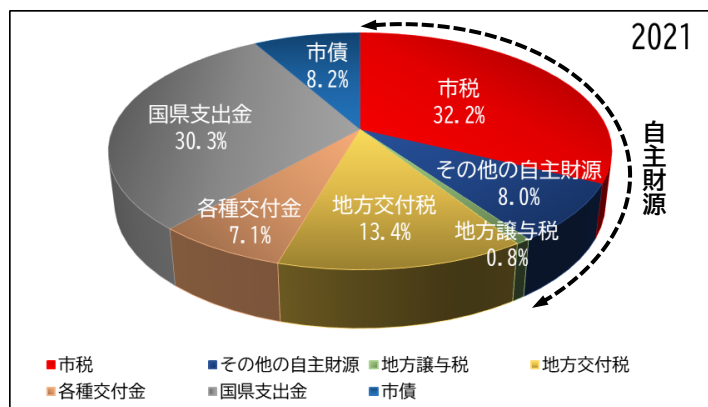
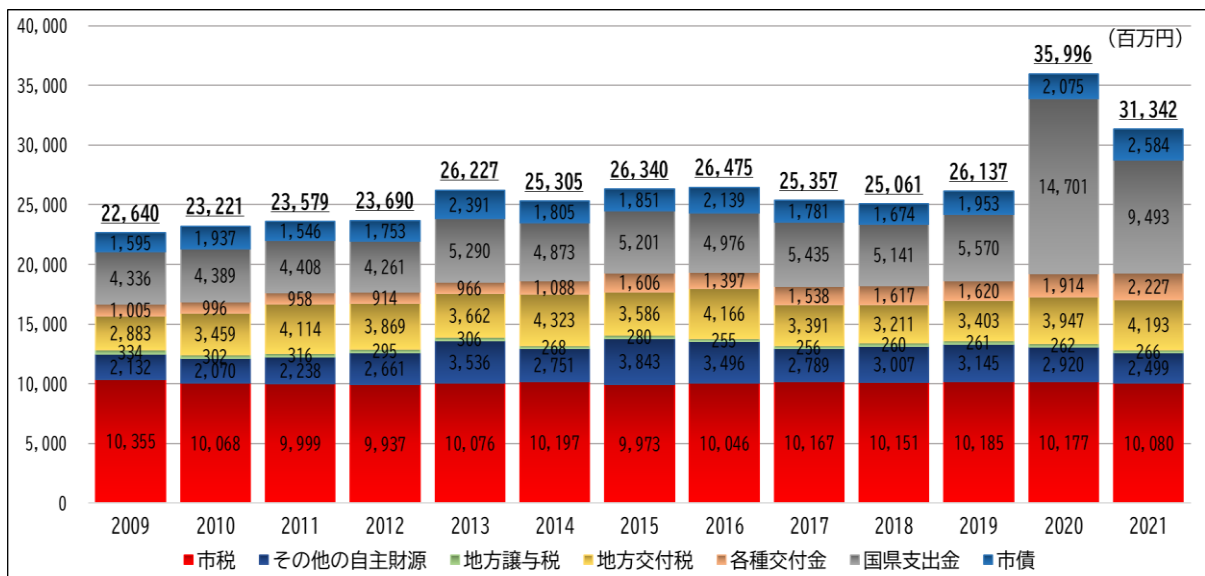
(1) 歳入決算の推移

令和3（2021）年度の普通会計の歳入決算は313.42億円となり、過去最大規模となった令和2（2020）年度の359.96億円から大幅に減額となりました。新型コロナウイルス感染拡大により実施した、「特別定額給付金給付事業」の終了に伴う国庫支出金の大幅な減少によるものが主な要因です。

自主財源と依存財源の割合を見ますと、国庫支出金の割合が近年の傾向よりも大幅に増加し、全体の規模が拡大したことから、自主財源の割合は、これまでの概ね51%から40.2%と大幅に減少しています。これらは、昨年度から続く、新型コロナウイルス感染症対策による一時的な変動と考えられますが、依然として、地方交付税など国への依存度が高い状況となっています。

歳入決算額で最も大きな割合を占める市税のこれまでの推移を見ていきますと、世界的な金融危機を契機とした企業業績の低迷による法人税割の大幅な減収等により、平成20（2008）年度以降やや減少傾向が続いていました。平成25（2013）年度に、企業業績の回復傾向による「市民税（個人所得割、法人税割）の増収」、「企業の設備投資等による固定資産税の増収」により向上し、それ以降、全体として増減はあるものの、市税については、100億円をやや超える水準で推移しています。

今後も、人口減少・少子高齢化の進展による担税力の低下が懸念され、さらには、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響が長期化することによる経済の低迷が懸念されるため、市税をはじめとした自主財源のより一層の確保に努めていく必要があります。



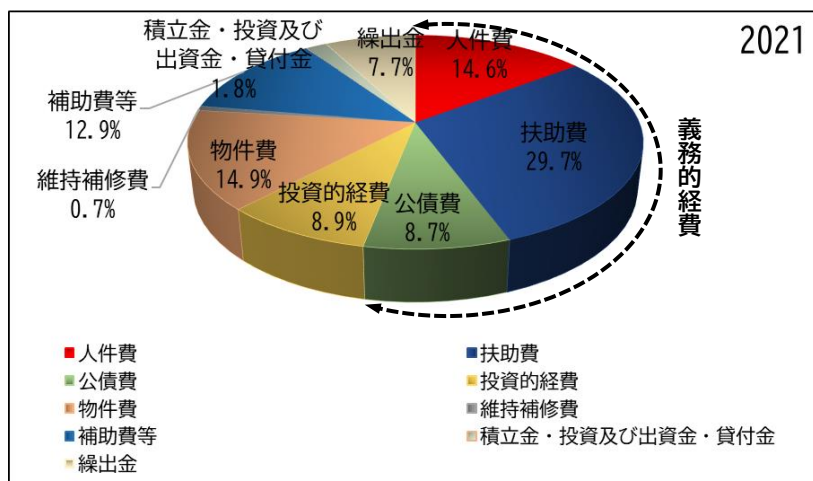
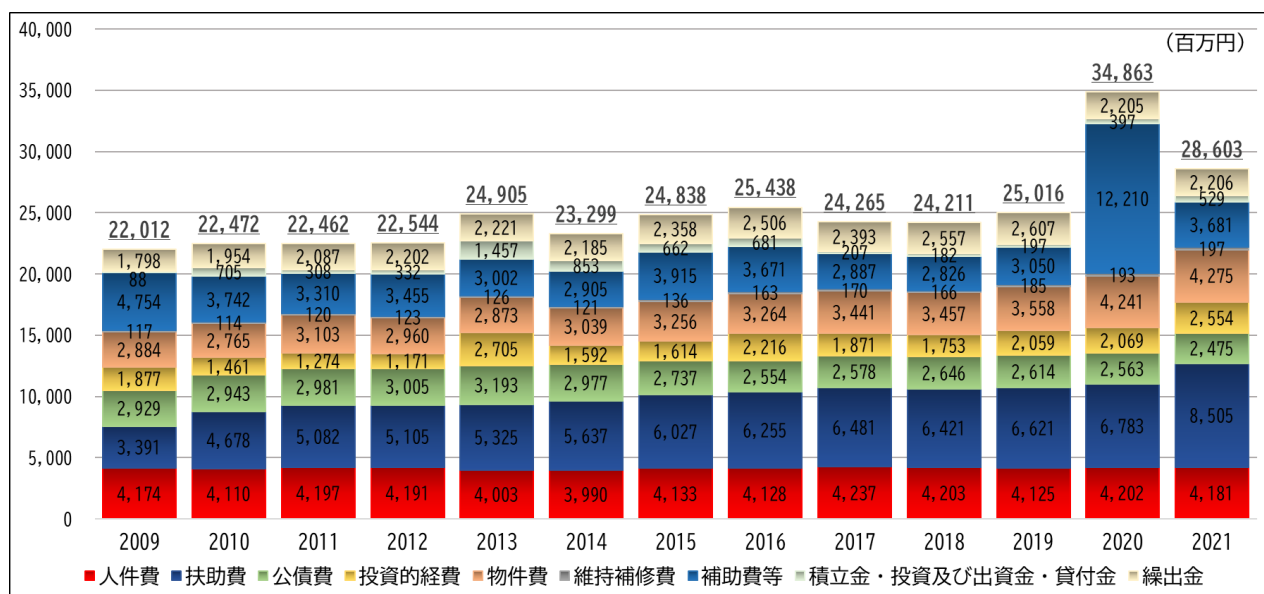
(2) 歳出決算の推移

令和3（2021）年度の普通会計の歳出決算は286.03億円となり、歳入決算と同様に過去最大規模となった令和2（2020）年度の348.63億円から大幅に減額となりました。主な要因は、新型コロナウイルス感染拡大により実施した、「特別定額給付金給付事業」の終了に伴う大幅な減少によるものです。

歳出決算（性質別）を見ますと、扶助費が、新型コロナウイルス感染症に関する臨時特別給付金等の臨時事業のほか、経常事業においても生活保護扶助費などの増加により、近年の26%前後から29.7%へ増加しています。

本市では、依然として義務的経費の割合が高く、中でも社会保障関係に要する扶助費が増加傾向となっており、今後もその傾向は続くものと予想されます。

高齢化に伴う医療・介護の自然増など、喫緊の課題にも取り組まなければならない中で、新型コロナウイルス感染症に伴う景気への影響の長期化が見込まれるなど、厳しい財政運営が求められます。

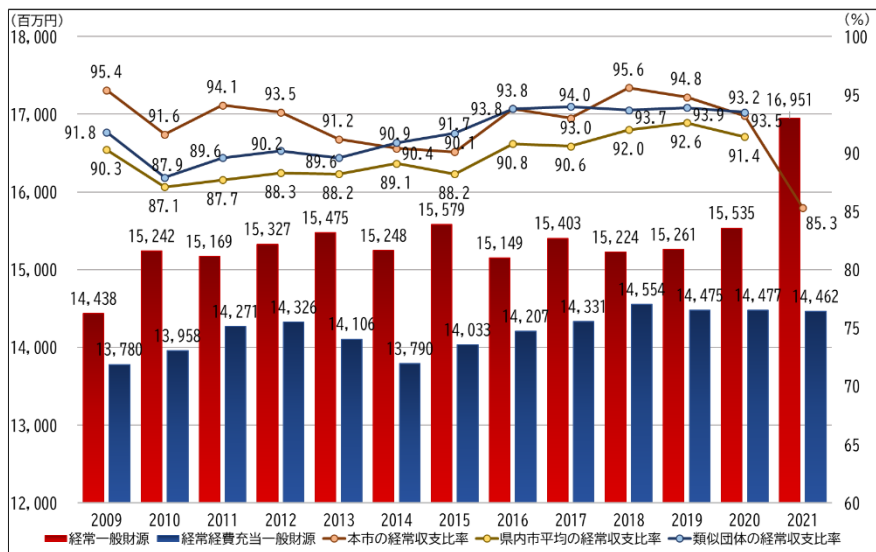


(3) 経常収支比率の推移

経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、近年の傾向としては改善傾向にあります。依然として高い水準で推移しています。この指標は、毎年度、経常的に収入される一般財源（経常一般財源）に占める人件費や扶助費など、毎年経常的に支出される経費に充当された一般財源（経常経費充当一般財源）の割合で算出されます。

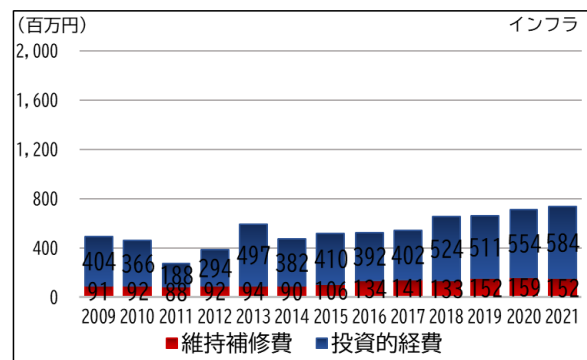
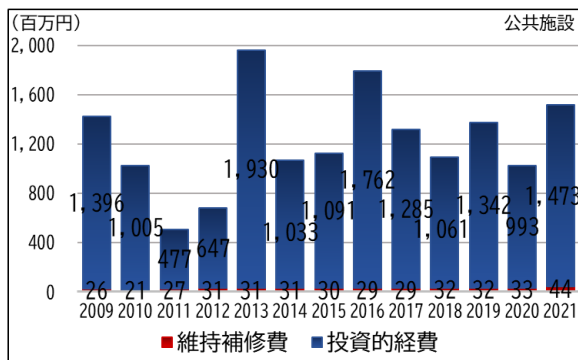
推移を見ますと、市債の償還ピーク期の平成20（2008）年度に98.0%に達しましたが、普通交付税の増加や財政健全化の取組により、平成27（2015）年度には目標値である90%以内に近づく90.1%まで改善しました。平成28（2016）年度以降は、実質的な普通交付税の減少や扶助費、繰出金の増加などにより再び上昇に転じて一進一退を繰り返していました。令和3（2021）年度は、地方消費税交付金をはじめとした各種交付金等が増収となったほか、地方負担を考慮した普通交付税の追加交付などもあり、分母となる経常一般財源が大幅に増加したことから、経常収支比率は大幅に改善していますが、特殊要因によるものであり、硬直化が解消には至っていないのが実状です。

県内他市や類似団体と比較すると、平成26（2014）年度には県内市平均に近づくとともに、類似団体の数値を下回りましたが、その後、実質的な普通交付税の減少や高齢化の進展に伴う扶助費の増加などに伴い、県内市平均とまた差が広がるなど、一進一退の状況ですが、近年その差は縮まりつつあります。



(4) 維持補修費及び投資的経費の推移（普通会計及び公営企業会計決算）

公共施設等の維持管理・修繕等のための経費である維持補修費とその改修・更新等のための経費である投資的経費（災害復旧費等を除く。）については、下図のとおり、公共施設に要する経費の方が多くなっており、平成25（2013）年度は、小中学校の空調機整備等、平成28（2016）年度は、総合運動公園のリニューアルに伴う照明塔建設工事等により大幅に増加しています。近年では、公共施設においては、小中学校の情報通信ネットワーク環境構築や新学校給食センター建設等、インフラにおいては、例年の道路改良工事に加え、佐貫3号線の整備が主な内容となっています。

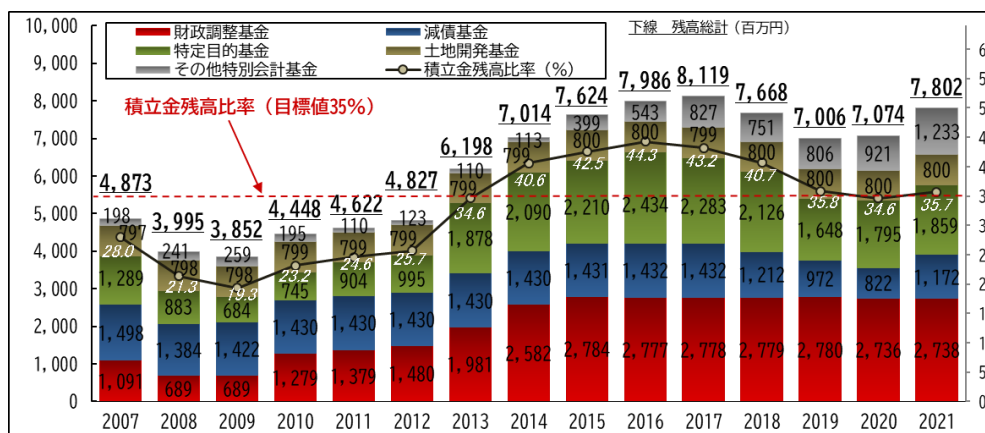


(5) 基金残高の推移

基金は、一般家庭で例えると「貯金」に該当します。

本市では、平成 20（2008）・21（2009）年度に 40 億円を下回って以降、累次の積増しを行い、平成 26（2014）年度には「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例施行規則」に規定した、積立金残高比率 35%以上という目標を達成しましたが、令和 2（2020）年度には 34.6%と、7 年ぶりに目標値を下回る水準となり、令和 3（2021）年度も 35.7%と目標値まで回復しましたが、ほぼ横ばいで推移しています。

積立金残高比率は、基金残高の標準財政規模に対する割合で算定されることから、比率を上げていくためには、変動する標準財政規模を相対的に上回る基金を積立てていく必要がありますが、人口減少社会の進展や景気変動による不安定な歳入環境、少子高齢化の進展による社会保障関係費の増加など、積立原資を確保するのが難しい局面に来ており、当面、基金残高は減少傾向が見込まれ、将来的に枯渇する可能性も含んでいます。



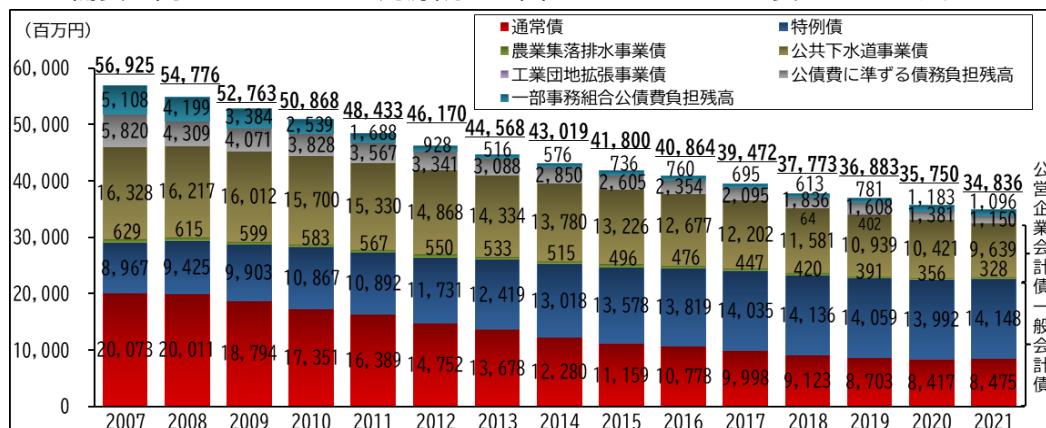
(6) 将来負担（地方債等残高）の推移

地方債は、一般家庭で例えると「ローン（借金）」に該当します。

本市では、普通交付税の代替措置である臨時財政対策債の増加に伴い特例債の残高が増える一方、財政健全化の取組による新規借入れの抑制などにより通常債残高は減少傾向にあるため、平成 26（2014）年度に特例債の残高が通常債を上回っています。

一般会計債全体では、緩やかな減少傾向となっていました。令和 3（2021）年度は、新学校給食センター整備事業債や臨時財政対策債の増加などにより、平成 20（2008）年度以来の増加となっています。

また、公営企業会計債は、公共下水道事業債や農業集落排水事業債の償還進捗に伴い減少しています。その他の将来の財政負担も着実に減少していますが、公共施設等の再編成や施設の長寿命化による需要が高まることから、財源調整を図っていくことが重要になります。



3 市民の意識

公共施設等再編成について、市民の意識などを的確に把握するとともに、情報提供により問題意識を共有するため、市民アンケートを実施しました。

調査結果を見てみると、市民は公共施設等の現状や課題に関心を持っているものの、問題意識が共有されていないことがわかりました。

また、公共施設等再編成については、納得できる理由があれば施設の総量削減や機能の見直しもやむを得ないと考えている市民の割合が多いことがわかりました。

(1) 調査概要

令和4年5月1日時点で、市内在住の満18歳以上80歳以下の方から、無作為抽出により2,000名を対象に調査票を郵送し、同封した返信用封筒により回収する方法で実施しました。

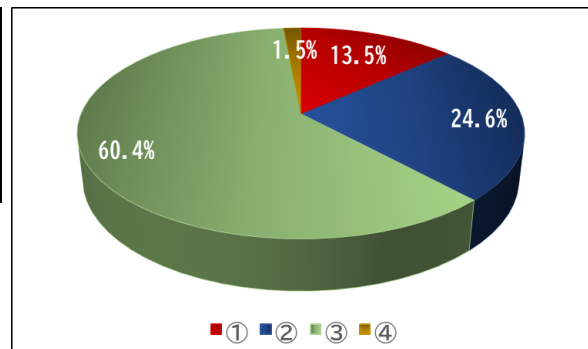
- ◆ 調査期間：令和4（2022）年5月27日から令和4年7月1日まで
- ◆ 回収数：724件（回収率36.2%）

(2) 調査結果（一部抜粋）

- 問8 「公共施設等の更新問題」について知っていますか。（○は1つ）

無回答まで含めると全体の86.5%が「知らない」と回答しており、問題意識が共有されていないことがわかります。

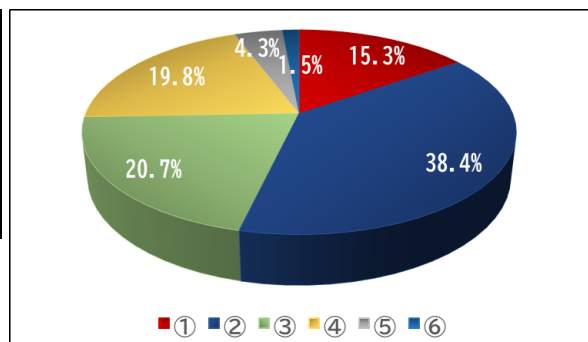
回答	件数	比率
①知っている	98	13.5%
②聞いたことはあるが、内容までは知らない	178	24.6%
③知らない	437	60.4%
④無回答	11	1.5%



- 問11 本市の公共施設等の現状や課題について、どの程度関心を持っていますか。（○は1つ）

全体の53.7%が「関心がある」と回答しており、問8の状況を踏まえると、情報提供の在り方にも課題があることがわかります。

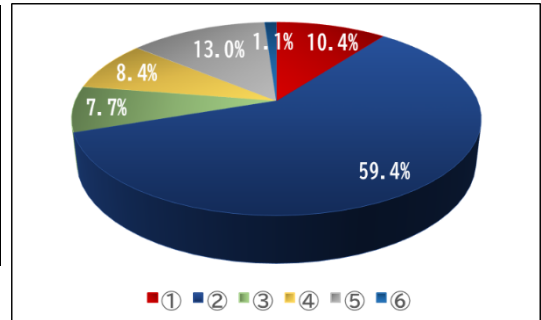
回答	件数	比率
①非常に関心がある	111	15.3%
②少し関心がある	278	38.4%
③どちらとも言えない	150	20.7%
④あまり関心がない	143	19.8%
⑤全く関心がない	31	4.3%
⑥無回答	11	1.5%



- 問 14 公共施設の「総量の削減」について、あなたの考えに最も近いものを選択してください。(○は1つ)

全体の 69.8%の人が「総量削減を推進するべきである」または「一定程度の削減はやむを得ない」と回答しており、多くの人が公共施設再編成に理解を示していることがわかります。

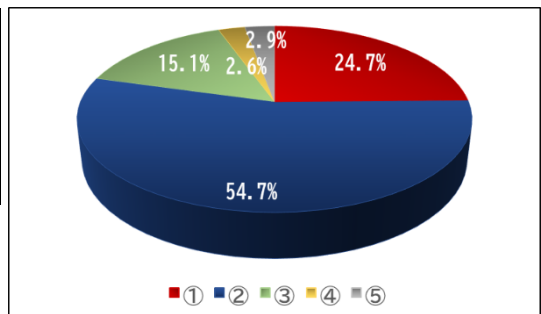
回答	件数	比率
① 総量削減を推進するべきである	75	10.4%
② 一定程度の削減はやむを得ない	430	59.4%
③ 現状の規模を維持するべきである	56	7.7%
④ 市民サービスを充実させるため、削減ではなく拡充させていくべきである	61	8.4%
⑤ わからない	94	13.0%
⑥ 無回答	8	1.1%



- 問 16 公共施設等の再編成（施設の統合・廃止、移転・集約、民営化など）を進めると、施設が遠くなったり、利用していたサービスや施設自体が無くなる場合があります。このことについてどう思いますか。あなたの考えに最も近いものを選択してください。(○は1つ)

全体の 79.4%の人が、利用している身近な公共施設等についても再編成を「許容できる」と回答しており、総論だけでなく、各論についても多くの人が理解を示していることがわかります。

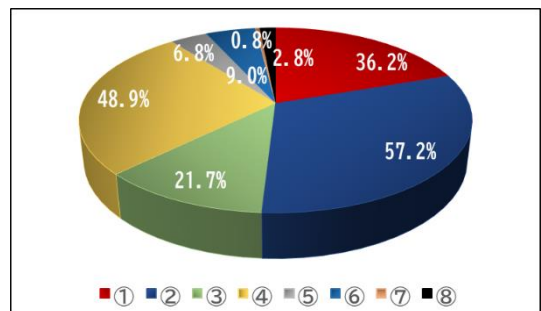
回答	件数	比率
① 仕方がないことだと思う	179	24.7%
② 納得できる理由があれば許容できる	396	54.7%
③ 今より不便になるのは許容できない	109	15.1%
④ その他	19	2.6%
⑤ 無回答	21	2.9%



- 問 17 公共施設等の再編成（施設の統合・廃止、移転・集約、民営化など）を進めるにあたり、どのような観点から見直すべきだと思いますか。(○は2つまで)

公共施設等再編成の見直しの観点について、「利用者が少ない」、「市民ニーズを満たしていない」、「老朽化が進んでいる」の順に多くなっており、現実的な視点で、納得感を得やすい施設から再編成を進めていくことを望んでいることがわかります。

回答	件数	比率
① 老朽化が進んでいる施設	262	36.2%
② 利用者が少ない施設	414	57.2%
③ 維持管理費や事業運営費が高い施設	157	21.7%
④ 社会情勢の変化などにより、市民ニーズに合わなくなった施設	354	48.9%
⑤ 類似施設や代替施設が他市町村も含めて近隣にある施設	49	6.8%
⑥ 民間で同様のサービスが提供されている施設	65	9.0%
⑦ その他	6	0.8%
⑧ 無回答	20	2.8%



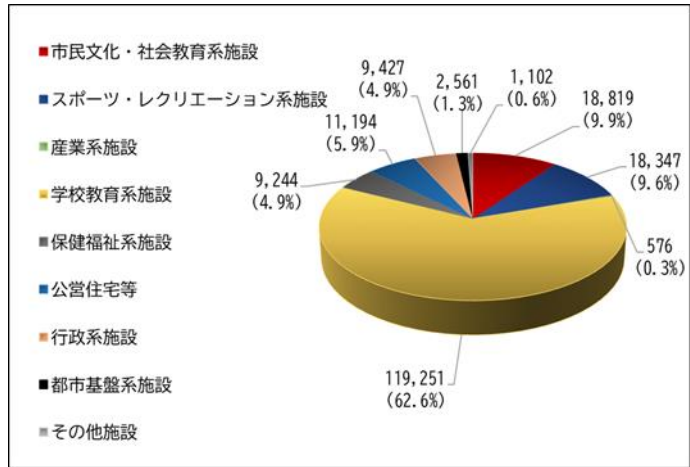
第3章 公共施設等の現状と課題

1 公共施設の現状

(1) 保有状況

本市が保有・管理している公共施設は、令和3（2022）年度末時点で87施設、民間施設の借上等も含めた全体の延床面積が約19.1万㎡となっています。

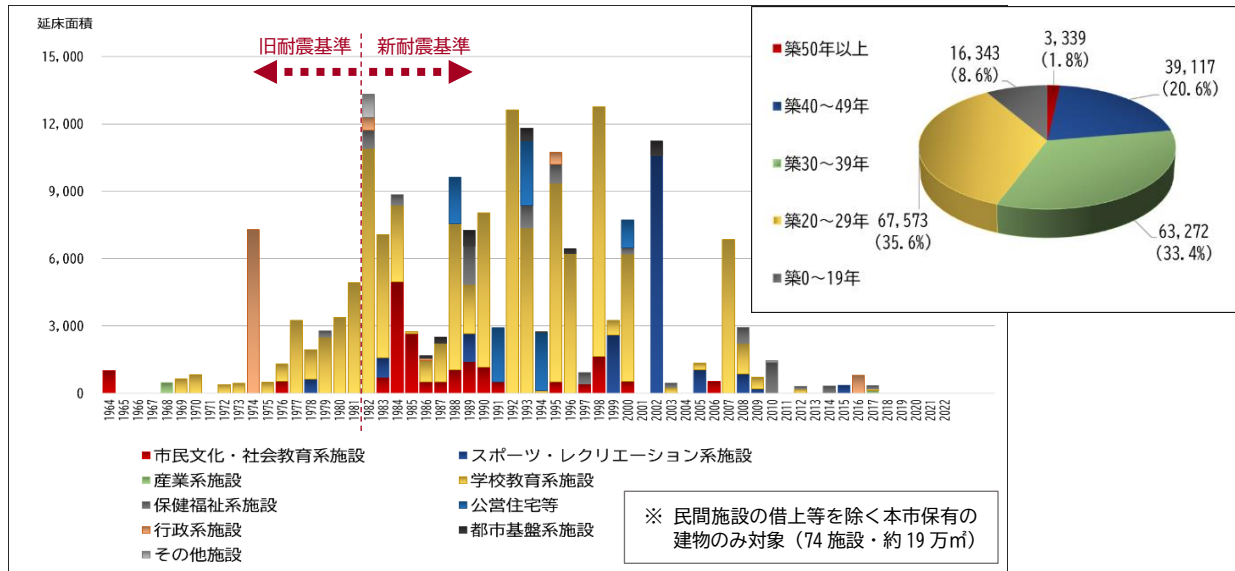
施設分類による内訳では、小中学校等の「学校教育系施設」が全体の6割（62.6%）を占めており、次いで、コミュニティセンター等の「市民文化・社会教育系施設」が9.9%、総合運動公園等の「スポーツ・レクリエーション系施設」が9.6%と順に多くなっています。



(2) 施設整備の推移と耐震化状況

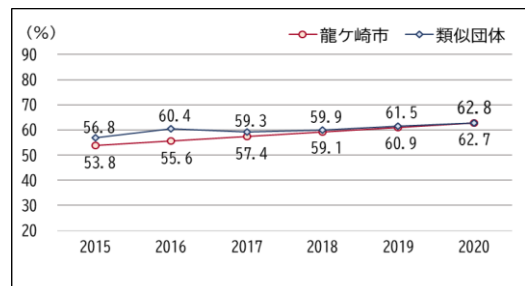
本市では、昭和49（1974）年の市庁舎の建設を皮切りに、ニュータウン開発により人口が急増した昭和50年代後半から平成10年代前半にかけて、小中学校や文化会館、図書館などの施設を集中的に整備してきました。このため、築30年以上の施設が55.8%と半数以上を占めています。

また、耐震化の状況については、本市の公共施設の多くは昭和56年以降の新耐震基準で整備されており、震度6強から7程度の揺れでも倒壊しない構造基準となっています。旧耐震基準の施設についても、阪神・淡路大震災を契機として、学校施設を最優先に耐震化改修を推進した結果、耐震補強が必要な公共施設は実質ゼロとなっており、民間団体が全面的に管理運営を行っている「職業訓練共同施設」のみが旧耐震基準となっています。



【参考】有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の推移

有形固定資産について、一定の耐用年数により減価償却を行った結果として、資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することができる指標で、100%に近いほど、老朽化の程度が高いことになります。



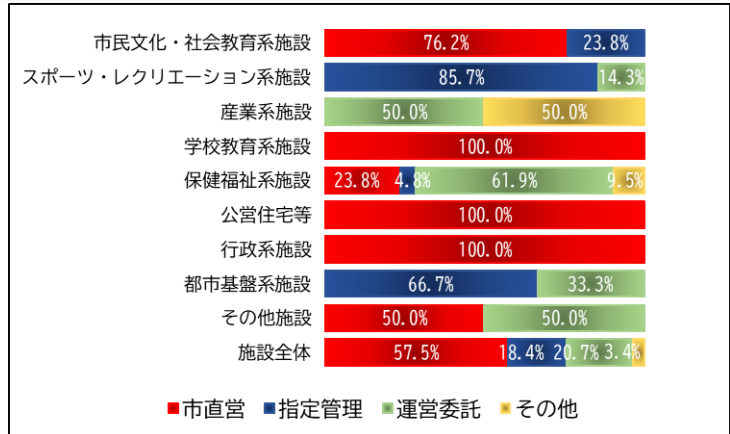
(3) 運営形態

施設の運営形態は、「市直営」、民間事業者が管理運営主体となる「指定管理」、管理運営主体が市のみ民間事業者へ業務を委託する「運営委託」、民間事業者への貸付等の「その他」と大きく分けられます。

施設全体では、市直営が全体の6割（57.5%）を占め、順に運営委託が20.7%、指定管理が18.4%、その他が3.4%となっています。

また、施設分類別では、学校教育系施設、公営住宅等、行政系施設が100%市直営となっていますが、スポーツ・レクリエーション系施設と都市基盤系施設に市直営施設はなく、指定管理施設がそれぞれ6割以上を占めています。

本市では、それぞれの施設に合った管理運営の在り方を検討しており、民間の技術・ノウハウ・資金等の活用（以下「民間活力の活用」という。）による利便性の向上や効率化によるコスト削減を目指し、指定管理の導入に取り組んでいます。

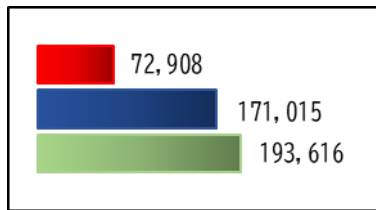


(4) 利用状況

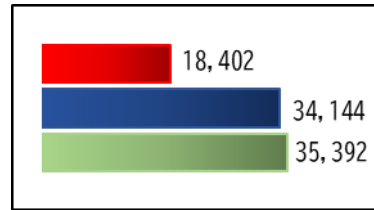
令和2（2020）年度までの各施設の利用状況は、次のとおりとなっています。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、近年、施設の休館などにより大幅に利用者が減少していることから、影響前の利用状況と比較するため、平成30（2018）年度からの3年間を示しています。

■ 2020 ■ 2019 ■ 2018

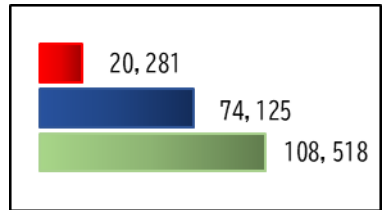
●地域コミュニティ施設（延べ利用者数）



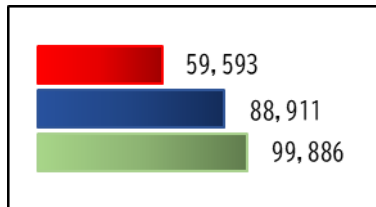
●全市的コミュニティ施設（延べ利用者数）



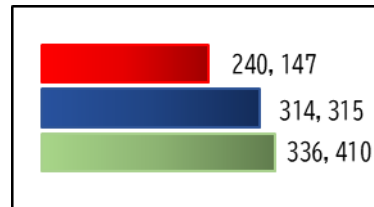
●文化会館（延べ利用者数）



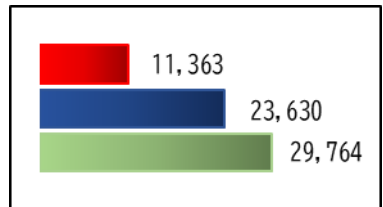
●図書館（延べ貸出し利用者数）



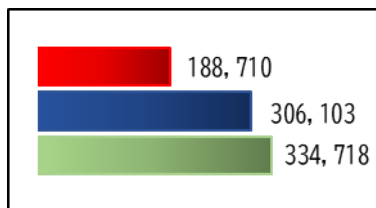
●図書館（延べ貸出し冊数）



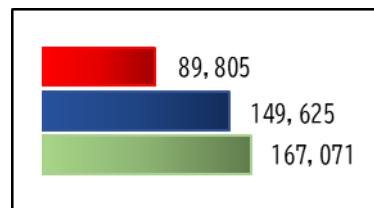
●歴史民俗資料館（延べ利用者数）



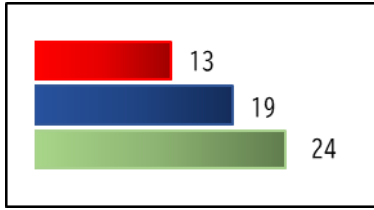
●体育館等（延べ利用者数）



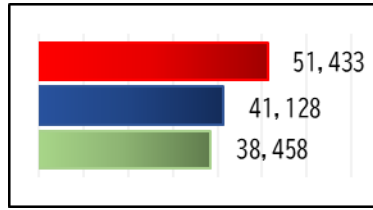
●レクリエーション施設・観光施設（延べ利用者数）



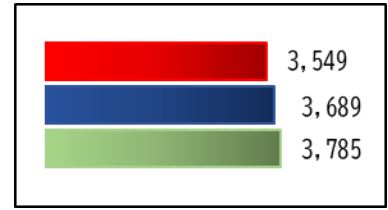
●職業訓練共同施設（生徒数）



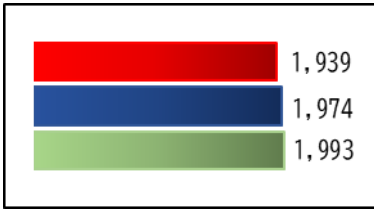
●農産物等直売所（延べ利用者数）



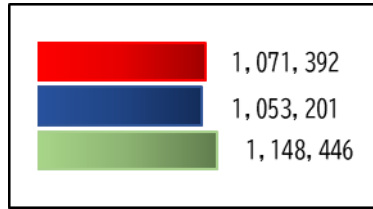
●小学校（各年5月1日時点児童数）



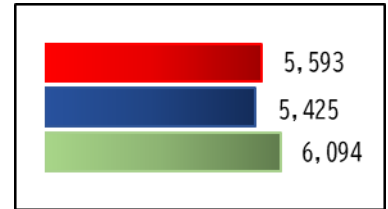
●中学校（各年5月1日時点生徒数）



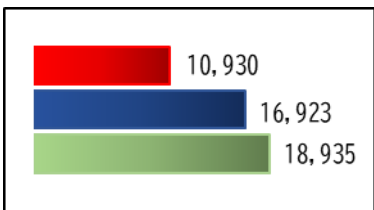
●給食センター（年間給食提供食数）



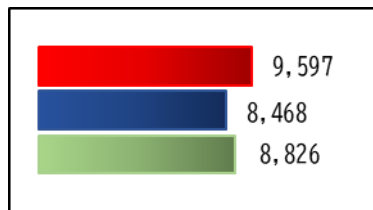
●教育センター（教育相談事業回数）



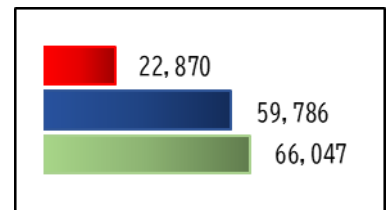
●保健センター（各種検診等延べ利用者数）



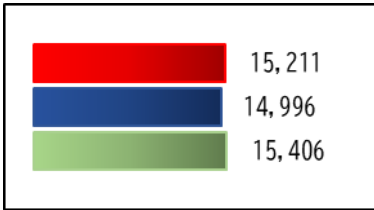
●地域福祉会館（各種事業延べ利用者数）



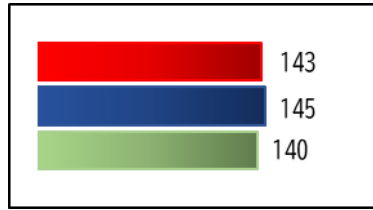
●高齢福祉施設（延べ利用者数）



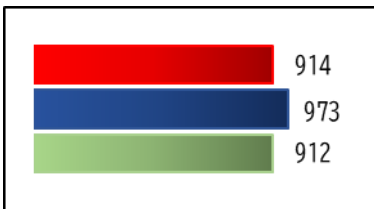
●障がい福祉施設（延べ利用者数）



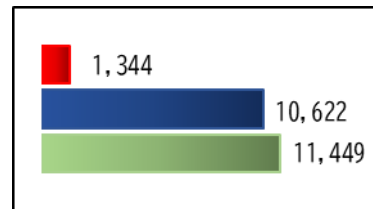
●八原保育所（入所者数）



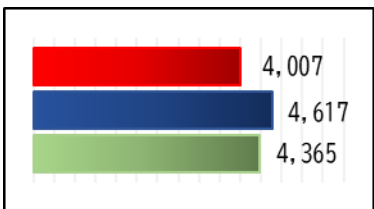
●学童保育ルーム（各年5月1日時点入所児童数）



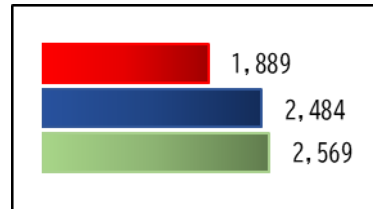
●さんさん館（子育て支援センター延べ利用者数）



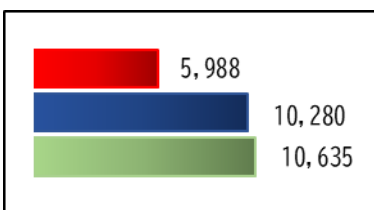
●さんさん館（ファミリーサポートセンター延べ利用者数）



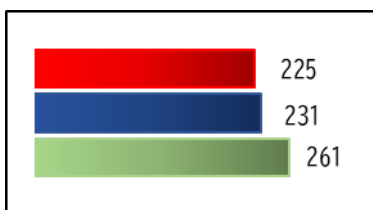
●さんさん館（保育ルーム（リフレッシュ保育）延べ利用者数）



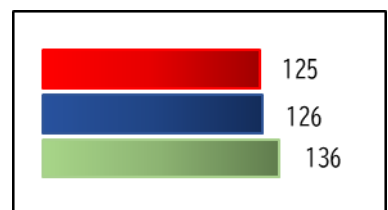
●駅前こどもステーション（延べ利用者数）



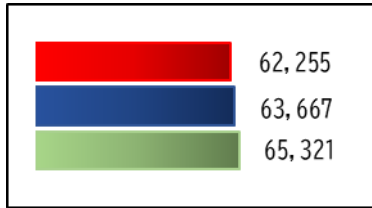
●公営住宅（居住者数）



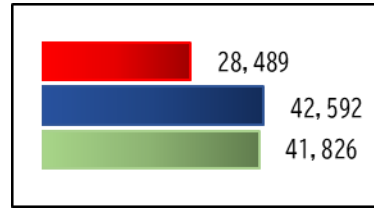
●公営住宅（利用戸数）



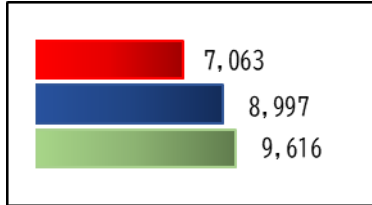
●出張所（延べ取扱件数）



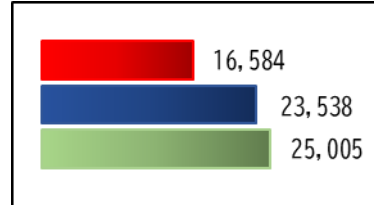
●ふるさとふれあい公園（延べ利用者数）



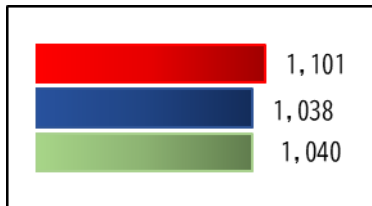
●駐輪場（延べ定期利用者数）



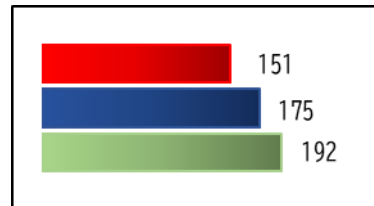
●駐輪場（延べ一時利用者数）



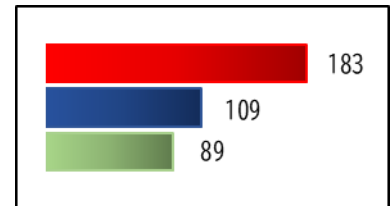
●市営斎場（火葬件数）



●市営斎場（通夜・告別式件数）



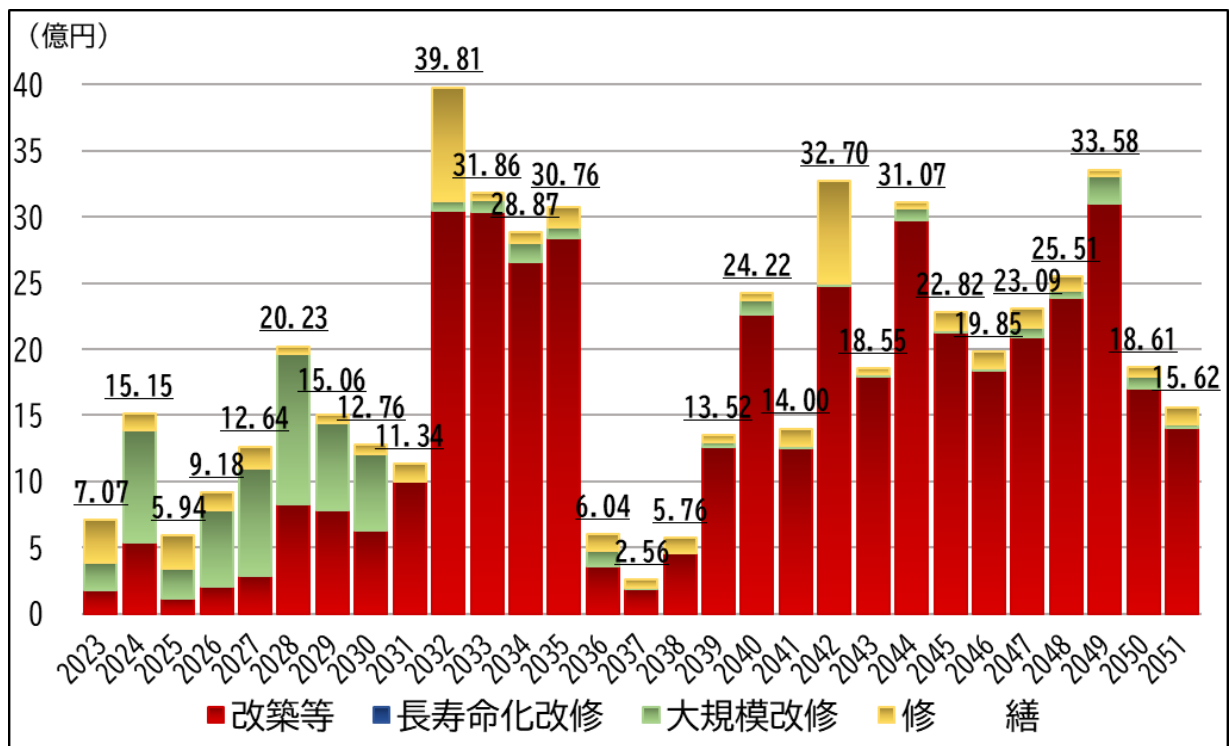
●北竜台防犯ステーション



(5) 維持管理・更新等費用

ここでは、対象施設について、施設の標準耐用年数で更新していく「従来型」で維持管理・更新等していった場合の費用を試算しています。

試算の結果、計画最終年度である令和33（2051）年度までに必要な費用は548.17億円、年間平均で18.90億円となっており、令和3（2021）年度までの5年間に掛かった公共施設の維持補修費及び投資的経費の年間平均12.65億円と比較すると、年間6.25億円不足することが試算されています。



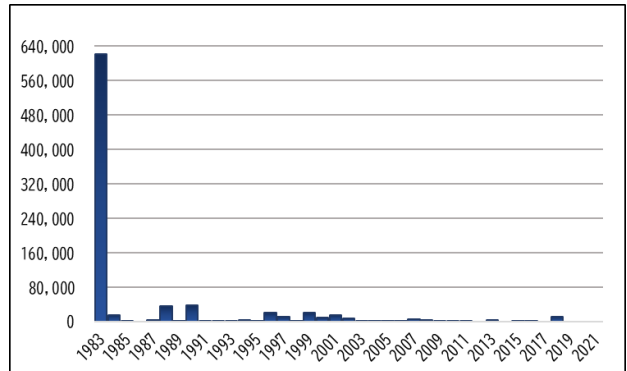
2 インフラの現状

(1) 施設整備の推移

ア 道路（市道）

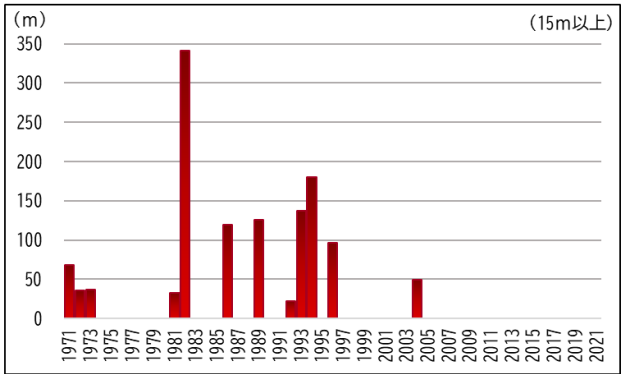
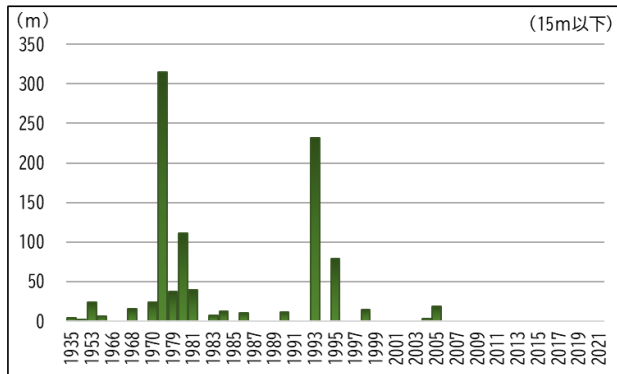
本市の道路は、道路台帳の整備等に伴い、昭和 58（1983）年度に7割の道路を一斉に認定し供用が開始されており、その後、ニュータウン開発等に合わせて、平成 20（2008）年度頃までに多くの道路が整備されています。

昭和 58（1983）年に認定された道路は、認定以前から使用されており、少なくとも 40 年程度使用されています。



イ 橋梁

本市の橋梁は、1970年代から1990年代前半にかけて多く整備され、架設後30年から40年経過しています。

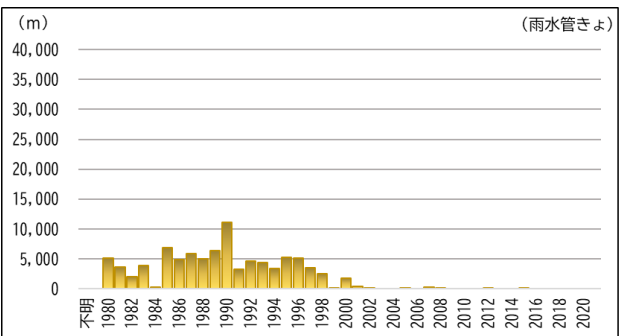
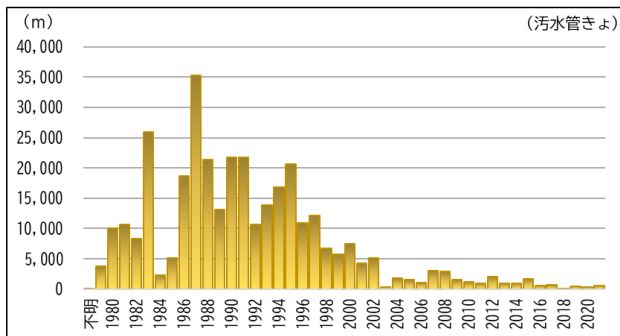


ウ 横断歩道橋

本市の横断歩道橋は、平成 2（1990）年度に架設したと推察されている1箇所を管理しています。

エ 下水道

本市の下水道は、昭和 52（1977）年 12 月の公共下水道事業着手以来整備を進めてきており、平成 12（2000）年頃までに多くの污水管きよ・雨水管きよが整備されています。



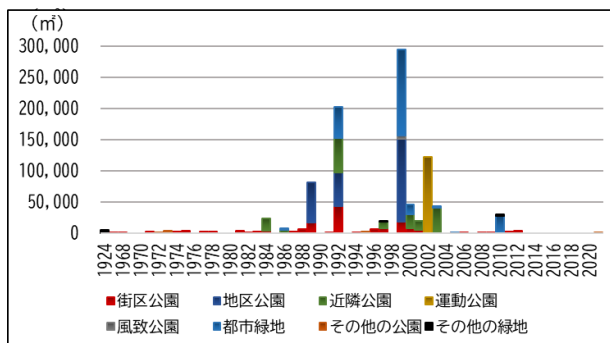
オ 河川

本市の河川（準用河川）は、竜ヶ崎ニュータウン開発事業、並びに竜ヶ崎工業団地造成事業に伴う雨水流出量の増大に対処するために整備されました。

カ 公園

本市の都市公園は、身近な公園である「街区公園」が7割を占めており、昭和33（1958）年度に「新町住宅内公園」を開設して以降、街の発展に合わせて開設しています。

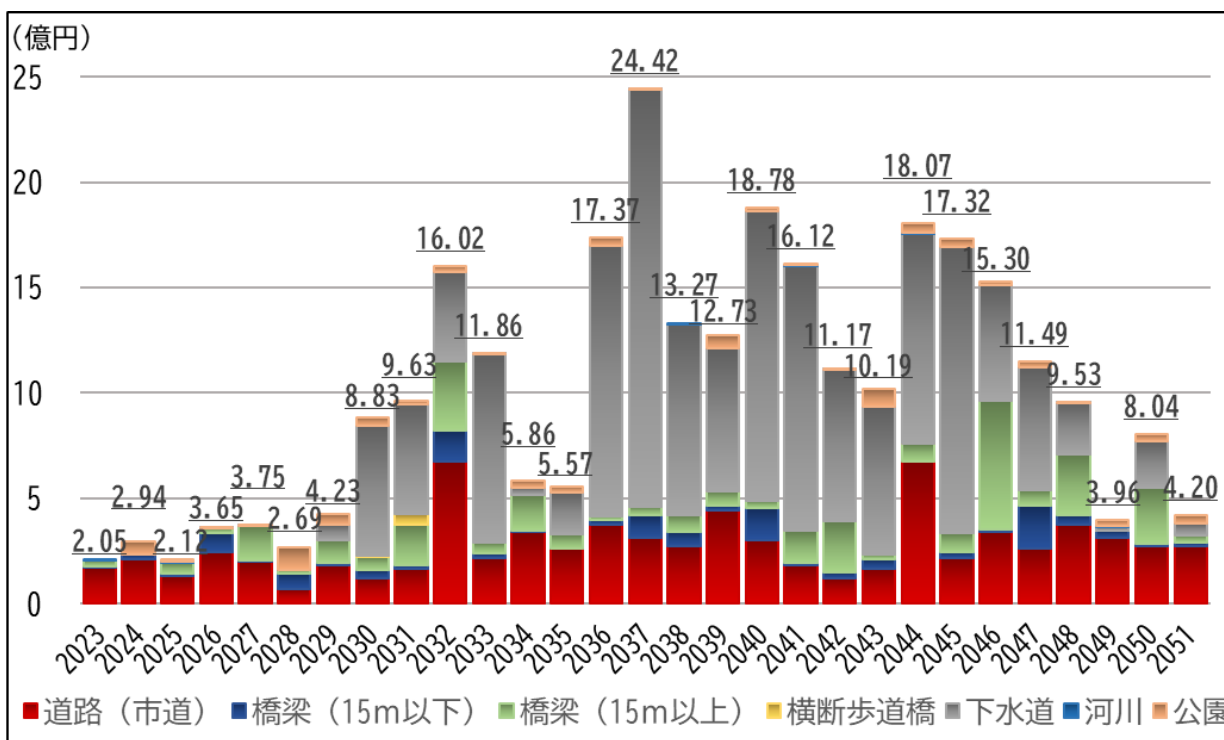
その他主な公園では、平成4（1992）年度に北竜台公園や蛇沼公園、平成11（1999）年に森林公園や龍ヶ岡公園を開設しています。



(2) 維持管理・更新等費用

ここでは、対象施設について、施設の標準耐用年数で更新していく「従来型」で維持管理・更新等していった場合の費用を試算しています。

試算の結果、計画最終年度である令和33（2051）年度までに必要な費用は291.15億円、年間平均で10.04億円となっており、令和3（2021）年度までの5年間に掛かったインフラの維持補修費及び投資的経費の年間平均6.62億円と比較すると、年間3.42億円不足することが試算されています。



3 公共施設等の課題

これまで示してきた本市の現状や今後の見通しなどを踏まえ、「公共施設等の全体最適化と持続可能な財政運営の両立を目指す」にあたっての課題を整理します。

【課題1】人口減少・少子高齢化への対応

- ◆ 総人口や年齢階級別にみる生産年齢人口の減少に伴い、将来世代が維持できる施設（建物）に限りがあることから、施設の総量を削減していく必要があります。
- ◆ コンパクトシティを念頭に、市全体のバランスに配慮しながら、各地域や年齢階級別の人口動態を踏まえ、地域に必要な機能（行政サービス）をベースとした施設規模の見直しや既存施設の有効活用など、施設の適正配置を行っていく必要があります。
- ◆ 縮充を念頭に、子育て環境の充実や高齢化を踏まえた福祉や地域交流機能の充実など、市民ニーズの変化や多様なライフスタイルに対応していく必要があります。

【課題2】持続可能な財政運営に向けたトータルコストの縮減・平準化

- ◆ 人口減少に伴い、市民税等の自主財源の減少が予想される中で、少子高齢化の進展に伴う福祉や医療などの社会保障費が増加していくことが見込まれており、財政運営は難しい舵取りが求められます。このような中で、これから一斉に更新時期を迎える公共施設等の維持管理・更新等に掛かる費用負担は非常に大きいものになります。このため、施設総量の削減と併せて、官民連携（PPP/PFI）も踏まえた施設の効果的・効率的な維持管理や事業運営の最適化による、トータルコストの縮減や支出時期の分散による平準化を図っていく必要があります。

【課題3】老朽化への対応と施設機能の強化・充実

- ◆ 本市の公共施設は、築年数が30年以上の施設が5割を超えており、老朽化してきていることから、日常点検などにより施設の状態を見極めながら適切な時期に改修等を行うなど、事故防止のため、安全確保にさらなる注意を払っていく必要があります。
- ◆ 公共施設の再編成の検討を踏まえ、今後も維持管理・更新等していく施設については、コストの平準化を踏まえた適切なタイミングで、長寿命化の改修や更新を行っていくことになります。この際、現状の施設機能を維持するだけでなく、ユニバーサルデザインの導入やカーボンニュートラルの取組などについて検討し、施設の利便性や価値の向上に取り組んでいく必要があります。

【課題4】市民等との情報や意識の共有による問題解決の実現

- ◆ 公共施設等は、長い間市民に利用され親しまれていることにより、特に近隣の地域において身近な施設（建物）・機能（行政サービス）が再編成されることに対し、少なからず抵抗を感じてしまいます。また、職員においても継続性を重視し、廃止や移転に二の足を踏んでしまい、維持・拡充するという方向に進んでしまいがちです。このため、市民への情報発信などによる問題意識の共有、そして、職員の意識啓発に取り組み、市の現状や将来を見据えて、同じ方向を向いて議論が深められる土壌を育てていく必要があります。

【補足】インフラについて

- ◆ 上記課題1～4の考え方を基本としながらも、インフラは市民生活や経済活動を支える重要な施設であり、「施設維持」が基本的な選択となります。このため、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握しながら、効果的・効率的な維持管理を行っていくとともに、改修時等には、新技術の導入や長寿命で維持管理が容易な構造を選択するなど、将来的な維持管理等コストの縮減・平準化につながる取組を行っていく必要があります。

第4章 課題解決に向けた公共施設等のマネジメント

1 公共施設等の管理に関する基本方針

これまで本市では、多くの自治体が直面している「公共施設等の更新問題」をはじめ、本市の人口や財政状況などに起因する課題を踏まえ、その解決に向けた「公共施設等のマネジメント」に取り組んできました。公共施設等のマネジメントは、数年という単位では目に見える成果にはつながりにくく、中長期の視点で、継続性を持って確実に取り組んでいくことが何より重要であり、大きな成果につながっていくことになります。

本市では、これまで公共施設とインフラそれぞれ別の基本方針としていましたが、これまでの考え方を継続しながらも、市としての基本となる軸を明確にするため、実際の検討（取組）順に整理し、次のとおりとします。

【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

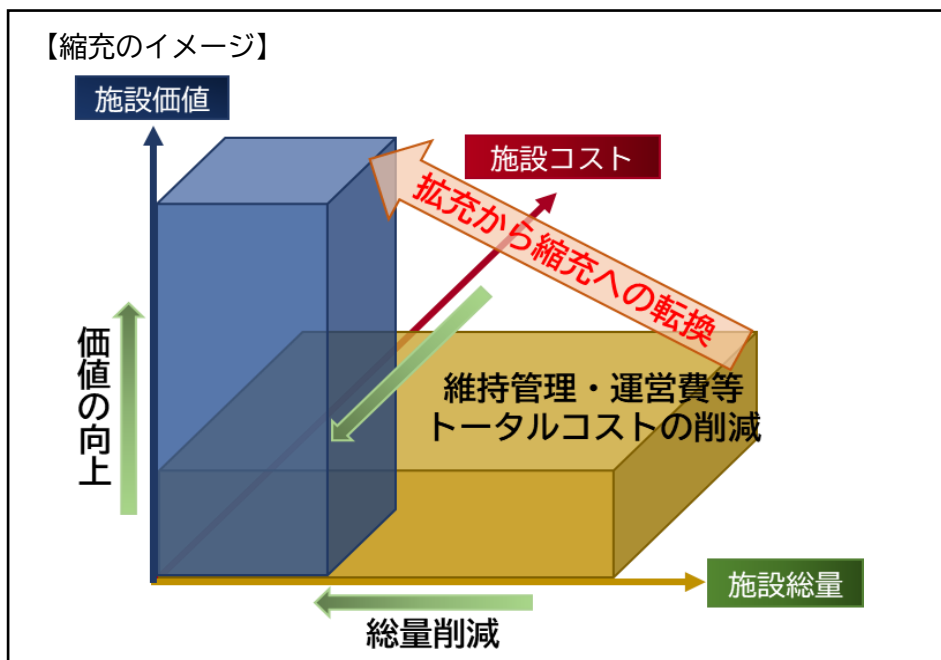
【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化

【基本方針3】施設配置・総量の最適化

この方針に基づき、「【基本方針1】効果的・効率的な維持管理」を継続しながら、「【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化」と【基本方針3】施設配置・総量の最適化」を並行して検討し、取り組んでいきます。

公共施設においては、「機能（行政サービス）の充実＝施設建設」という「拡充」の考え方から完全に脱却し、これまでどおり、施設面積の縮小やトータルコストの縮減を図りながら、ユニバーサルデザイン化などの施設（建物）の機能と、ソフト面における必要な機能（行政サービス）両面の機能を強化・充実させる「縮充」の視点を重視し、「【基本方針3】施設配置・総量の最適化」を最優先に取組を進めて行きます。

また、インフラについては、「【基本方針1】効果的・効率的な維持管理」を最優先に、民間活力の活用など、官民連携（PPP/PFI）の視点による「【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化」の取組を優先的に進めて行きます。



2 公共施設の管理に関する実施方針（取組）

(1) 【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理

ア 日常的な点検・診断等の実施

施設の安全性の確保や施設の状態を確認するため、日常点検及び定期点検を基本に、必要に応じて臨時点検や診断等を実施して施設の安全性を確認するとともに、その履歴を集積・蓄積し、計画的な維持管理・更新等を含む老朽化対策や本計画の見直しなどに活用していきます。

具体的には、「龍ヶ崎市公共施設の適正管理に関する規則」に規定する「公共施設点検マニュアル」及び「公共施設点検チェックシート」に基づく点検等を行っていきます。

イ 施設情報の整備

(ア)公共施設保全マネジメントシステム（BIMMS）活用による情報の集積

建物の基本情報や設備機器情報、修繕・改修等の工事履歴や燃料費等の情報を「公共施設保全マネジメントシステム（BIMMS）」に随時入力し、情報を集積・蓄積することにより、施設横断的な分析などに活用します。

(イ)施設カルテ等の作成・活用

(ア)で集積した情報に加え、貸館機能を有する施設の稼働状況調査により集積した、貸館機能を有する施設の部屋ごとの利用率や利用者数の情報のほか、施設の維持管理に関する行政コスト情報をまとめた施設カルテを3年に1回を目途に作成し、施設の評価ツールとして活用します。また、市公式ホームページ等に掲載し、広く市民に情報共有します。

(ウ)固定資産台帳の活用

統一的な基準による財務書類を作成する上で必要な固定資産台帳を毎年度適切に更新していくとともに、点検・診断や詳細な維持管理・更新等の履歴など、公共施設マネジメントに資する情報を必要に応じて追加するなど、公共施設保全マネジメントシステム（BIMMS）と住み分けしながら両者を紐付けることにより、保有する公共施設に関する情報の管理を効率的に行い、効果的・効率的な対策の検討に活用します。

ウ 計画的な維持管理・更新等の実施

(ア)維持管理・更新等の実施

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することにより、施設（建物）の機能の保持・回復を図る管理手法である「予防保全型」の維持管理を基本に、施設の状態や築年数、将来的な更新の有無等を考慮し、施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法である「事後保全型」の維持管理を併用しながら、点検・診断の結果や工事履歴等の施設情報を基に最適な手法を選択し、トータルコストの縮減・平準化を目指します。

また、再編成を行うことが決定していない施設や将来的に維持管理・更新していくことが決定した施設については、「目標使用年数」、「改修・更新周期」を目標に、「予防保全型」を基本としながら、施設の長寿命化に向けて、長寿命化改修や更新を行っていきます。

なお、本市の公共施設については、「【基本方針3】施設配置・総量の最適化」を最優先に、施設の更新や廃止、多機能化・複合化など、再編成の取組を進めて行くことから、トータルコストの縮減・平準化などの財政面や複合化施設の築年数等のタイミングを考慮し、施設の実情に応じた経済的・機能的な観点から、早めに施設の廃止や多機能化・複合化のための改修等を行うことがあります。

a 目標使用年数

施設が年月の経過に伴って老朽化し、事実上使用できなくなるまでの年数を施設の「標準耐用年数」と言います。本市が保有する公共施設の構造は、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造）、木造（W造）などがありますが、耐用年数は構造によって異なります。

本市では、下図を参考に、標準耐用年数 60 年（軽量鉄骨造及び木造は 40 年）、目標使用年数 80 年（軽量鉄骨造及び木造は 50 年）を基本とします。

【参考】望ましい目標使用年数

構造 用途	代表値	RC造、 SRC造		S造			CB造 れんが造	W造
		高品質 の場合	普通の品質 の場合	重量S造		軽量S造		
				高品質 の場合	普通の品質 の場合			
学校	100年	60年	100年	60年	40年	60年	40年	
官庁	80~120年	50~80年	80~120年	50~80年	30~50年	50~80年	30~50年	
住宅	80年	50年	80年	50年	30年	50年	50年	
事務所								
病院								

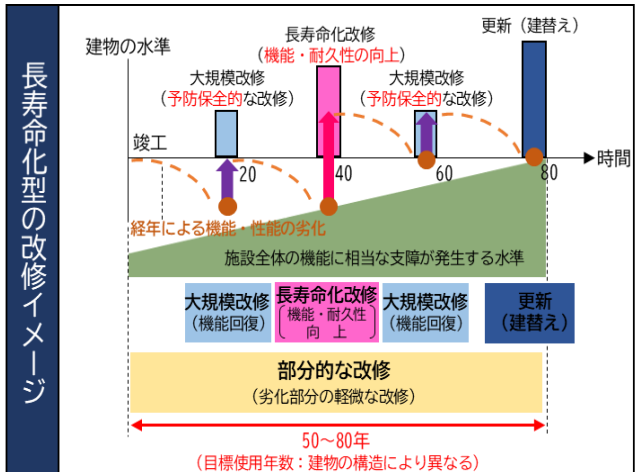
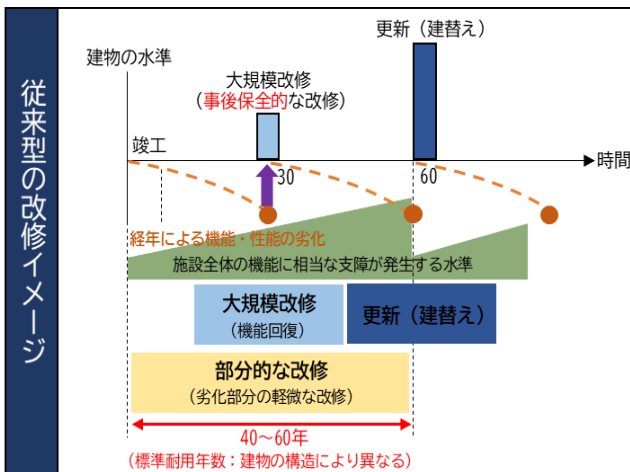
(社団法人日本建築学会編・発行『建築物の耐久計画に関する考え方』を基に本市で一部追記)

b 改修・更新周期

目標使用年数が 80 年の施設は、建設から 20 年と 60 年に機能を回復する「大規模改修」を行い、中間の 40 年に機能面の向上を含む「長寿命化改修」、80 年で「更新」を行うことを基本とします。

また、目標使用年数が 50 年の施設は、「長寿命化改修」は行わず、中間の 25 年に「大規模改修」のみを行い、50 年で「更新」を行うことを基本とします。

標準耐用年数	目標耐用年数	改修・更新周期			
		20年	40年(25年)	60年	80年(50年)
60年	80年	大規模	長寿命化	大規模	更新
40年	50年	—	大規模	—	更新



(イ)中期5か年保全計画（中期事業計画）の作成・実行

公共施設の所管課において、毎年、点検・診断等の結果や集積・蓄積している工事履歴等の施設情報を基に、公共施設マネジメントを統括する「企画課」や営繕等を担当する「都市施設課」との協議を行った上で「中期5か年保全計画」を作成します。

「中期5か年保全計画」は、「施設の改修・更新周期」や再編成の検討状況を踏まえ、「予防保全型」の維持管理などの視点で、「企画課」、「都市施設課」、「財政課」等による一次査定・二次査定を経て、予算に反映させます。

(ウ)官民連携（PPP/PFI）の推進

本市では、市職員の知識の集積・継承のため、専門的な保守点検等について個別に業務委託を行いながら、市直営の形による維持管理を基本としてきましたが、現在では、民間事業者が一括して管理を行う「包括管理」の手法を導入する自治体も少しずつ増えてきています。

「包括管理」など、施設の維持管理に民間資金・ノウハウを取り入れる手法について調査研究を行い、効果的・効率的な維持管理につながる手法の導入を推進していきます。

また、施設の更新等を行う際には、民間事業者の資金やノウハウを活用するPFI手法等の官民連携の取組を検討するほか、民間施設への移転など、施設を保有せずに行政サービスを展開する取組についても推進していきます。

エ 施設の安全確保及び施設機能の向上

(ア)施設の安全確保

公共施設は、日常利用に加え、多くが指定避難所として指定されるなど、地域の防災拠点として、災害時に市民の生命や財産を守る重要な役割を担っています。このため、日常的な点検・診断等の実施により、日々施設の安全性を確認するとともに、大規模改修等を行う際は、本市の「地域防災計画」や「国土強靱化計画」などの災害対策関連計画を踏まえ、災害時の拠点施設としての耐震性能の維持・向上のほか、発電設備や給水設備等のライフラインの確保に関する機能の維持・向上に努めます。

なお、点検等により高度の危険性が認められた施設については、応急修繕を行うとともに、速やかに施設の持つ社会的役割（機能）や利用状況等を勘案した上で総合的な判断を行い、施設の更新・廃止や他施設への多機能化・複合化などの判断を行います。

(イ)ユニバーサルデザイン化の推進

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、施設の改修等を行う際には、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

【ユニバーサルデザインの街づくりの考え方】

身体障害（聴覚・視覚・内部障害、肢体不自由等）、知的障害、精神障害（発達障害を含む）等様々な障害のある人（身体障害者補助犬を同伴した人を含む）も移動しやすく生活しやすいユニバーサルデザインの街づくり

- ・ 街なかの段差の解消
- ・ 狭い通路の解消
- ・ バリアフリー化された駐車場の確保
- ・ トイレの利用環境改善
- ・ わかりにくい案内表示等の見直し

(ウ)脱炭素化（カーボンニュートラル）の推進

施設の改修等を行う際には、温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を目指し、温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラル」の考え方を踏まえ、費用対効果を考慮しながら、ZEB（ZEB Ready 相当）を目指して創エネルギー技術及び省エネルギー技術（パッシブ技術、アクティブ技術）の導入を検討します。これらの技術（設備）の導入により、建物内の環境を適切に維持するために必要なエネルギー量を抑制するとともに、どうしても必要となるエネルギーについては、効率的な利用に加え、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー等の創エネルギーにより賄うことにより、施設の温室効果ガス排出量の削減につながります。さらに、施設の運用段階においては、エネルギーマネジメント技術により、継続的なエネルギー消費量の削減を図ります。

なお、脱炭素化の取組については、「龍ヶ崎市環境基本計画（龍ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編を含む）」、及び本市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減等の措置に関する「龍ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」との整合に留意します。

(2) 【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化

ア あるべき機能（行政サービス水準）の検討

本市では、ニュータウンの開発等により、1982（昭和57）年から人口が大きく増加し、2010（平成22）年をピークに、近年は大幅な減少傾向へと移行しつつありますが、同時期に公共施設の整備と併せて、機能（行政サービス）を拡充してきた経緯があります。

これから人口減少・少子高齢化が進展していく中で、需要の変化への対応や本市の人口・財政の見込みから、どの機能を維持・充実させ、どの機能を廃止するのか、利用状況や情報技術の発展によるサービスの在り様の変化なども勘案しながら取捨選択し、本市に合った持続可能な「あるべき行政サービス水準」を検討していきます。

なお、検討においては、そのサービスが「公共で行うべきサービスであるか」、「民間で代替可能なサービスであるか」、また「その併用で行うべきサービスであるか」という3つの視点で考え、そのサービスが公共施設を維持しなければ提供できないサービスであるかなど、施設（建物）と機能（行政サービス）の関係に留意して検討します。

イ 効果的・効率的な事業運営

(ア)官民連携（PPP/PFI）の推進

民間事業者のノウハウを活用することにより、運営経費の縮減や利用者のニーズに対応した質の高いサービスの提供が期待できる「指定管理者制度」の導入を推進していくほか、ネーミングライツ事業の活用により、施設の愛称を命名する権利を民間事業者に付与するなど、公共施設に民間資金・ノウハウを取り入れる手法について継続して調査研究を行い、効果的・効率的な事業運営につながる手法の導入を推進していきます。

(イ)情報技術の活用

施設予約や施設利用へのデジタル技術の活用を推進し、利便性の向上や業務効率化、運営経費の縮減を図るとともに、事務スペース等の縮小による総量の削減にもつなげていきます。

(ウ)使用料・手数料の適正化

使用料・手数料は、地方自治法により、市民相互の公平性の観点から「行政サービスの対価」として利益を受ける者（受益者）が、受益の範囲内で応分の経済的負担をすることが定められており、これを「受益者負担の原則」と言います。

本市では、「龍ヶ崎市使用料・手数料等の設定基準」に基づき、施設の維持管理や役務の提供に対し、施設の人件費等から計算した「原価」に、行政サービスの性質ごとの分類による「受益者負担率」を乗じて算定することを基本としています。社会情勢の変化に対応した適正な料金水準を維持していくため、原則3年ごとに定期的な見直しを行い、受益者負担の適正化に努めます。

(3) 【基本方針3】施設配置・総量の最適化

ア 基本的な考え方

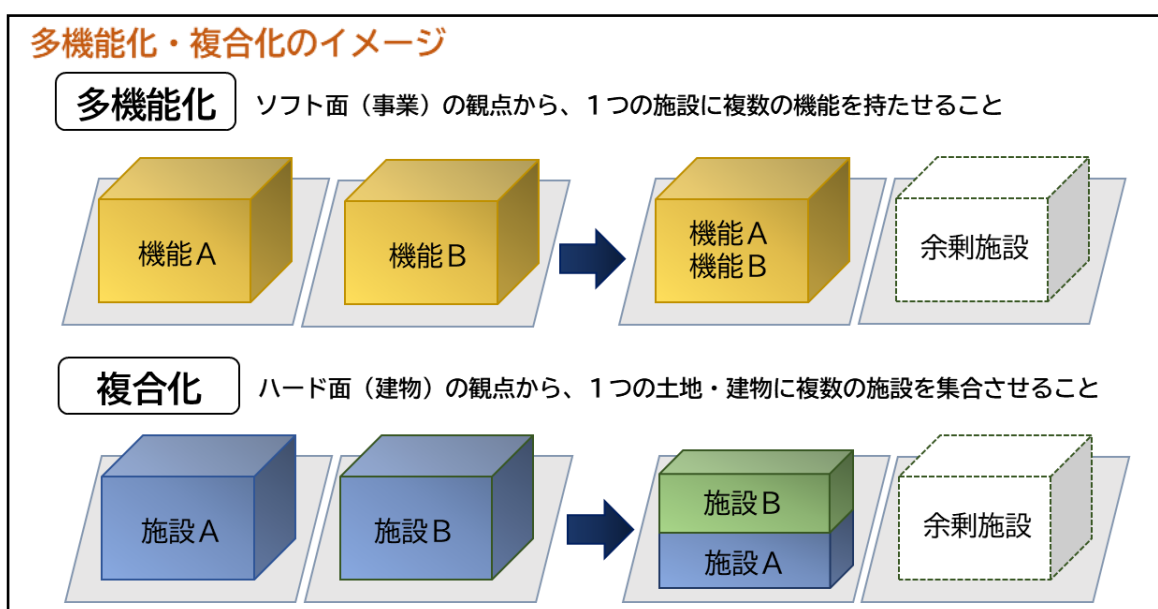
本市では、「施設＝機能」という固定観念を持たず、市全体のバランスや地域特性に配慮しながら、「あるべき機能（行政サービス水準）の検討」や「効果的・効率的な事業運営」の考え方を基本に、フラットな視点で必要な機能や適正な施設配置・規模等の検討を行い、施設（建物）と機能（行政サービス）の組み合わせを最適化していきます。

なお、最適化により余剰施設が生じた場合には、土地や建物の民間事業者等への売却による財源確保に努めるとともに、利用見込みの無い施設については、計画的に解体・撤去（除却）を行うなど、遊休資産の適切な処分及び除却を推進します。

イ 最適化の手法

(ア)多機能化・複合化

機能（行政サービス）が類似している複数の施設を1つの施設として集約する「多機能化」や機能（行政サービス）が異なる複数の施設を1つの建物に集約する「複合化」を推進していきます。



(イ)他用途への転用

必要な機能（行政サービス）を担っているものの、施設の設置場所や利用時間帯及び物理的・構造的な面から、稼働率が低い施設や維持管理コストが高い施設については、利用形態及び運営形態の改善を図りつつ、他施設との多機能化・複合化を検討します。

なお、移転により空き施設となる場合には、最初に新たな機能（行政サービス）での活用など、他用途への転用を検討します。

(ウ)新設の抑制

施設の新設は極力抑制し、政策的に必要となった場合のみ、長期的な総量の最適化の範囲内で、費用対効果を検証して行うこととします。

この場合においては、多機能化・複合化の視点を踏まえ、利用形態及び運営形態の改善、他用途への転用など将来の変化を見据え、スケルトン・インフィル方式により、自由度の高い設計とします。

(工)広域連携の推進

これからは、「無いから造る」ではなく、「国や他の自治体が管理する施設（機能）を使用する」、「他の自治体と一緒に造って使用する」というような発想が必要になります。国や複数の自治体と互いに公共施設の機能を補完し合っていけるよう、国が管理する施設の活用や近隣自治体との広域連携の推進について検討します。

ウ 適正な施設総量**(ア)将来人口から見た施設総量**

令和 32（2050）年における本市の人口は 50,979 人と推計されており、令和 4 年（2022）年 4 月 1 日の住民基本台帳人口の 76,009 人と比較すると、25,030 人減少することが予想され、人口 1 人当たりの延床面積を現状維持とすると、施設総量を 32.9%削減する必要があります。

なお、社人研による推計人口は、5 年ごとに推計されていることから、計画最終年の前年である令和 32（2050）年における推計人口から算定しています。

適正な施設総量	=	$\frac{\text{令和 4 年の人口 (76,009 人)} - \text{令和 32 年の推計人口 (50,979 人)}}{\text{令和 4 年の人口 (76,009 人)}}$	=	32.9%削減
---------	---	--	---	---------

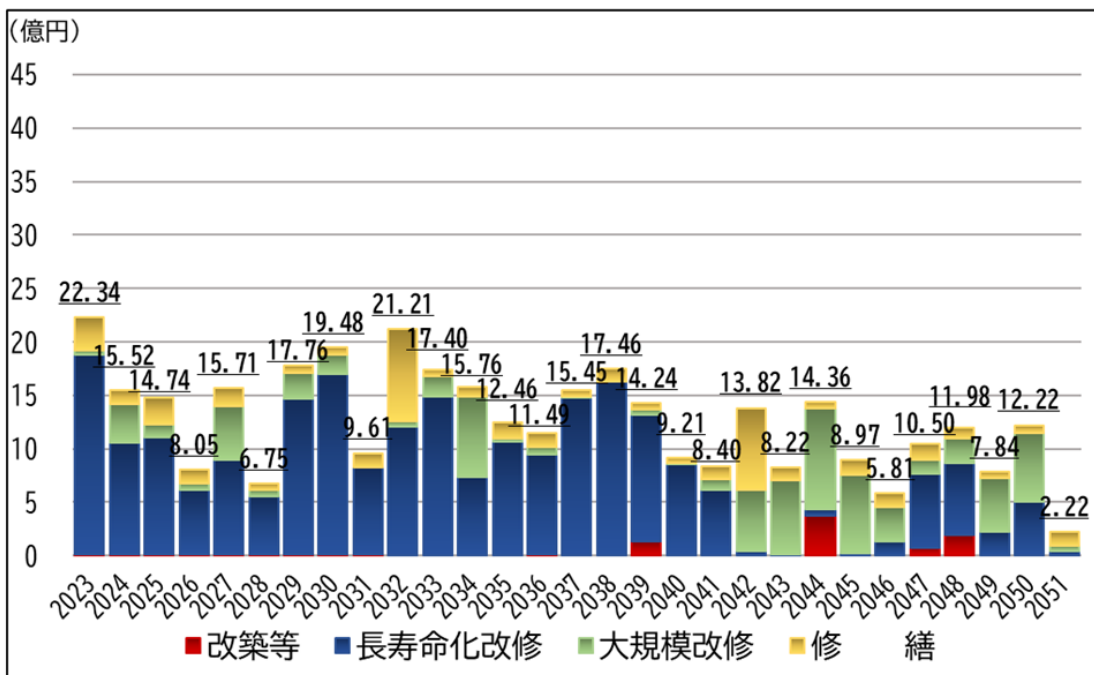
(イ)改修・更新費用から見た適正な施設総量**a 長寿命化による計画期間内の改修・更新費の削減効果**

対象施設を計画期間まで、「従来型」で維持していった場合に必要な改修・更新費用は、総額 548.17 億円、年間平均で 18.90 億円要すると試算されているのに対し、「従来型」同様に、対象施設を計画期間まで長寿命化した「長寿命化型」で維持していった場合に必要な改修・更新費用は、総額 368.98 億円、年間平均で 12.72 億円と試算されており、総額で 179.19 億円、年間平均 6.18 億円の削減効果があります。

「長寿命化型」の場合には、構造により異なりますが、更新までの期間を 20 年程度先に延ばすことができることから、計画期間内では、年間平均額の削減や施設の長寿命化と再編成を組み合わせた取組により、費用の平準化が図れるなどのメリットがあります。

「長寿命化型」にすることにより、計画期間内に発生する改修・更新費用は、令和 3（2021）年度までの 5 年間に掛かった公共施設の維持補修費及び投資的経費の年間平均 12.65 億円と比較するとほぼ同額となることから、再編成の取組をしなくても対象施設を維持できる試算となっています。

しかし、長い目を見た場合には、対象施設を目標使用年数まで使用することができたとしても、施設の建築年度の関係から、本庁舎等、計画期間直後に更新となる施設が多く存在していること、また、政策的な視点から新たに整備を進めている施設もあることから、再編成の取組は避けては通れません。



b 改修・更新費用から見た適正な施設総量

本市では、再編成を最優先に長寿命化を組み合わせながら最適化を図っていくこととしており、本計画に基づき、個々の施設について再編成の検討を継続的に行っていく中で、「従来型」で維持しながら再編成に取り組んでいく施設と、「長寿命化型」により長期的に維持していく施設に分類し、コストの平準化を踏まえながら適時、必要な改修等を行っていくこととなります。このため、改修・更新費用から見た適正な施設総量の試算については、資材の高騰や社会経済情勢が不安定であることなども考慮し、より楽観的な試算となっている「長寿命化型」ではなく、厳しい試算となっている「従来型」を採用し、試算を行いました。

その結果、「従来型」で改修・更新した場合に必要な事業費年間平均 18.90 億円に対して、令和 3（2021）年度までの 5 年間に掛かった維持補修費及び投資的経費の年間平均 12.65 億円を支出可能額と設定すると、施設総量を 33.1%削減する必要があるという結果となりました。

適正な施設総量	$= \frac{\text{従来型で維持した場合 (18.90 億円)} - \text{支出可能額 (12.65 億円)}}{\text{従来型で維持した場合 (18.90 億円)}} = 33.1\% \text{削減}$
---------	--

(ウ)計画期間内の施設総量の目標

平成 27（2015）年度に策定した本計画では、令和 33（2051）年度の施設総量（延床面積）を 30%削減することを目標としています。

前記（ア）及び（イ）で行った将来人口や改修・更新費用からの試算では、

- ◆ 将来人口から見た施設総量：32.9%削減
- ◆ 改修・更新費から見た適正な施設総量：33.1%削減

が必要と算出されており、ともに概ね 33%となっていることから、施設の長寿命化と再編成の組み合わせによる 30%削減という目標は妥当であると考えられます。

なお、30%の総量削減という目標は変更しないものの、本計画の見直しに伴い対象施設及び各施設の延床面積の精査を行い、施設面積が変更となったことから令和 3（2021）年度末時点の延床面積を基準として、見直し後の計画開始年度である令和 5（2023）年度から 30%削減に改めて取り組んでいくこととします。

3 インフラの管理に関する実施方針（取組）

(1) 道路（市道）

【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

点検及び診断

「龍ヶ崎市道路パトロール計画」に基づき、視認による確認を月3回程度実施するほか、道路状態による分類に応じて、路面性状調査を5年に1回程度行います。

施設情報の整備

道路台帳・地下埋設物台帳の整備や点検・診断結果についての記録を整理し、施設の維持管理・更新等に活用します。

計画的な維持管理・更新等

従来の損傷後に修繕を行う「事後対策型」から、損傷が軽微な段階で早めに必要な修繕を行う「予防保全型」の維持管理へ管理手法を転換し、長寿命化と維持管理コストの縮減を図ります。

また、維持管理・更新等を行う際は、耐久性など施設の安全性に配慮した上で、費用対効果などを総合的に判断し、長寿命化やコストの縮減につながる「維持管理が容易な構造」や「新技術」の採用に努めます。

目標使用年数

道路舗装における目標使用年数は、暫定で10年に設定します。

官民連携（PPP/PFI）の推進

「包括管理」や「指定管理者制度」、「PFI手法」など、施設の維持管理や整備に係る民間資金・活力を取り入れる手法について調査研究を行い、効果的・効率的な維持管理につながる手法の導入を推進します。

施設機能の向上

施設の改修・更新時に、ユニバーサルデザインの導入や脱炭素化（カーボンニュートラル）の推進に努めます。

【基本方針3】施設配置・総量の最適化

社会情勢や市民ニーズの変化に応じて、市の都市計画との整合を図りながら、災害時の役割にも留意して新設・廃止等を行い、全体の適正配置・総量の最適化を図ります。

(2) 橋梁

【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

点検及び診断

徒歩などにより目視による日常的な点検を実施するほか、橋梁の架設年度や立地条件等を十分に考慮し、橋梁点検車等による定期点検を5年に1回行います。

施設情報の整備

橋梁台帳の整備や点検・診断結果についての点検調書等の記録を整理し、施設の維持管理・更新等に活用します。

計画的な維持管理・更新等

従来に損傷後に修繕を行う「事後対策型」から、損傷が軽微な段階で早めに必要な修繕を行う「予防保全型」の維持管理へ管理手法を転換し、長寿命化と維持管理コストの縮減を図ります。

また、維持管理・更新等を行う際は、耐久性など施設の安全性に配慮した上で、費用対効果などを総合的に判断し、長寿命化やコストの縮減につながる「維持管理が容易な構造」や「新技術」の採用に努めます。

目標使用年数

予防保全型の目標使用年数は、架設後41年以上の鋼橋で70年、コンクリート橋で85年、架設後40年以内で100年に設定します。

官民連携（PPP/PFI）の推進

「包括管理」や「指定管理者制度」、「PFI手法」など、施設の維持管理や整備に係る民間資金・活力を取り入れる手法について調査研究を行い、効果的・効率的な維持管理につながる手法の導入を推進します。

施設機能の向上

施設の改修・更新時に、ユニバーサルデザインの導入や脱炭素化（カーボンニュートラル）の推進に努めます。

【基本方針3】施設配置・総量の最適化

社会情勢や市民ニーズの変化に応じて、市の都市計画との整合を図りながら、災害時の役割にも留意して新設・廃止等を行い、全体の適正配置・総量の最適化を図ります。

(3) 横断歩道橋

【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

点検及び診断

視覚による調査近接目視による日常的な点検を実施するほか、横断歩道橋の架設年度や立地条件等を十分に考慮し、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査などによる定期点検を5年に1回程度行います。

施設情報の整備

台帳の整備や点検・診断結果についての点検調書等の記録を整理し、施設の維持管理・更新等に活用します。

計画的な維持管理・更新等

従来の損傷後に修繕を行う「事後対策型」から、損傷が軽微な段階で早めに必要な修繕を行う「予防保全型」の維持管理へ管理手法を転換し、長寿命化と維持管理コストの縮減を図ります。

また、維持管理・更新等を行う際は、耐久性など施設の安全性に配慮した上で、費用対効果などを総合的に判断し、長寿命化やコストの縮減につながる「維持管理が容易な構造」や「新技術」の採用に努めます。

目標使用年数

目標使用年数は、70年に設定します。

官民連携（PPP/PFI）の推進

「包括管理」や「指定管理者制度」、「PFI手法」など、施設の維持管理や整備に係る民間資金・活力を取り入れる手法について調査研究を行い、効果的・効率的な維持管理につながる手法の導入を推進します。

施設機能の向上

施設の改修・更新時に、ユニバーサルデザインの導入や脱炭素化（カーボンニュートラル）の推進に努めます。

【基本方針3】施設配置・総量の最適化

社会情勢や市民ニーズの変化に応じて、市の都市計画との整合を図りながら、新設・廃止等を行い、全体の適正配置・総量の最適化を図ります。

(4) 下水道

【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

点検及び診断

マンホールや本管については、管路施設の機能（流下機能等）が確保されているか異常箇所等を発見するために目視を基本とした視覚調査による日常的な点検を実施するほか、リスク評価による管路の重要度に応じて、点検頻度を5～15年、調査頻度を10～30年に設定し、管口カメラや調査員による潜行目視調査等を行います。

処理場・ポンプ場施設については、リスク評価に基づき、点検及び調査頻度を5～10年程度とし、管理棟の調査や設備の分解調査を行います。

施設情報の整備

下水道台帳の整備や施設の点検・診断結果についての点検調書等の記録を整理し、施設の維持管理・更新等に活用します。

計画的な維持管理・更新等

施設の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理手法である「状態監視保全」や、施設の特성에 応じて予め定めた周期により対策を行う管理手法である「時間計画保全」を基本に、計画的な維持管理と維持管理コストの縮減を図ります。

また、維持管理・更新等を行う際は、耐久性など施設の安全性に配慮した上で、費用対効果などを総合的に判断し、長寿命化やコストの縮減につながる「維持管理が容易な構造」や「新技術」の採用に努めます。

目標使用年数

目標使用年数は定めず、予算を平準化して可能な限り（標準耐用年数：管きよ50年、ポンプ場・処理場管理棟50年、機械・電気設備15年以上）使用していくこととします。

官民連携（PPP/PFI）の推進

「包括管理」や「指定管理者制度」、「PFI手法」など、施設の維持管理や整備に係る民間資金・活力を取り入れる手法について調査研究を行い、効果的・効率的な維持管理につながる手法の導入を推進します。

施設機能の向上

施設の改修・更新時に、ユニバーサルデザインの導入や脱炭素化（カーボンニュートラル）の推進に努めます。

広域化・共同化の検討

公営企業会計の導入による効果的・効率的な施設の運営を図る観点から、施設の統廃合等も含めた、広域化・共同化による下水道施設全体の最適化を検討していきます。

【基本方針3】施設配置・総量の最適化

社会情勢や市民ニーズの変化に応じて、市の都市計画との整合を図りながら、新設・廃止等を行い、全体の適正配置・総量の最適化を図ります。

(5) 河川

【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

点検及び診断

目視を基本とした視覚調査による日常的な点検を月2回行います。

施設情報の整備

点検結果や修繕の記録を整理し、維持管理・更新等に活用します。

計画的な維持管理・更新等

日常的な点検や定期的な除草、伐採などを行うことで施設の劣化状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理手法である「状態監視保全」を基本に、計画的な維持管理と維持管理コストの縮減を図ります。

目標使用年数

目標使用年数は定めず、使用していくこととします。

(6) 公園

【基本方針1】効果的・効率的な維持管理

点検及び診断

一般施設等の日常点検については、都市公園法第3条の2に定める都市公園の管理基準に適合するよう国土交通省「公園施設の安全点検に係る指針」に基づき、随時実施します。

また、遊具については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」等に基づき、公園施設製品整備技師等の専門技術者による定期点検を年1回実施します。

このほか、その他設備については関連法に定める定期点検を年1回実施するほか、定期点検を実施しない一般施設等は、5年に1回以上健全度調査を実施し、施設の更新等を判断します。

施設情報の整備

公園台帳の整備や点検・診断結果についての点検調書等の記録を整理し、施設の維持管理・更新等に活用します。

計画的な維持管理・更新等

従来に比べ、損傷後に修繕を行う「事後対策型」と、損傷が軽微な段階で早めに必要な修繕を行う「予防保全型」の維持管理手法を施設の種類に応じて使い分け、計画的な補修による施設の長寿命化と維持管理コストの縮減を図ります。

また、維持管理・更新等を行う際は、耐久性など施設の安全性に配慮した上で、費用対効果などを総合的に判断し、長寿命化やコストの縮減につながる「維持管理が容易な構造」や「新技術」の採用に努めます。

目標使用年数

目標使用年数は定めず、施設の種類に応じて、定期点検結果や健全度、予算の平準化等を考慮して更新していくこととします。

官民連携（PPP/PFI）の推進

「包括管理」や「指定管理者制度」、「PFI手法」など、施設の維持管理や整備に係る民間資金・活力を取り入れる手法について調査研究を行い、効果的・効率的な維持管理につながる手法の導入を推進します。

施設機能の向上

施設の改修・更新時に、ユニバーサルデザインの導入や脱炭素化（カーボンニュートラル）の推進に努めます。

【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化

民間資金・活力を取り入れる手法について調査研究を行い、規模や地域性等に応じて、にぎわいや交流人口の増加につながる新たな公園の活用手法について検討します。

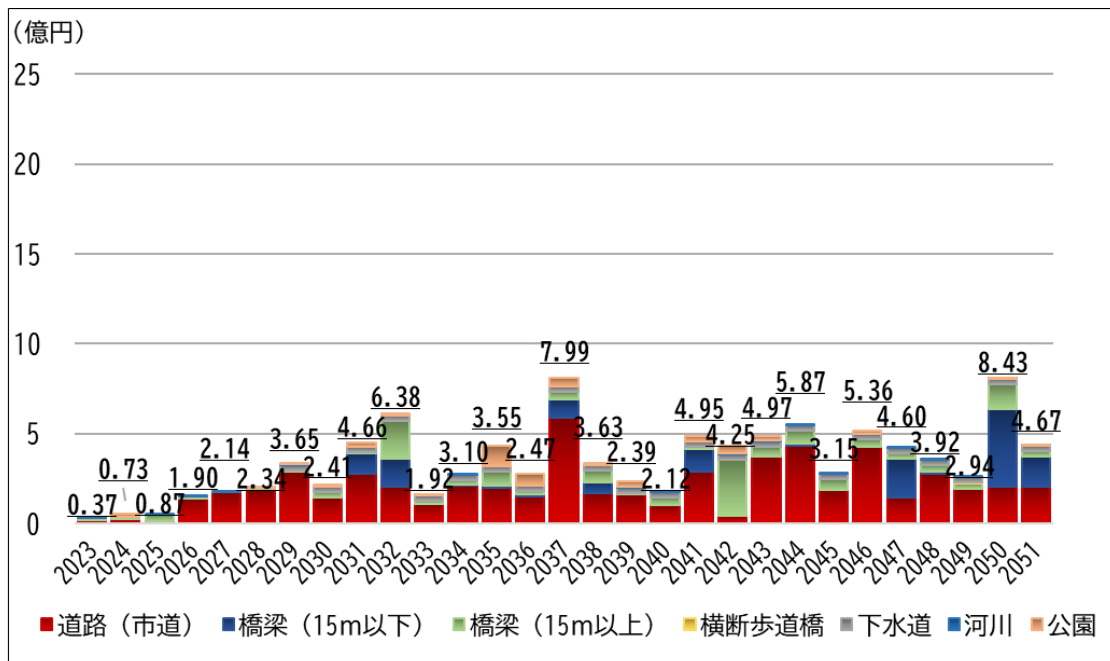
【基本方針3】施設配置・総量の最適化

社会情勢や市民ニーズの変化に応じて、市の都市計画との整合を図りながら、災害時の役割にも留意して、全体の適正配置・総量の最適化を図ります。

インフラ施設の長寿命化による計画期間内の改修・更新費の削減効果

対象施設を計画期間まで、「従来型」で維持していった場合に必要な改修・更新費用は、総額 291.15 億円、年間平均で 10.04 億円要すると試算されているのに対し、施設分類ごとに検討を加え、点検・診断等の結果から、緊急性の高い施設に予算の投入を絞るなどの対策を施した「長寿命化型」で対象施設を計画期間まで維持していった場合に必要な改修・更新費用は、総額 100.09 億円、年間平均で 3.5 億円と試算されており、総額で 191.06 億円、年間平均 6.5 億円の削減効果があります。この試算では、令和 3（2021）年度までの 5 年間に掛かったインフラの維持補修費及び投資的経費の年間平均 6.62 億円で維持することが可能となります。

しかし、この試算は厳しい財政状況を踏まえ、抑制的に計画しているものであり、下水道施設においては、予算の平準化により年間平均 2.9 億円、従来型よりコストを削減する試算となっています。このため、インフラについては、今後の施設の点検・診断等により、維持管理費が増える可能性を含んでいます。



第5章 公共施設の施設分類別の管理に関する基本方針

前章で示した公共施設全体の方針である「公共施設の管理に関する実施方針（取組）」を踏まえ、施設分類ごとの現状や特性などに応じた基本的な考え方を示します。

1 市民文化・社会教育系施設

(1) コミュニティ関連施設（地域コミュニティ施設）

施設	施設数	基本方針
コミュニティセンター	13	<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化 地域の拠点として多世代が気軽に利用できるよう、行政サービスのデジタル技術の活用による新たな機能の付加など、市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図るため、機能の在り方や事業運営における民間活力の活用について検討します。</p> <p>【基本方針3】 施設配置・総量の最適化 市内13のコミュニティ地区に立地し、地域住民の交流や生涯学習等、地域社会づくりに寄与する拠点として、原則、施設を更新します。 更新の際には、災害時の地域拠点としての機能などを踏まえて立地や規模を検討するとともに、他施設との多機能化・複合化を検討します。</p>

(2) コミュニティ関連施設（全市的コミュニティ関連施設）

施設	施設数	基本方針
市民活動センター	4	<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化 市民活動センターは、市民の社会貢献活動（市民活動）の支援拠点、市民交流プラザは、市民交流や市民活動の推進を目的としており、特に、市民交流プラザの機能は、コミュニティセンターと類似し、互換性が高くなっています。このため、利用状況等を勘案しながら、コミュニティセンター等他施設への一部機能の集約を検討します。 また、市民活動センターは、指定管理者による運営がなされていますが、市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図るため、引き続き民間活力を活用した取組を進めていきます。</p>
市民交流プラザ		

	<p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 一部機能の集約の検討などを踏まえ、将来的な他施設との多機能化・複合化を検討します。</p>
<p>まいん「健幸」サポートセンター</p>	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 入居する市街地活力施設は、耐震改修等大規模改修を実施しているものの、昭和39（1964）年度の建築で老朽化してきていることから、建物の点検を行いながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 指定管理者による施設運営を検討するなど、市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図るため、民間活力の活用を検討します。 また、介護予防事業等、本市の健康づくりに関する事業の在り方の検討を踏まえ、利用状況等を勘案しながら、機能の充実を前提として、他施設への機能の集約について検討します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 入居する市街地活力施設の老朽化状況や介護予防事業等の在り方の検討を踏まえた上で、他施設との多機能化・複合化を基本に、賃貸借している龍ヶ崎市商工会とも協議し、今後の方針を検討します。</p>
<p>農業公園豊作村（総合交流ターミナル）</p>	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 本市の貸農園としての機能は、龍ヶ岡市民農園も含めて人気が高いものの、総合交流ターミナルの建物は、構造上使用に制限を掛けていることもあり、利用者は少なくなっています。 本施設は、湯ったり館と併せた「農業公園豊作村」として指定管理者が運営していますが、両施設ともに利用者が減少傾向であり、運営コストの負担が課題となっています。このため、機能の移転や廃止も含め、施設の在り方について早期に検討するとともに、施設の魅力向上に取り組みます。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 事業運営の方向性を踏まえ、維持更新のほか将来的な他施設との多機能化・複合化、民間事業者等への売却や廃止など幅広く検討します。</p>

(3) 文化施設

施設	施設数	基本方針
文化会館	1	<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化 地域社会の芸術文化向上のための拠点であることから、機能を維持していくことを基本としますが、大ホール・小ホールともに50%に満たない稼働状況であるため、相乗効果を発揮する他施設の機能の受入れなどを検討します。 また、指定管理者による運営を継続し、今後も市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図ります。</p> <p>【基本方針3】 施設配置・総量の最適化 他市町村の施設を利用する広域連携の可能性も踏まえて、原則、施設を更新します。 更新の際には、他施設との多機能化・複合化を基本に、立地や規模を検討します。</p>

(4) 図書館

施設	施設数	基本方針
中央図書館	2	<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化 図書の貸出し機能について、電子図書館の利用を拡大していくとともに、その他貴重な資料の収集や市民の教養・文化の向上に関する講座等の機能については、利用状況等を勘案しながら、他施設への機能の集約を検討します。 また、指定管理者による運営を継続し、今後も市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図ります。</p> <p>【基本方針3】 施設配置・総量の最適化 一部機能の集約の検討などを踏まえた上で、図書館機能の新しい形を見据え、他施設への多機能化・複合化を検討するとともに、更新する場合の立地や規模について検討します。</p>

<p>図書館北竜台分館</p>		<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 賃貸施設であることから、市が管理する内装部分について、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 新刊を主とした小規模な展開で、タブレットでの閲覧も含めて本を身近に感じられ、且つ勉強や仕事に集中できる落ち着いたスペースとしての機能は、これからの時代に合った図書館の在り方として可能性のある形であることから、機能を維持していきながら、さらなる機能の付加等について検討します。</p> <p>また、指定管理者による運営を継続し、今後も市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図ります。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 本施設は、北竜台市街地の都市機能誘導区域内の商業施設に立地し、多様な年代への読書活動を通じた市民の教養・文化の提供が期待できることから、施設配置・規模を維持していきます。</p>
-----------------	--	--

(5) 博物館

施設	施設数	基本方針
<p>歴史民俗資料館</p>	<p>1</p>	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 平成30（2018）年度まで指定管理者が運営していましたが、現在では、専門知識を有する者の育成や調査・研究等の継続性などに配慮し、市直営で運営しています。</p> <p>展示方法や利用者が限定的となっていることが課題であることから、展示方法やイベント等における民間活力の活用を検討し、利用者の拡大を図ります。</p> <p>また、図書館所蔵の歴史的文書や公文書館の機能受入れなど、歴史に関する機能の集約について検討します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 本市の歴史及び民俗等の資料収集、調査・研究等の拠点であることから原則、施設を更新します。</p> <p>更新の際には、他施設との多機能化・複合化を基本に、立地や規模を検討します。</p>

2 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 体育館等

施設	施設数	基本方針
総合運動公園（総合体育館（たつのこアリーナ））	5	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 スポーツ活動の拠点であることから、機能を維持していくことを基本とします。 各施設ともに同一の指定管理者が運営しており、様々なイベントの展開やスケールメリットを発揮し、多世代の健康づくりに寄与しています。今後も市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図るため、指定管理者による運営を継続します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 スポーツ活動の拠点として定着していることから、原則、立地を変更せず、施設を更新します。 更新の際には、ハード・ソフト両面における本市のスポーツ環境を考慮し、施設規模を検討します。</p>
総合運動公園（陸上競技場（たつのこフィールド））		
総合運動公園（野球場（たつのこスタジアム））		
高砂運動広場（高砂体育館）		
北文間運動広場（北文間体育館・スポーツサロン北文間館）		
		<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 両施設ともに同一の指定管理者が運営しており、総合運動公園等その他スポーツ施設の1つとして、スケールメリットを発揮し、効率的な運営を行っています。今後も市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図るため、指定管理者による運営を継続します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 本市全体でのスポーツ施設の配置状況を踏まえ、利用用途などを勘案しながら、他施設への多機能化・複合化も含めて検討します。 更新の際には、ハード・ソフト両面における本市のスポーツ環境を考慮し、立地や規模を検討します。</p>

(2) レクリエーション施設・観光施設

施設	施設数	基本方針
農業公園豊作村（湯つたり館）	2	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 本施設は、指定管理者により運営を行っていますが、民間の温浴施設との競合による利用者の減少等により、施設の維持管理や運営コストの負担が課題となっています。このため、機能の移転や廃止も含め、施設の在り方について早期に検討するとともに、施設の魅力向上に取り組みます。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 事業運営の方向性を踏まえ、維持更新のほか将来的な他施設との多機能化・複合化、民間事業者等への売却や廃止など幅広く検討します。</p>
観光物産センター		<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 賃貸施設であることから、市が管理する内装部分について、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図るため、民間活力の活用を継続します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 観光情報の発信や物産品の宣伝等を担っていることから、龍ヶ崎市駅前の立地は適正であると考えています。今後も本市の情報発信を行い、さらなる認知度向上への取組を検討していきます。</p>

3 産業系施設

(1) 産業振興施設

施設	施設数	基本方針
職業訓練共同施設	2	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 本施設は、茨城県の認定を受けた職業訓練校として、「職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練校協会」が管理運営しています。 昭和43（1968）年度の建築で、旧耐震基準の建物であることから、施設の移転等、今後の在り方も含めて検討を進めています。このため、方向性が決定するまでの間、建物の点検を行いながら、事後保全型による維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 機能維持や事業運営の在り方等について、協会や関係市町と協議を行い、早期に今後の方向性について検討します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 施設の老朽化状況や生徒数の減少傾向を踏まえ、協会等との協議を行い、今後の方針について検討します。</p>
農産物等直売所（たつのご産直市場）		<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 市内を中心に生産された農産物等の特産品の提供により、地産地消を促進し、農業振興を図る本施設の機能は維持していく必要があると考えていますが、観光物産センターやその他施設との多機能化・複合化によるスケールメリットを活かした、事業運営の効率化や情報発信など、民間活力の活用も含めて検討します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 文化会館駐車場に立地しており、プレハブの建物により運営されていることから、機能や事業運営の検討を踏まえ、利用状況等を勘案しながら、他施設への多機能化・複合化も含めて検討します。 更新の際には、ハード・ソフト両面における本市の農産物等特産品の情報発信などを考慮し、立地や規模を検討します。</p>

4 学校教育系施設

(1) 学校等（小学校）

施設	施設数	基本方針
小学校	11	<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、小中一貫教育の進展による施設一体型小中一貫校への移行の検討状況を踏まえながら、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化 本市の小学校では、現在、学校教育としての機能のほか、空き教室やグラウンドなどを利用して、学童保育や地域スポーツなどへの施設の開放が行われています。 学校教育への影響の無い範囲で、民間も含めた教育やスポーツ、福祉関連機能との多機能化・複合化の可能性について検討します。</p> <p>【基本方針3】 施設配置・総量の最適化 少子化に伴う児童数減少への対応と教育環境充実のため、小学校同士の統合や小中一貫教育の進展による地域の実情を踏まえた施設一体型小中一貫校への移行を進めていきます。 統合等により廃校となった施設については、総量の最適化を最優先に、行政需要や公共的需要の検討や民間事業者等への売却・貸付、地域への開放、解体等、維持管理コスト等を踏まえた上で、まちづくりの視点で総合的な検討を行います。</p>

(2) 学校等（中学校）

施設	施設数	基本方針
中学校	6	<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、小中一貫教育の進展による施設一体型小中一貫校への移行の検討状況を踏まえながら、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化 本市の中学校では、現在、学校教育としての機能のほか、屋内運動場やグラウンドなどを利用して、地域スポーツなどへの施設の開放が行われています。 学校教育への影響の無い範囲で、民間も含めた教育やスポーツ、福祉関連機能との多機能化・複合化の可能性について検討します。</p> <p>【基本方針3】 施設配置・総量の最適化</p>

		<p>少子化に伴う児童数減少への対応と教育環境充実のため、小中一貫教育の進展による地域の実情を踏まえた施設一体型小中一貫校への移行を進めていきます。</p> <p>統合等により廃校となった施設については、総量の最適化を最優先に、行政需要や公共的需要の検討や民間事業者等への売却・貸付、地域への開放、解体等、維持管理コスト等を踏まえた上で、まちづくりの視点で総合的な検討を行います。</p>
--	--	--

(3) その他教育施設

施設	施設数	基本方針
学校給食センター第一調理場	3	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理</p> <p>新学校給食センターへの機能移転に伴い、機能廃止となることが決定していることから、建物の点検を行いながら、事後保全型による維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化</p> <p>—————</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化</p> <p>本施設は、市街化調整区域に立地しており、民間事業者等の活用は制限を受けることから、施設用途廃止後は、借地となっている他施設からの機能移転等、費用対効果が見込める公共利用を基本に検討します。</p> <p>総量の最適化を最優先に、費用対効果が見込めない場合には、建物を解体します。</p>
学校給食センター第二調理場		
教育センター		<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理</p> <p>コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化</p> <p>教育相談や適応指導教室等、本施設の機能は、様々な事情を抱える児童生徒やその家族等に対し、きめ細やかな支援を行うことにより、社会的自立へ向けての進路の選択肢を広げる役割等を担っています。</p> <p>事業の性質上、機能の見直しや事業運営の効率化には適さない部分も多くありますが、市民ニーズの変化への対応や利便性向上のための機能の見直し等、時代の要請に合わせて検討していきます。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化</p> <p>原則、施設を更新していきます。</p> <p>更新の際には、児童生徒が社会との交流につながる施設との多機能化・複合化を視野に入れながら、立地や規模を検討します。</p>

5 保健福祉系施設

(1) 保健衛生施設

施設	施設数	基本方針
保健センター	1	<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理 整備を進めている新保健福祉施設への移転後の解体が決定している施設であることから、解体までの間、建物の点検を行いながら、事後保全型による維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化 市民に密着した健康相談、健康教育、健康診査等の保健サービスの拠点であり、市民の健康づくりの推進及び自主的な保健活動の場として唯一の役割を担っている施設であることから、機能を維持していくこととします。 事業運営については、健康診断や栄養指導等のソフト事業について、市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図るため、民間活力の活用を検討します。</p> <p>【基本方針3】 施設配置・総量の最適化 新保健福祉施設へ移転後、施設を解体し、土地を所有者に返却します。</p>

(2) 社会福祉施設

施設	施設数	基本方針
地域福祉会館	1	<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化 「福祉のまちづくり」の実現を目指す社会福祉協議会の活動拠点として、様々な関係機関協力のもと、福祉事業やボランティア事業等で使用されています。 これらの機能は、市の生活困窮者支援とも関連が深いことから、本庁舎内への機能移転も含め、社会福祉協議会と検討していきます。</p> <p>【基本方針3】 施設配置・総量の最適化 本館と新館の2つの建物により構成され、本館は1979（昭和54）年度、新館は1997（平成9）年度と、築年数に18年の差があります。 本館については、標準耐用年数60年での解体を基本とし、新館については、庁舎を補完する施設として、他施設との多機能化・複合化を基本に更新を検討します。</p>

(3) 高齢福祉施設

施設	施設数	基本方針
総合福祉センター	2	<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理 総合福祉センターについては、コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>また、松葉小学校内の施設を使用している元気サロン松葉館については、施設が管理する内装部分について、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化 両施設の持つ、高齢者の生きがいづくりや健康づくり等の機能については、必要な機能であり維持していくことを基本とするものの、個々の機能は他施設との類似性があることから、他施設との多機能化・複合化を検討します。</p> <p>また、事業運営については、総合福祉センターが指定管理者、元気サロン松葉館は市直営により運営していますが、両施設ともに、市民ニーズの変化への対応や利便性の向上、業務の効率化を図るため、指定管理者による運営の継続等、民間活力を活用します。</p> <p>【基本方針3】 施設配置・総量の最適化 ふるさとふれあい公園と隣接しており、高齢者の拠点として適した場所に立地していますが、地盤が悪いことに加え、小貝川が氾濫した際には1.7mの浸水が想定されています。</p> <p>このため、当面の間は、高齢者のいきがいづくりの拠点として使用した上で、コミュニティセンター等貸館の稼働状況が低いことを踏まえ、他施設との多機能化・複合化を検討します。</p>
元気サロン松葉館		

(4) 障がい福祉施設

施設	施設数	基本方針
<p>障害福祉サービス事業所ひまわり園</p> <hr/> <p>地域活動支援センター</p>	<p>3</p>	<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化 障害福祉サービス事業所ひまわり園では、主に知的に障がいのある方を対象に生活訓練や家族の就労支援等のための一時預かり等を実施しており、地域活動支援センターでは、障がいにより働く事が困難な方の日中の活動をサポートする事業を実施しています。 また、事業運営については、ひまわり園は社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会が自主事業として運営しており、地域活動支援センターは、障害者総合支援法に基づく市の委託事業として民間団体が運営しています。 両施設ともに、今後も市民ニーズの変化への対応や利便性向上、業務の効率化を図るため、民間活力の活用を継続します。</p> <p>【基本方針3】 施設配置・総量の最適化 障害種別や定員数のこと等を考慮すると現段階での民間移行は困難なため、更新していくことを基本とします。 また、事業の性質上、他施設との多機能化・複合化は限られることから、単独施設としての更新を基本に、適正な立地や規模を検討することとします。</p>
<p>こども発達センターつぼみ園</p>		<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所として、特別な支援を必要とする幼児・児童を対象に、個々の発達状況に合わせた療育指導を行う機能を担っており、将来的に職員体制等を見直し、児童発達支援センターへの移行を検討します。 事業運営については、市直営により運営しています。民間施設においても類似する施設はありますが、個別療育のための専門職員を雇用する負担が大きく、同様のサービスを提供することは困難であるため、将来的にも市直営を基本とし、部分的に業務委託等による民間活力の活用を検討します。</p>

		<p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化</p> <p>原則、施設を更新していきます。</p> <p>事業の性質上、他施設との多機能化・複合化は限られることから、単独施設としての更新を基本に、適正な立地や規模を検討することとします。</p>
--	--	---

(5) 児童福祉施設（保育所）

施設	施設数	基本方針
八原保育所	1	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理</p> <p>コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化</p> <p>出生率の低下による少子化が深刻な社会問題となっており、共働き世帯が増加している中で、働きながら安心して子育てができる環境の整備は重要な課題となっています。このため、保育所の機能は維持することを基本とします。</p> <p>また、本施設は市内唯一の公立保育所となっており、当面の間は公立のまま運営していきますが、将来的には、公設公営を維持、若しくは民営化を検討します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化</p> <p>事業運営の検討の結果、公設を維持する場合には、市全体の保育所配置や定員等を考慮し、他施設との多機能化・複合化も含め適正な配置や規模を検討します。</p>

(6) 児童福祉施設（学童保育ルーム）

施設	施設数	基本方針
保育ルーム	11	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理</p> <p>専用のプレハブを使用している馴柴・八原・城ノ内小学校保育ルームについては、コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、計画的な維持管理を行います。</p> <p>また、学校の余裕教室を使用している施設については、施設が管理する内装部分について、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化</p> <p>出生率の低下による少子化が深刻な社会問題となっており、共働き世帯が増加している中で、働きながら安心して子育てができる環境の整備は重要な課題となっています。このため、保育ルームの機能は維持することを基本とします。</p> <p>また、業務委託により運営していますが、今後も民間活力の活用を継続し、最適化を図ります。</p>

		<p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化</p> <p>各小学校に1施設配置しており、配置・総量ともに最適化されていますが、プレハブを使用している3施設については、教室に余裕ができた場合には移転し、施設を解体します。</p>
--	--	---

(7) 児童福祉施設（その他児童福祉施設）

施設	施設数	基本方針
さんさん館	2	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理</p> <p>コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化</p> <p>共働き世帯の増加や核家族化などにより、育児相談やリフレッシュする時間や機会が失われ、地域との関わりも希薄になってきており、子育て支援センターでの子どもを交えた交流は大事な機能となっています。</p> <p>また、同施設ではこのほか、ファミリーサポートセンターでの一時保育（リフレッシュ保育）や行政窓口機能も入っており、多機能化・複合化され、利便性の高い施設となっています。</p> <p>これらの機能は、原則、維持することを基本としますが、子育て支援センターや一時保育は、保育所等でも実施していることから、今後の在り方について検討します。</p> <p>事業運営については、子育て支援センターが市直営、一時保育が業務委託により運営されています。市民ニーズの変化への対応や利便性向上、業務の効率化を図るため、民間活力の活用を検討します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化</p> <p>本施設は、人気の高い龍ヶ岡公園や民間商業施設に隣接し、利便性の高い場所に立地していることから、同立地で子育て支援の拠点として更新していくことを基本とします。</p> <p>更新の際は、他施設との多機能化・複合化を検討し、適正な規模を検討します。</p>
駅前こどもステーション		<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理</p> <p>賃貸施設であることから、市が管理する内装部分について、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化</p> <p>就労等時間に余裕のない保護者にとって、保育所への送迎は大きな負担になっています。</p>

	<p>一方で、事業運営については、業務委託により運営を行っていますが、費用対効果に課題があるため、今後の在り方について検討します。市民ニーズの変化への対応や利便性向上、業務の効率化を図るため、民間活力の活用を継続します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化</p> <p>現在、龍ヶ崎市駅前に立地していますが、テレワークの浸透等による電車利用の減少により、立地について再検討が必要となっています。このため、相乗効果を発揮する他施設との多機能化・複合化等、立地や規模の最適化について検討します。</p>
--	---

6 公営住宅等

(1) 公営住宅等

施設	施設数	基本方針
市営住宅	3	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 所得等何らかの障がいにより、適正な水準の住宅に居住することが困難な「住宅困窮者」の生活安定を図るため、セーフティネットとしての公営住宅の供給は今後も必要であるため、機能を維持していくことを基本とします。</p> <p>事業運営については、業務委託により行っており、今後も市民ニーズの変化への対応や利便性向上、業務の効率化を図るため、民間活力の活用を継続します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 現在、市営住宅は、奈戸岡・富士見・砂町に、県営住宅は、長山・小柴・奈戸岡に立地しています。</p> <p>セーフティネットとしての機能は維持し、一定数の供給は行っていく必要がありますが、様々な手法を検討し、総量の最適化を図っていく必要があります。このため、奈戸岡住宅については用途廃止に向けた検討を行うこととし、富士見・砂町住宅については、県営住宅の動向を見ながら今後の在り方について検討します。</p> <p>なお、施設更新の際は、適正な立地や規模の検討を行います。</p>

7 行政系施設

(1) 庁舎等

施設	施設数	基本方針
市役所庁舎	2	<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 行政サービスのデジタル技術の活用による新たな機能の付加など、市民ニーズの変化への対応や利便性向上、業務の効率化を図るため、機能や事業運営の在り方について検討します。 施設更新の際は、他施設の機能の集約や民間事業者の入居等、官民連携（PPP/PFI）手法の活用による利便性や魅力の向上に努めます。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 現庁舎は本市の中心に位置し、市内全域からアクセスしやすい立地であることから、現在地での更新を基本とし、様々な角度から検討した上で決定します。 なお、現在地で更新する場合には、現在整備している新保健福祉施設や附属棟との位置関係に留意し、適正な規模を検討します。</p>
第二庁舎		<p>【基本方針1】効果的・効率的な維持管理 借地であることから、廃止となる施設等への移転を検討しています。このため、当面の間、建物の点検を行いながら、事後保全型により維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】機能（行政サービス）・事業運営の最適化 本市の施設管理事務所と公益社団法人シルバー人材センターが使用しています。 施設管理事務所は、道路の維持補修や除草、災害時の倒木への対応等インフラの維持管理の業務を担っていますが、将来的な委託等への移行を見据え、職員の新規採用を行っていません。このため、所管業務に支障が生じないように、包括管理や業務委託等による民間活力の活用を早期に検討していきます。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化 本施設は、施設管理事務所と公益社団法人シルバー人材センターの移転後、建物を解体し借地を返却します。</p>

(2) 庁舎等（出張所）

施設	施設数	基本方針
出張所	3	<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理</p> <p>西部出張所は、今後の在り方を検討していることから、当面の間、建物の点検を行いながら、事後保全型により維持管理を行い、存続する場合には、予防保全型に切り替えて計画的な維持管理を行います。</p> <p>また、東部出張所は他施設との複合施設、市民窓口ステーションは賃貸施設であることから、施設が管理する内装部分について、計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化</p> <p>窓口機能を有する行政施設（出張所）は、「龍ヶ崎市立地適正化計画（平成31年3月）」において、本庁舎が立地する龍ヶ崎市街地を除く佐貫・北竜台・龍ヶ岡の各市街地の誘導施設に設定されていますが、市民一人ひとりのニーズやライフスタイルに合わせたサービスの提供、本庁舎の混雑改善、業務の効率化を図るため、行政サービスのデジタル技術の活用を踏まえた今後の在り方について再検討します。</p> <p>【基本方針3】 施設配置・総量の最適化</p> <p>佐貫市街地のみ出張所が立地していないことから、行政サービスの在り方を再検討し、必要な場合には、西部出張所を移転配置します。</p>

8 都市基盤系施設

(1) 公園（管理棟等を有する公園）

施設	施設数	基本方針
森林公園（管理棟等）	3	<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理</p> <p>コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化</p> <p>都市公園である「森林公園」と「龍ヶ岡公園」、地域住民が自然の中で創作活動やスポーツを通じて福祉の向上を図ることを目的とした広場としての「ふるさとふれあい公園」では、それぞれの設置目的が異なりますが、管理棟等の建物を設置して事業を行っている施設部分を公共施設として位置付けています。</p> <p>これらの施設のレクリエーションを主とした機能は、必ずしも行政が担うべき機能ではありませんが、交流人口の増加や地域活性化につながる可能性を秘めています。このため、都市公園である「森林公園」と「龍ヶ岡公園」については、民間事業者等との連携を視野に、それぞれの特徴を活かしながら魅力ある施設の再整備に向けた検討を行います。</p> <p>また、「ふるさとふれあい公園」については、指定管理者により運営を行っていますが、市民ニーズの変化への対応や利便性向上、業務の効率化を図るため、機能や事業運営の在り方について検討します。民間活力の活用を継続しながら、今後の機能の在り方について検討します。</p> <p>【基本方針3】 施設配置・総量の最適化</p> <p>機能や事業運営の検討を踏まえ、特に都市公園においては、公園としてのインフラ機能以外の施設について、市では施設を持たず、民間事業者等による投資等、民間活力を活用していくことを基本とします。</p>
ふるさとふれあい公園（アトリ工棟等）		
龍ヶ岡公園（管理棟）		

(2) 駐輪場

施設	施設数	基本方針
市営駐輪場	3	<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化 周辺の民間駐輪場も含めた利用状況等を検証し、公共駐輪場としての機能の在り方について検討します。 事業運営については、3施設のスケールメリットを活かして指定管理者により運営していますが、今後も市民ニーズの変化への対応や利便性向上、業務の効率化を図るため、民間活力の活用を継続します。</p> <p>【基本方針3】 施設配置・総量の最適化 龍ヶ崎市駅前に3施設設置していますが、在宅ワーク等社会情勢の変化に伴い、利用者が減少しており、民間駐輪場も充実していることから、統合による削減を目指します。</p>

(3) その他施設

施設	施設数	基本方針
市営斎場	2	<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化 本市唯一の斎場機能であることから、原則、機能を維持していきませんが、将来的な広域連携も視野に、継続的に調査研究を行います。 また、事業運営については、直営のもと、一部業務を委託して行っていますが、その他の民間活力の活用について、調査研究を行います。</p> <p>【基本方針3】 施設配置・総量の最適化 原則、施設を更新していきます。 更新の際には、適正な立地や規模を検討します。</p>
北竜台防犯ステーション		<p>【基本方針1】 効果的・効率的な維持管理 コストの平準化や縮減の観点から、予防保全型による長寿命化を基本に、再編成の検討状況を踏まえながら計画的な維持管理を行います。</p> <p>【基本方針2】 機能（行政サービス）・事業運営の最適化 パトロールの実施や警察署等の連携により、市民の安全に資する機能として、重要な機能であることから、機</p>

		<p>能を維持することを基本とします。</p> <p>事業運営については、市直営により運営していますが、人員配置や稼働時間等、効率的な在り方を検討するとともに、民間活力の活用についても検討します。</p> <p>【基本方針3】施設配置・総量の最適化</p> <p>龍ヶ崎警察署や交番との位置関係上、北竜台市街地への配置は、市民の安心・安全確保の観点から適正と考えています。</p> <p>現在、単独の建物となっていますが、更新の際には、民間施設や他施設との多機能化・複合化を基本として検討します。</p>
--	--	---

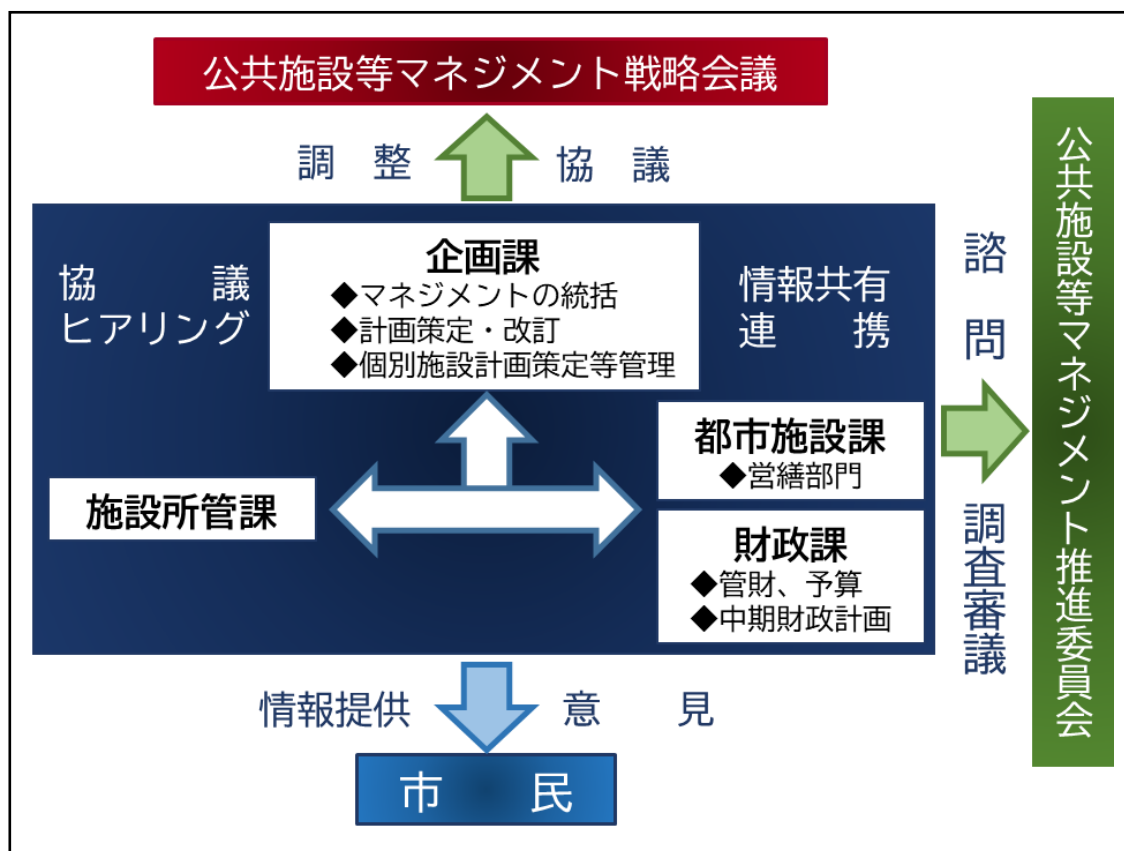
第6章 公共施設等マネジメントの実行

1 推進体制

公共施設等の管理を組織横断的に行うための管理部門を設置し、各公共施設を効率的に維持管理するための公共施設等マネジメントの推進体制を整備しています。

本市では、企画課において、公共施設の設備等の劣化状況や稼働状況、管理運営費用等について、所管課との協議・ヒアリングを通じた情報の集約や整理を行うなど、公共施設等のマネジメントを統括し、管財・予算・中期財政計画等を担当する財政課、営繕部門を担当する都市施設課と情報を共有するなど、庁内連携を強化しています。

また、公共施設等再編成の推進に当たり、計画の進捗管理や施設の有効活用に関する検討などについて、幅広い視点から行っていくため、行政内部において「公共施設等マネジメント戦略会議」を設置しているほか、外部会議として、関係団体や学識経験者、公募の市民を委員とする「公共施設等マネジメント推進委員会」を設置しています。

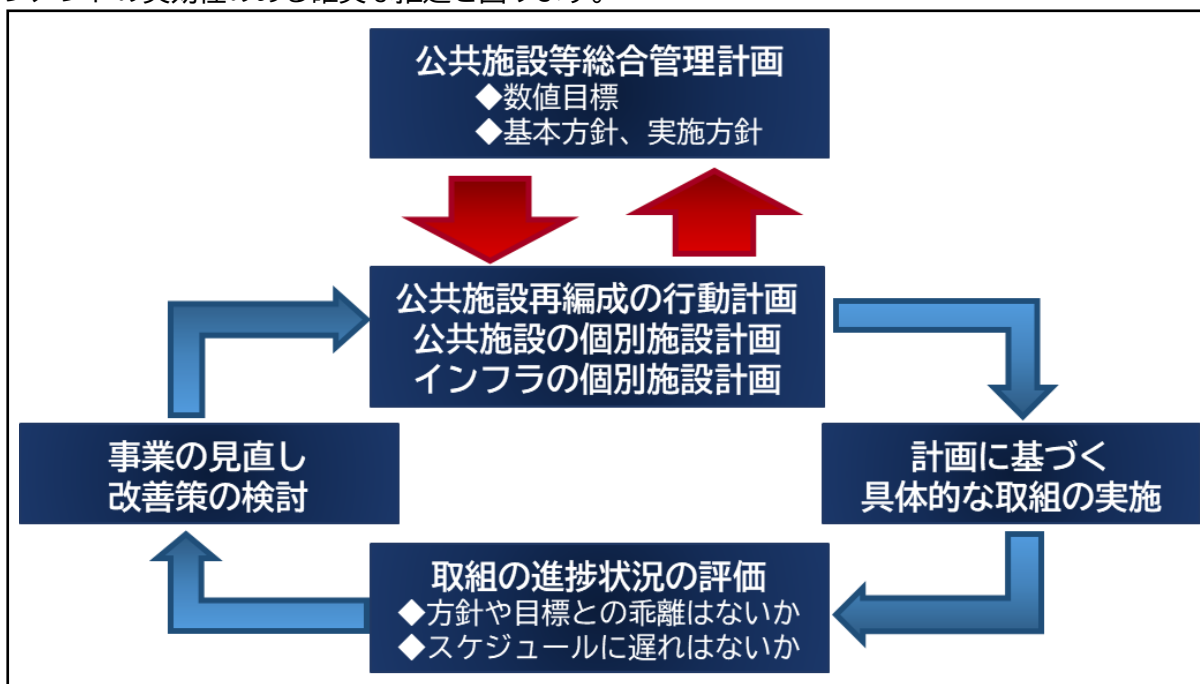


2 フォローアップの実施

公共施設等のマネジメントを着実に進めていくためには、PDCAサイクル（計画→実行→点検→改善のサイクル）を活用した業務サイクルを定着させることが重要となります。

業務サイクルは、最初に本計画に基づき、公共施設については「公共施設再編成の行動計画」や「個別施設計画」、インフラについては「個別施設計画」を策定し、次に、これらの計画に基づく取組を行いながら、年に1回を目途に進捗状況の評価を実施します。最後に、評価に基づき、事業の見直しや改善策の検討を行い、その結果を次の計画の策定（改訂）に反映していきます。

また、本計画についても、評価の結果や社会経済情勢の変化、施設の点検・診断結果等により不断の見直しを実施し順次充実させていくとともに、本計画の改訂に伴い必要となる関連計画の見直しについても、各計画の見直し時期や周辺状況等を考慮しながら適時行い、公共施設等マネジメントの実効性のある確実な推進を図ります。



3 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

(1) 職員研修の実施

公共施設等のマネジメントを推進するに当たり、施設所管課の職員だけでなく、将来的に施設を所管する可能性のある職員も含め、全職員が施設の維持管理や官民連携（PPP/PFI）手法等の施設を取り巻く知識の修得をはじめ、財政状況等の市の現状や課題を理解し、一丸となって公共施設等のマネジメントに取り組んでいく必要があります。このため、目途に知識の修得や意識の醸成を図るための職員研修を定期的を実施するとともに、国や県、民間事業者等が主催する様々な研修へ積極的に参加します。

(2) 民間事業者等との情報交換

公共施設等を取り巻く課題解決に向けて、地域の企業や金融機関等と不定期に情報や意見交換を行っていくとともに、定期的な情報交換の場の設置等、連携の在り方について検討していきます。

資料編

1 用語解説

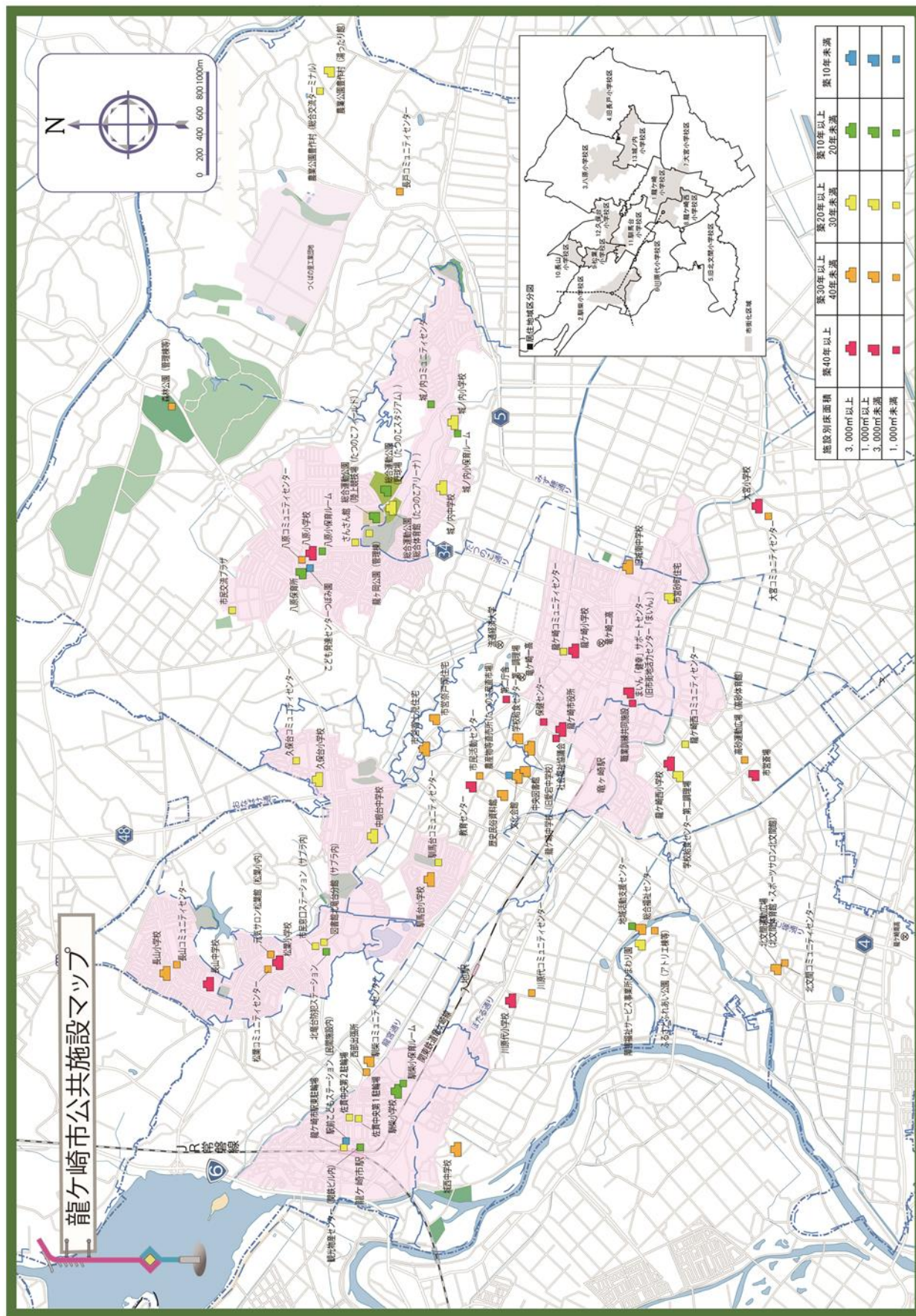
	用語	解説
あ行	維持補修費	公共施設等の機能を保全、維持するための経費のことを指します。
	依存財源	国や県の基準に基づき交付されたり、割り当てられたりする収入で、地方公共団体が独自に収入額を決められないため「依存財源」と言います。主なものとして、地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、地方債などが該当します。
か行	各種交付金	国の基準に基づき交付される交付金で、本計画では、「利子割交付金」、「配当割交付金」、「株式等譲渡所得割交付金」、「地方消費税交付金」、「ゴルフ場利用税交付金」、「特別地方消費税交付金」、「軽油引取税・自動車取得税交付金」、「自動車税環境性能割交付金」、「法人事業税交付金」、「地方特例交付金等」、「交通安全対策特別交付金」が該当します。
	国庫支出金（国庫支出金・県支出金）	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫支出金 国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励または財政援助のための補助金等の総称のことを指します。 ・県支出金 県の市町村に対する支出金の総称のことを指します。
	繰出金	一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費のことを指します。
	減債基金	公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金のことを指します。
	公共施設等マネジメント	公共施設等を自治体経営の視点から、総合的かつ統括的に企画、管理及び活用していく仕組みのことを指します。
	公営企業会計	一般会計に対し、特定の歳入・歳出を一般の歳入・歳出と区分して別個に経理される会計のことを指します。本市では、「公共下水道事業」及び「農業集落排水事業」を有しており、下水道事業として一体運営しています。
	公債費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費のことを指します。
	公債費に準ずる債務負担残高	地方債の元利償還金に準ずるような債務負担行為に基づく支出の残高のことを指します。
	国土強靱化計画	大規模自然災害等から市民の生命と財産を守るため、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に関する施策を計画的に推進するための計画で、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画です。
	固定資産台帳	固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものを指します。

	用語	解説
さ行	財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金のことを指します。
	市債（地方債）	市が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものを指します。
	市税（地方税）	市が課税し、市に対して納める税金の総称のことを指します。本市では、市民税（個人分、法人分）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税があります。
	自主財源	地方公共団体が、自主的に収入できる財源のことを指します。主なものとして、市税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当します。
	指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設を指します。
	人件費	職員の給与、地方公務員共済組合等負担金、議員報酬等、人に係る経費のことを指します。
	人口置換水準	転出・転入を加味せず、長期的な人口の増減を出生と死亡の水準で捉えた場合に、人口が長期的に増えることも減ることもなく、一定となる出生の水準のことを指します。
	スケルトン・インフィル方式	建物を構造体と内装・設備に分けて設計する考え方のことで、「スケルトン」は、建物の構造体や共用設備、「インフィル」個人専用の間取りや設備のことを指します。
た行	地域防災計画	地震や風水害など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるもので、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画です。
	地方交付税	地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する観点から、国税として国が徴収した税収入を、客観的基準に基づいて国から地方公共団体に再配分されるもので、「普通交付税」と、普通交付税の算定に反映されない災害復旧などの個別の特殊財政需要額に基づき交付される「特別交付税」があります。 「普通交付税」は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付されます。
	地方譲与税	国税を客観的な基準によって地方公共団体に譲与されるもので、地方揮発油譲与税や自動車重量譲与税などが該当します。
	通常債	普通建設事業等に充てられる地方債
	積立金残高比率	標準財政規模に対する基金残高の割合をいいます。 【計算式】 積立金残高比率（％）＝（基金残高／標準財政規模）×100 【標準財政規模】 標準税率で算定した税収入額と地方譲与税などの税外収入に地方交付税を加えたもので、地方公共団体の標準的な状態で通常収入され则认为される経常的一般財源の規模のことを指します。

	用語	解説
た行	投資的経費	その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことを指します。通常は、道路や公園、学校、公民館その他の公共用施設又は公用施設の新増設や大規模修繕、大型備品の購入などに要する経費（普通建設事業費）が該当します。 なお、投資的経費は、その目的により普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費の3つに区分されます。
	特定目的基金	教育など特定の目的のため、必要な事業に充てるための資金を積み立てた基金を指します。また、特定の目的のため、定額の資金を運用するために設けるものもあります。
	特例債	臨時財政対策債や退職手当債など普通建設事業以外にも充てられる地方債です。
	土地開発基金	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるために積み立てる基金
な行	延床面積	建物の各階の床面積の合計のことを指します。
は行	ファシリティマネジメント	企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動のこと。
	扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づき被扶助者に対して支給する費用、及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の支出額のことを指します。主なものとして、生活保護費、医療・介護の援助、児童手当等の支給、就学援助や保育所の運営費などが該当します。
	物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称のことを指します。主なものとして、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料などが該当します。
	補助費等	地方財政状況調査（決算統計）上の分類区分で、市から国や地方公共団体（県、他の市町村、一部事務組合など）や民間に対して、行政上の目的により交付する現金的給付に係る経費のことを指します。主なものとして、報償費（講師謝礼など）、役務費（保険料）、負担金、補助金及び交付金（一般的な補助金、一部事務組合負担金）などが該当します。
ら行	ライフサイクルコスト（LCC）	建物の設計費、建設費などの初期投資（イニシャルコスト）と、保全費、修繕、運用費などの運営管理費（ランニングコスト）、及び解体処分までの「建物の生涯に必要な総費用」のことを指します。
A～Z	PFI（Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ））	PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法
	PPP（Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ））	公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政基金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもので、「指定管理者制度」などが該当する。

	用語	解説
A～Z	ZEB (Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル))	<p>快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物で、4つの種別に分類されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ZEB (ゼブ) <ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー+創エネルギーで0%以下まで削減 ・Nearly ZEB (ニアリー・ゼブ) <ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー+創エネルギーで25%以下まで削減 ・ZEB Ready (ゼブ・レディー) <ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー50%以下まで削減 ・ZEB Oriented (ゼブ・オリエンテッド) <ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー+未評価技術の導入により用途により概ね30%～40%以上削減

2 公共施設配置図



龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画（第4版）

発行年月：平成28年3月（初版）

平成31年3月（第2版）

令和4年3月（第3版）

令和5年●月（第4版）

発行元：茨城県龍ヶ崎市 市長公室 企画課

茨城県龍ヶ崎市 3710 番地

TEL0297-64-1111（代表）

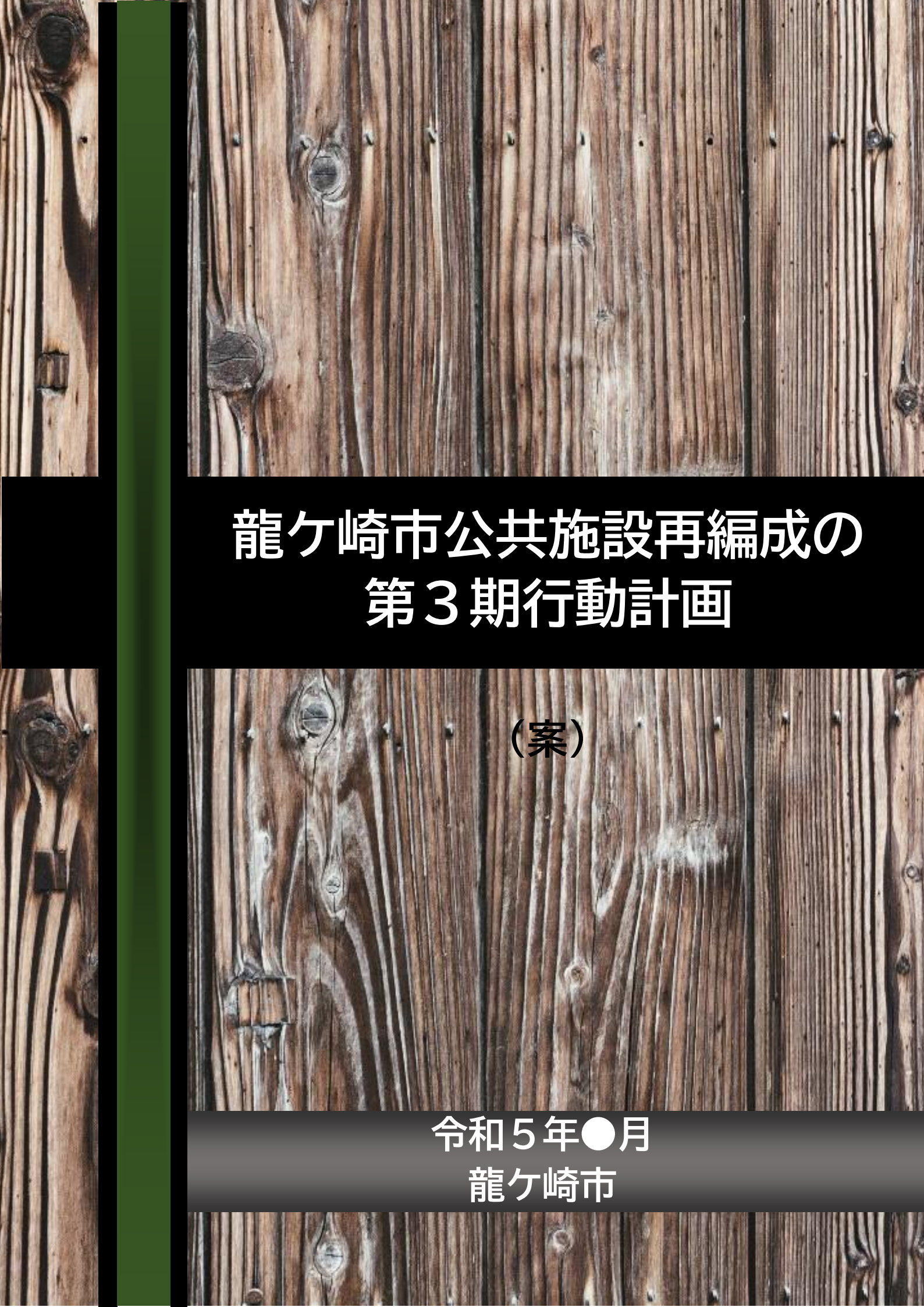
公共施設等マネジメント戦略会議 付議事項概要書

No. 2

件名	公共施設再編成の第3期行動計画の策定について
区分	<p>1 公共施設等総合管理計画の策定等</p> <p>2 上記1に基づく取組推進等</p> <p> i 個別施設計画の策定 ii 公共施設の新設</p> <p> iii 公共施設の用途廃止・変更 iv 公共施設の管理運営方法</p> <p> v 進行管理</p> <p>3 市有財産の取得, 財産の借受 4 市有財産の売却・貸付</p> <p>5 その他</p>
協議の論点	<p>(協議すべきポイントを簡潔に記載すること)</p> <p>これまでに行った本会議や公共施設等マネジメント推進委員会等での意見を踏まえ, 計画案を修正したことから, 計画全体の記載内容等について改めて確認いただくとともに, パブリックコメントの実施について了承を得たい。</p>
協議事項の具体的内容	<p>(現状・課題, これまでの協議経過, 今後の予定, 他自治体の状況等)</p> <p>具体的な内容については, 添付資料により説明します。</p> <p>◆今後のスケジュール (予定)</p> <p> 令和4年11月 (庁議, 推進委員会)</p> <p> " 12月 (市議会全員協議会)</p> <p> 令和5年1月 (パブリックコメント)</p> <p> " 2月 (シンポジウム, 戦略会議, 庁議, 推進委員会)</p> <p> " 3月 (完成, 公表)</p>
添付資料	龍ヶ崎市公共施設再編成の第3期行動計画 (案)
部課等名	市長公室 企画課 再生戦略グループ

情報公開の区分 (該当事項を○で囲む, 又は適宜記入すること。)

<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 非公開 (部分公開を含む。) とする理由	龍ヶ崎市情報公開条例第9条第 号該当
	<input type="checkbox"/> 公開が可能となる時期 (可能な範囲で記入)	

The background of the entire page is a close-up photograph of a wooden surface, showing vertical wood grain and several knots. The wood has a natural, aged appearance with varying shades of brown and tan. A solid green vertical bar is positioned on the left side of the page, partially overlapping the wood texture.

龍ヶ崎市公共施設再編成の 第3期行動計画

(案)

令和5年●月
龍ヶ崎市

目 次

第1章	計画の概要	1
1	目的	2
2	位置付け	2
3	計画期間	3
4	計画の整理	3
5	フォローアップの実施	4
第2章	第2期行動計画の取組結果	6
1	計画概要	7
2	取組・成果	10
第3章	計画の取組	27
1	対象施設（事業）	28
2	取組	29
1	農業公園豊作村の今後の在り方の検討結果に基づく機能・事業運営の最適化	29
2	新学校給食センターの整備及び学校給食センター第一・第二調理場跡地の活用検討	30
3	新保健福祉施設の整備	31
4	地域福祉会館利活用の検討	33
5	第二庁舎の再編成	34
6	森林公園の再整備	35
7	新長戸コミュニティセンターの整備及び長戸コミュニティセンター跡地の活用検討	36
8	職業訓練共同施設の今後の在り方の検討に基づく機能・事業運営の最適化	37
9	龍ヶ崎版小中一貫教育「龍の子人づくり学習」を踏まえた、小中学校の適正規模・適正配置の取組	38
10	公共施設跡地活用検討	40

第1章 計画の概要

1 目的

本市では、ニュータウン開発等の市街地整備に合わせて、昭和50年代後半から平成10年代前半にかけて、公共施設及びインフラ（以下「公共施設等」という。）を整備してきました。公共施設等をそのまま維持・拡大していくということになると、多額の維持管理・更新や事業運営費用等（以下「トータルコスト」という。）が必要となりますが、厳しい財政環境下にあること、さらには、財政運営上の構造的なマイナス要因である少子高齢化や人口減少社会の進行を勘案すると、施設の総量を削減するなど、覚悟を持って公共施設等の再編成を行い、トータルコストの縮減に取り組んでいく必要があります。

また、その一方で、社会経済情勢の変化に伴う需要の変化や多様なライフスタイルへの対応など、市民にとって必要な機能は、維持・向上させていかなければなりません。このため本市では、決断の先送りや無理な借金で対応することなく公共施設等をマネジメントし、「早期決断・早期実行」していくことにより、公共施設等が担うべき必要性の高い機能を確保しつつ、財政状況の悪化を回避して「公共施設等の全体最適化と持続可能な財政運営の両立を目指す」ことを目的として、本計画の上位計画である「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」を策定し取組を進めています。

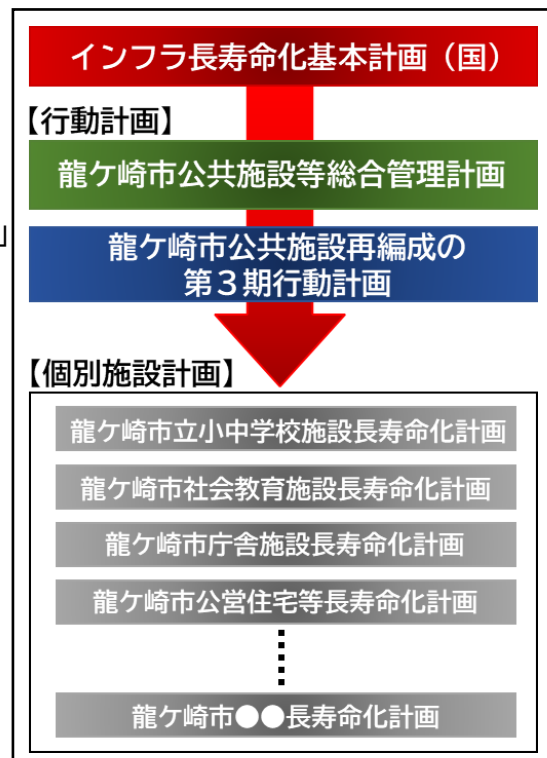
同計画では、公共施設等を対象に、市の資産の保有状況を把握・分析し、改修・更新費用等の見込みを明らかにしつつ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を整理しています。

本計画では、公共施設を対象に、同計画で示している「効果的・効率的な維持管理」、「機能（行政サービス）・事業運営の最適化」、「施設配置・総量の最適化」の3つの基本方針に基づき、これまで取り組んできた第1期・第2期行動計画の結果を踏まえ、中期で取り組む具体的な目標や実施工程等を示して着実に実行していくことにより、「全体最適化と持続可能な財政運営の両立につなげていくこと」を目的としています。

2 位置付け

本計画は、長期的な計画である「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」の下位に位置付けられ、同計画に基づき、中期における具体的な取組を示す行動計画です。

国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画として策定している「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」と、個別施設計画の間に位置する本市独自の計画です。



3 計画期間

計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とし、上位計画である「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」の見直しと最終年度を合わせ、整合性を高めます。

また、本市の最上位計画の将来ビジョンや、同計画の中で、令和8（2026）年度までの基本的な施策の方向と体系、主要な事業や優先プロジェクトなどを示すものとして位置付けられている「前期基本計画」との関係にも留意しています。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
最上位計画	次期計画策定 →				後期計画策定				次期計画策定 →			
公共施設等総合管理計画	見直し →					見直し →					見直し →	
公共施設再編成の行動計画	第3期策定 →					第4期策定 →						第5期策定 →

4 計画の整理

上位計画である「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」の見直しに合わせ、本計画も含めて計画体系・構成の見直しを行い、計画関連冊子の集約、記載項目の追加や重複を回避する等、わかりやすく整理した上で、記載内容の充実も併せて図ることとしました。

この取組に伴い、本計画では、次のとおり取組体系及び対象施設（事業）を整理しています。

(1) 取組体系の整理

前計画である第2期行動計画の取組は、「総括的取組」（全公共施設を対象）と「個別施設の見直し」（54施設）に分けて取組を進めていましたが、「総括的取組」については、「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」と内容が重複していることから、同計画に基づく取組として整理し、本計画では前計画の「個別施設の見直し」に相当する取組のみに整理しています。

【第2期行動計画の取組体系】	
<p>総括的取組（全公共施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共施設マネジメントの着実な推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 意識啓発活動 ● 市民参加 ● PDCAサイクルの定着 ◆ 計画的・効率的な維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ● 施設点検 ● 施設情報整備 ● 計画的予防保全と長寿命化 	<p>個別施設の見直し（54施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画編（縮充による再編成計画）49施設 <ul style="list-style-type: none"> ● 再編成の戦略協議 ● 再編成プラン・基本構想等策定 ◆ 事業化編（再編成計画から事業化へ）5施設 <ul style="list-style-type: none"> ● 設計・工事の実施

(2) 対象施設（事業）の重点化

前記「(1)取組体系の整理」で示したとおり、取組体系を整理した上で、本計画の計画期間が5年間であることを踏まえ、集中的に取り組むべき施設（事業）を取捨選択し、あいまいな目標設定や工程となる施設を含めない形にすることにより、対象施設（事業）を重点化しています。この取組により、各年度の実施工程が明確になりP D C Aサイクルが働きやすくなるほか、実効性が高くなるとともに業務の効率化につながります。

なお、計画策定時点で対象としていない施設（事業）についても、「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」に基づく取組等の中で、具体的な目標や事業化の方向性が定まった施設については、追加施設として、対象施設（事業）と同様にフォローアップを行っていきます。

5 フォローアップの実施

(1) 評価等の手法（評価体制）

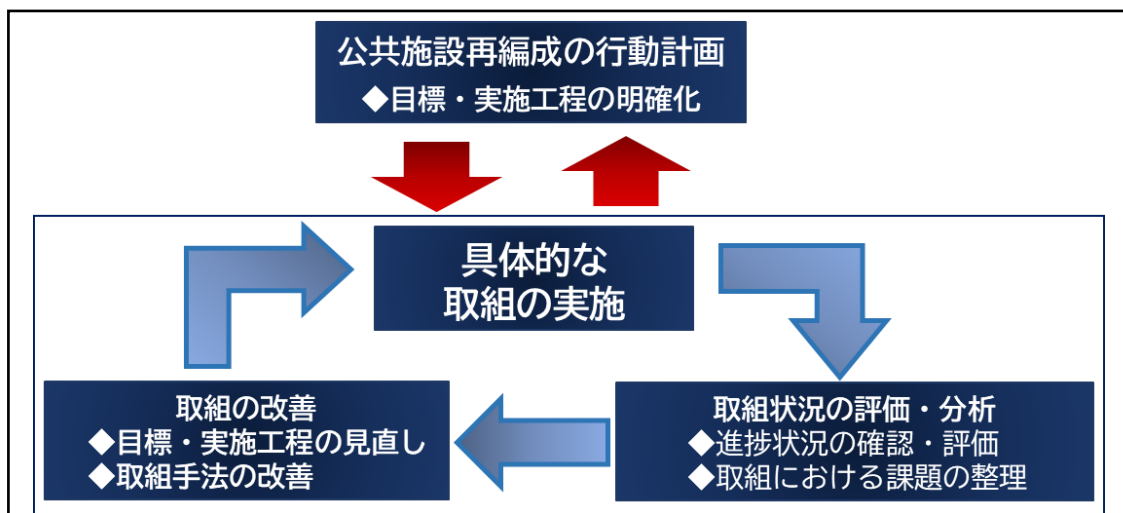
「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」第6章の2「フォローアップの実施」で示したとおり、公共施設等のマネジメントを着実に進めていくためには、P D C Aサイクル（計画→実行→点検→改善のサイクル）を活用した業務サイクルを定着させることが重要となります。

本計画の業務サイクルは、最初に本計画において「目標・実施工程を明確化」した上で、本計画に基づき、目標達成に向けた年度ごとの取組を行っていきます。

次に、この年度ごとの取組状況に対し、対象施設（事業）所管課において、年度終了に合わせて「進行管理シート」を作成し、進捗状況の評価や取組実績、今後の取組に向けた課題の整理等を設定します。ここで作成した「進行管理シート」については、行政内部において設置している「公共施設等マネジメント戦略会議」や、外部会議として、関係団体や学識経験者、公募の市民を委員とする「公共施設等マネジメント推進委員会」へ付議を行い、内部・外部両方の視点からチェックを入れ、最終的な進捗状況の評価を行うとともに、必要に応じて、目標や実施工程の見直しを行っていきます。

最後に、これらの評価に基づき、事業の見直しや改善策の検討を行い、その結果を次期計画の策定に反映していきます。

なお、計画期間中に事業の見直し等が行われた場合においては、進行管理の中で対応していくこととします。



進行管理シート（例）

公共施設再編成の第3期行動計画 進行管理シート

1 事業概要

事業名称			
中期目標			
	事業関連施設	担当課	取組担当

2 実施工程表

取組事項 年 度	①	②	③
令和5 (2023)			
令和6 (2024)			
令和7 (2025)			
令和8 (2026)			
令和9 (2027)			
令和 年度ま での計画期間 における進捗 評価			

3 令和 年度の取組実績

取組事項①
取組事項②
取組事項③

4 次年度の取組に向けた課題

--

第2章 第2期行動計画の取組結果

1 計画概要

(1) 計画期間

平成 29（2017）年度から令和 4（2022）年度までの 6 年間

(2) 目的

持続可能な地域経営の観点から、主に老朽化が進む学校、保健センターなどの公共施設の統合や建替えを含む適正な機能の確保及び効率的な管理運営を実現すること。

(3) コンセプト

公共施設の面積や施設コストを縮小・削減しつつも、施設機能は強化・充実させるという「縮充」を基本に、公共施設の既成概念に捉われず、公共施設の機能、在り様について市民とともに創造していく「新しいカタチ」づくりに引き続き取り組む。

「縮充による公共施設の新しいカタチを目指して」

(4) 対象施設

ア 総括的取組（85 施設）

平成 27（2015）年度策定時点の「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」対象 83 施設と、その後計画策定までに設置された「駅前こどもステーション」、「市民窓口ステーション」を加えた 85 施設（全施設）を対象としました。

	分類	施設数	施設
市民文化・社会教育系施設	コミュニティ関連施設(地域コミュニティ施設)	13	・コミュニティセンター(13)
	コミュニティ関連施設(全学的コミュニティ施設)	3	・市民活動センター ・市民交流プラザ ・市街地活力センター「まいん」
	文化施設	1	・文化会館
	図書館	1	・中央図書館
	博物館	1	・歴史民俗資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	体育館等	4	・総合運動公園(たつのこアリーナ) ・総合運動公園(たつのこフィールド) ・総合運動公園(たつのこスタジアム) ・高砂体育館
	レクリエーション施設・観光施設	2	・農業公園豊作村 ・観光物産センター(民間施設の借上)
産業系施設	産業振興施設	1	・職業訓練校
学校教育系施設	学校等(小学校)	12	・小学校(12施設)
	学校等(中学校)	6	・中学校(6施設)
	その他教育施設	3	・学校給食センター(2施設) ・教育センター
保健福祉系施設	保健衛生施設	1	・保健センター
	社会福祉施設	1	・地域福祉会館
	高齢福祉施設	2	・総合福祉センター ・元気サロン松葉館(松葉小学校内)
	障がい福祉施設	3	・ひまわり園 ・地域活動支援センター

			・障がい児通所支援事業所つぼみ園（城南中学校内）
	児童福祉施設（保育所）	1	・八原保育所
	児童福祉施設（学童保育ルーム）	12	・保育ルーム（12施設）
	児童福祉施設（その他児童福祉施設）	2	・さんさん館 ・駅前こどもステーション（民間施設の借上）
公営住宅等	公営住宅等	3	・市営富士見住宅 ・市営奈戸岡住宅 ・市営砂町住宅
行政系施設	庁舎等	2	・市役所庁舎 ・第二庁舎
	庁舎等（出張所）	3	・西部出張所 ・東部出張所（さんさん館内） ・市民窓口ステーション（民間施設の借上）
都市基盤系施設	公園	3	・森林公園（管理棟等） ・ふるさとふれあい公園（アトリエ等） ・龍ヶ岡公園（管理棟等）
	駐輪場	3	・駐輪場（3）
その他施設	—	2	・市営斎場 ・北竜台防犯ステーション
合計		85	

イ 個別施設の見直し計画編（49施設）

（ア）複合化等による総量削減（39施設）

施設名		
・小学校（12）	・第二庁舎	・教育センター
・中学校（6）	・市街地活力センター「まいん」	・市民活動センター
・保育ルーム（12） ※ 小学校の再編成と連動	・障がい児通所支援事業所つぼみ園（城南中学校内）	・市営住宅（3）
・職業訓練校		

（イ）利用形態及び運営形態の改善（5施設）

施設名		
・中央図書館	・歴史民俗資料館	・文化会館
・森林公園（管理棟等）	・農業公園豊作村	

（ウ）他用途への転用（5施設）

施設名		
・西部出張所	・総合福祉センター	・地域福祉会館
・学校給食センター第一調理場	・学校給食センター第二調理場	

ウ 個別施設の見直し事業化編（5施設）

（ア）第1期行動計画で再編成計画が確定した施設

施設名		
・新学校給食センター	・新保健福祉施設	・旧長戸小学校

（イ）第2期行動計画で再編成が確定した施設（未定（順次決定））

施設名
—

(ウ)政策的な新規事業

施設名	
・道の駅	・農産物直売所

【参考】第1期行動計画

ア 総括的取組（全施設）

イ 個別施設の見直し（10施設）

トライアル事業と位置付け、5つの事業10施設で実施しました。

事業名称	施設名
(1) 給食センターの一元化による衛生機能強化と食の安全性の向上	① 学校給食センター第一調理場 ② 学校給食センター第二調理場
(2) 保健福祉施設の複合化・多機能化	③ 保健センター ④ 総合福祉センター ⑤ 地域福祉会館
(3) 庁舎機能の再編成と防災機能の強化	⑥ 庁舎（附属棟）
(4) 出張所機能の見直しによる市民サービスの向上	⑦ 西部出張所 ⑧ 東部出張所
(5) 統合に伴う学校施設の有効活用	⑨ 長戸小学校 ⑩ 長戸小保育ルーム

2 取組・成果

(1) 総括的取組

ア 公共施設マネジメントの着実な推進

(ア) 審議会等での検討

a 「公共施設等マネジメント戦略会議」による調査検討

第1期行動計画期間内である平成26(2014)年度に行政内部の組織として設置し、各部の副部長や公共施設の関係課等の長により構成されている同会議において、様々な議題について幅広い視点から調査検討を行いました。

【実施状況】

年度	開催回数	主な議題
平成29 (2017)	4回	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期行動計画」の進行管理 ・市有財産の売却等 ・「学校跡地活用方針」の策定 ・小学校跡地活用の検討(旧長戸小学校、旧北文間小学校)
平成30 (2018)	5回	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期行動計画」の進行管理 ・市有財産の売却等 ・小学校跡地活用の検討(旧北文間小学校) ・新学校給食センター建設 ・「個別施設計画」の策定(旧北文間小学校、公営住宅等) ・「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」の一部修正
令和元 (2019)	4回	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期行動計画」の進行管理 ・市有財産の売却等 ・「個別施設計画」の策定(社会教育施設、小中学校)
令和2 (2020)	6回	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期行動計画」の進行管理 ・市有財産の売却等 ・施設一体型小中一貫校整備の検討 ・「新保健福祉施設整備基本構想2020」の策定 ・「個別施設計画」の策定(スポーツ施設、市庁舎、農業公園豊作村、コミュニティ施設外10分類) ・「公共施設跡地活用方針」の策定 ・公共施設跡地活用の検討
令和3 (2021)	3回	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期行動計画」の進行管理 ・市有財産の売却等 ・公共施設跡地活用の検討(サウンディング型市場調査の実施等) ・「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」の見直し方針 ・「公共施設再編成の第3期行動計画」の策定方針 ・市営駐輪場の今後の運営方針
令和4 (2022)	5回 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期行動計画」の進行管理 ・市有財産の売却等 ・「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」の改訂 ・「公共施設再編成の第3期行動計画」の策定 ・公共施設跡地活用の検討

b 「公共施設等マネジメント推進委員会」による調査審議

第1期行動計画期間内である平成26（2014）年度に外部の組織として設置し、関係団体の代表者や学識経験者、公募の市民で構成されている同委員会において、様々な議題について専門的視点や公共施設の利用者である市民の視点から、調査審議を行いました。

【実施状況】

年度	開催回数	主な議題
平成29 (2017)	1回	・「第2期行動計画」の進行管理
平成30 (2018)	2回	・「第2期行動計画」の進行管理 ・「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」の一部修正 ・「個別施設計画」の策定（旧北文間小学校、公営住宅等）
令和元 (2019)	1回	・「第2期行動計画」の進行管理
令和2 (2020)	2回	・「第2期行動計画」の進行管理 ・「個別施設計画」の策定（社会教育施設、小中学校、スポーツ施設、市庁舎、農業公園豊作村、コミュニティ施設外10分類） ・「公共施設跡地活用方針」の策定 ・「新保健福祉施設整備基本構想2020」の策定
令和3 (2021)	2回	・「第2期行動計画」の進行管理 ・「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」の見直し方針 ・「公共施設再編成の第3期行動計画」の策定方針
令和4 (2022)	4回 (予定)	・「第2期行動計画」の進行管理 ・「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」の改訂 ・「公共施設再編成の第3期行動計画」の策定 ・公共施設跡地活用の検討

(イ) PDCAサイクルの定着

進行管理シートを活用し、前記「(ア)審議会等での検討」で示した審議会等での意見聴取や評価を経て、毎年度、「取組」⇒「評価・課題の整理」⇒必要に応じた「実工程の見直し」⇒「取組」のサイクルで取り組んでいくことにより、PDCAサイクルの定着を図りました。

また、毎年度の進行管理により、進捗の遅れや原因が明確化され、的確な軌道修正等につながっていくとともに、対象施設所管課の意識向上にもつなげることができました。

(ウ) 市民への情報提供や職員への意識啓発

a 市民フォーラムの開催

市民フォーラムを開催し、市民への情報提供を行うとともに、公共施設再編成について共に考える機会を設けました。

なお、公共施設再編成の取組には、市民の理解と協力が不可欠であることから、隔年で実施していくこととしていましたが、令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、実施直前で開催を断念しました。

【実施状況】

年度	参加者数	テーマ
平成29 (2017)	117名	「これからの公共施設再編成のあり方～学校を中心とする地域の将来ビジョンを描く」
令和元 (2019)	54名	「市民が関わる公共施設の再編成～ワクワクする公共施設を市民の手で！さあ若者の出番！～」
令和3 (2021)	中止	「公共施設の未来を考えよう」
令和4 (2022)	●名	「(仮称) 公共施設の未来を考えよう～持続可能なカタチで次世代へ～」

b 市民への情報提供

情報の「見える化」に努め、「公共施設の稼働状況」をはじめ、「指定管理施設の評価結果」や策定した「施設分類別の個別施設計画」、「施設カルテ」などについて、市公式ホームページの体系を整理して掲載するとともに、市広報紙へ「第2期行動計画の取組状況」について毎年度掲載し、取組状況の周知に努めました。

また、新保健福祉施設や旧城南中学校の跡地活用等について、市公式ホームページを通じて積極的に市民から意見を募集し、方向性を決定する上での参考としました。

c 職員研修の開催

公共施設再編成の取組には、市民の理解と協力の前に職員の意識醸成が必要であり、職員自らが現状を認識し、考え、積極的に取り組んでいくことが重要であることから、毎年度、職員研修会を開催しました。

【実施状況】

年度	回数	内容
平成 29 (2017)	2回	①「地方公共団体の経営に活かす官民連携マネジメント」 ②「官民連携についての基本的事項の理解」、「先進事例の把握」、「新保健福祉施設整備や森林公園の施設老朽化への対策を例とした、官民連携の具体的手法の模索」
平成 30 (2018)	2回	「縮充が創り出す公共施設の新しい姿」
令和 2 (2020)	2回	「官民連携（PPP/PFI）について」
令和 3 (2021)	1回 ※ オンライン開催	「公共施設の課題解決が未来を創造する官民連携事業とは！最近の官民連携トレンド～新しい行動様式が「まちづくり」を変える～」
令和 4 (2022)	2回 (予定)	「未定」

イ 計画的・効率的な維持管理

(ア)施設現況の把握

施設の安全性の確保や施設の状態を確認するため、「龍ヶ崎市公共施設の適正管理に関する規則」に規定する「公共施設点検マニュアル」及び「公共施設点検チェックシート」に基づく点検等を、施設の状況に応じて年1回以上実施しました。

(イ)施設情報の整備

「公共施設保全マネジメントシステム（BIMMS）」を活用し、建物の基本情報や設備機器情報、修繕・改修等の工事履歴や燃料費等の情報を一元管理したほか、「施設カルテ」を3年ごと（平成30（2018）年度・令和3（2021）年度）、貸館機能を有する施設の「稼働状況調査」を毎年度取りまとめ、情報の集積・蓄積に努めました。

また、「固定資産台帳」については、平成28（2016）年度決算から、総務省の要請に基づいて統一的な基準により作成し、毎年度適切に更新しています。

(ウ)計画的な予防保全と長寿命化

公共施設の所管課において、毎年、点検・診断等の結果や集積・蓄積している工事履歴等の施設情報を基に、公共施設マネジメントを統括する「企画課」や営繕等を担当する「都市施設課」と協議を行った上で「中期5か年保全計画」を作成し、「施設の改修・更新周期」や再編成の検討状況を踏まえ、「予防保全型」の維持管理などの視点で、「企画課」、「都市施設課」、「財政課」等による一次査定・二次査定を経て、予算に反映させました。

また、令和4（2022）年度に予定していた「ライフサイクルコストの算定」については、イニシャルコストに当たる更新費用等を「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」の見直しに合わせて算定したほか、事業運営費を除く施設のランニングコストを、令和3（2021）年度に「施設カルテ」の作成に当たって算定し、行政コストとして掲載しました。

(エ)その他管理運営に関する主な取組

a 指定管理者制度

指定管理者の評価について、毎年度、施設所管課による一次評価を受け、「指定管理者選定委員会」による二次評価（最終評価）を行ない、指定管理者に対し改善点等の意見を出すことにより、施設運営の改善につなげました。

また、民間事業者のノウハウを活用することにより、運営経費の縮減や利用者のニーズに対応した質の高いサービスの提供が期待できることから、新たな施設について指定管理者を選定（指定）しました。

【計画期間内の指定管理者の指定等状況】

年度	施設名	指定管理開始（終了）日
平成30 (2018)	歴史民俗資料館	平成31年3月31日（終了）
令和3 (2021)	北文間運動広場（北文間体育館、北文間多目的広場）	令和3年4月1日（開始）
	図書館北竜台分館	令和3年7月1日（開始）
令和4 (2022)	北文間運動広場（スポーツサロン北文間館）	令和4年4月1日（開始）

b 公有財産の売却

今後に活用が見込めない未利用地について売却を行い、自主財源の確保に努めました。

【実績】※面積が100㎡以上の未利用地

年度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
件数	1件	3件	6件	2件	2件	3件(予定)

c ネーミングライツの導入

本市では、資産の有効活用により歳入を確保し、施設の安定的な運営、利用者サービスの向上を図ることを目的に、令和元（2019）年度にネーミングライツ事業を導入しました。

本事業は、市が所有する施設等の設置目的に支障を生じない範囲内で行うとともに、当該施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないことを基本原則として、施設等の愛称を命名する権利を民間事業者等に付与するものです。

【導入状況】

年度	施設名	愛称	期間
令和2 (2020)	龍ヶ崎市文化会館	大昭ホール龍ヶ崎	令和2年7月1日～令和5年6月30日までの3年間
	龍ヶ崎市陸上競技場（たつのこフィールド）	流通経済大学龍ヶ崎フィールド	令和2年7月1日～令和7年6月30日までの5年間
	龍ヶ崎市野球場（たつのこスタジアム）	TOKIWAスタジアム龍ヶ崎	令和2年8月1日～令和7年7月31日までの5年間
令和3 (2021)	龍ヶ崎市総合体育館（たつのこアリーナ）	ニューライフアリーナ龍ヶ崎	令和3年12月1日～令和8年11月30日までの5年間

(2) 個別施設の見直し計画編 (49 施設)

ア 複合化等による総量削減 (39 施設)

(ア)小学校 (12)・中学校 (6)・保育ルーム (12) ※保育ルームは小学校の再編成と連動

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の将来推計を踏まえ、適正規模・適正配置の観点から小中学校の再編成を検討します。また、子ども達のより良い教育環境の充実を図るため、施設分離型や施設一体型での小中一貫教育についても検討し、(仮称)龍ヶ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針を策定します。 	平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 【小中学校】 「龍ヶ崎市新しい学校づくりに関する基本方針」を策定し、施設一体型小中一貫校の設置を目指すことを位置付け 【旧北文間小学校】 「龍ヶ崎市学校跡地活用方針」を策定 地域住民等との意見交換を行ったほか、民間事業者からの活用提案を受付
<ul style="list-style-type: none"> (仮称)龍ヶ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針及び公共施設等総合管理計画を踏まえ、学校施設の長寿命化計画を策定します。 (仮称)龍ヶ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針に基づく再編成が行われた後の小中学校の跡地については、地域の活性化等に寄与する施設として民間活用を含め、有効活用を図るための跡地利用方針を定めます。 	平成 30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 【小中学校】 「龍ヶ崎市立小中学校施設長寿命化計画」の策定に向けた老朽化状況調査、現地調査及び調査結果の評価・分析を実施 将来的な学校統合に向けた現状把握や課題の整理、アンケート調査等を行い、「中間報告書」を作成 【旧北文間小学校】 活用方針を決定し、「龍ヶ崎市旧北文間小学校個別施設計画」を策定
<ul style="list-style-type: none"> ただし、市街化調整区域においては、都市計画法上、用途変更が限定されていることを踏まえた土地利用を図ります。 	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 【小中学校】 「龍ヶ崎市立小中学校施設長寿命化計画(案)」を作成 「施設一体型小中一貫校・学校統合に関する調査報告書(案)」を作成 【旧北文間小学校】 利活用に向けた第1～第3期校舎及びプールの解体工事実施設計を実施 第4期校舎及び体育館の改修に係る実施設計を実施
<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 (2016) 年度末をもって閉校となる北文間小学校については、跡地利用方針に沿って、地域住民と活用方法について検討します。 	令和 2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 【小中学校】 「龍ヶ崎市立小中学校施設長寿命化計画」を策定 「施設一体型小中一貫校・学校統合に関する調査報告書」を策定 将来的な施設一体型小中一貫校の設置に向けて保護者の意向を把握し、今後の検討に生かすため、長山中学校区 P T A 役員との意見交換を実施 【旧北文間小学校】 利活用に向けて第1～第3期校舎及びプールの解体を実施し、プール跡地に隣接する北文間コミュニティセンターと共用の駐車場を整備 体育館の改修工事を実施 第4期校舎の活用について、活用方針に基づいて再検討を行い、改修計画を整理 令和3年度から、体育館及びグラウンドを北文間運動広場(北文間体育館・北文間多目的広場)として設置し、指定管理者による管理運営とするため、条例改正や指定管理者の選定等を実施
	令和 3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> 【旧北文間小学校】 北文間運動広場(北文間体育館・北文間多目的広場)を開館 第4期校舎改修に係る修正設計を行い、1階をレクリエーション施設等に改修するための工事を実施 令和4年度から、改修後の第4期校舎を「スポーツサロン北文間館」として北文間運動広場に追加設置し、指定管理者による管理運営とするため、条例改正や指定管理者の選定等を実施
	令和 4 (2022)	進行管理終了
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
<ul style="list-style-type: none"> 【小中学校】 令和8年度までに既存校舎等の長寿命化及び新規校舎等の整備を行い、長山中学校を受入れ校とした義務教育学校(長山中学校、松葉小学校、長山小学校の3校が対象)を令和9年度に開校します。 また、その他の小中学校についても、「施設一体型小中一貫校・学校統合に関する調査報告書」の考え方を基本に、小学校同士の統合や施設一体型小中一貫校の整備について検討します。 さらに、統合により廃校となることが見込まれる学校施設については、跡地活用を検討します。 【旧北文間小学校】 第3期行動計画期間内は、北文間運動広場の効果的・効率的な維持管理及び適正な事業運営を行っていきます。 		<p>対 象</p> <p>※ 旧北文間小学校を除く</p>

(イ)職業訓練校

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> 施設が老朽化し、生徒数が少ないことから、職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練協会の会員である他市町等と協議して、廃止や他施設への移転を検討します。 	平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練協会へのヒアリング等による現状把握
	平成 30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練協会への負担金交付市町村である「取手市」、「牛久市」、「利根町」、「河内町」と今後の在り方について協議
	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> これまでの協議結果等を整理した上で、今後の在り方について関係課協議等により検討
	令和2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 「職業訓練校の今後の方針」を作成し、「施設を移転すること」、「新施設の設置主体を職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練協会とすること」等を決定 方針に基づき、職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練協会と協議を実施
	令和3 (2021)	進行管理終了
	令和4 (2022)	
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
<p>「職業訓練校の今後の方針」に基づき、職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練協会や負担金交付市町との協議を行い、現在使用している建物からの移転等を検討します。</p>		対 象

(ウ)第二庁舎

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> 建物は更新時期にきていますが、現在地での建替えではなく、他施設への移転を検討します。 第二庁舎は全部借地のため、移転後は建物を解体し、借地を返還します。 	平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 現状把握を行い、本施設の機能や規模を確保できる移転先を検討
	平成 30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 本施設の機能や規模を確保できる移転先の検討を継続 移転までの施設の改修計画を作成
	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 本施設の機能や規模を確保できる移転先の検討を継続 移転が決定するまでの適正な維持管理を実施
	令和2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 本施設の機能や規模を確保できる移転先の検討を継続 「龍ヶ崎市庁舎施設長寿命化計画（個別施設計画）」を策定
	令和3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> 総合福祉センターや移転後の学校給食センター第一調理場等への機能移転に向け協議
	令和4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理事務所の機能について、所管業務の今後の在り方等を踏まえ、一定期間施設を維持していくことも視野に検討を継続
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
<p>行政機能として、道路管理等の現場業務を担っている「施設管理事務所」については、職員定数の削減や事務事業の見直し等の取組により、新規職員の採用を見送ってきており、40代が1番若い世代となっています。このような現状から第2期行動計画では、10～20年程度の使用を想定し、本施設の借地返還や廃止が見込まれている施設等の跡地活用を考慮しながら、他施設への移転を検討してきました。</p> <p>これまでの検討から、移転可能な施設は絞られてきているものの、移転先施設の改修費用等費用対効果を勘案すると、今後の使用期間によっては、現施設で継続した方が効果が高くなることから、まず、行政機能としての「施設管理事務所の今後の方向性」について決定し、その検討状況を踏まえながら、機能の移転等について方向性を決定します。</p> <p>また、本施設に入居している「公益社団法人龍ヶ崎市シルバー人材センター」については、上記検討を踏まえつつ移転を前提に協議を行い、早期に移転スケジュールを決定します。</p>		対 象

(エ)市街地活力センター「まいん」

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が減少しているため、漫画とインターネットのサービス事業について見直し、中心市街地活性化に向けて起業支援や健康づくりなどの観点から必要な機能を検討します。 ・ 施設の老朽化が進行しており、耐用年数を考慮して、施設の長寿命化又は他施設への移転を検討します。 	平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漫画コーナーとインターネットコーナーの利用者へのアンケート調査等による現状把握を実施 ・ 中心市街地活性化を目的に、レンタルオフィス「Match-hako 龍ヶ崎」を整備
	平成 30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ・ レンタルオフィス「Match-hako 龍ヶ崎」の利便性向上のため、トイレ等の改修を実施 ・ 市民意識調査等を踏まえ、新たな活用策として、高齢者層を主な対象に健康寿命の延伸を目的としたプログラムの定期的な提供等を目的とした「(仮称)まいん「元気」サポートセンター設置案」を作成 ・ 新施設の設置に向けた実施設計を実施
	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施設計に基づいて改修工事を実施し、「まいん「健幸」サポートセンター」を建物1階に設置
	令和2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的な講座の開催等、事業を充実 ・ 「龍ヶ崎市まいん「健幸」サポートセンター長寿命化計画(個別施設計画)」を策定
	令和3 (2021)	進行管理終了
	令和4 (2022)	
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
<p>本施設の入居する建物は、1階を「まいん「健幸」サポートセンター」、2階を「商工会」、3階をレンタルオフィス「Match-hako 龍ヶ崎」として複合施設として使用されています。</p> <p>「まいん「健幸」サポートセンター」は、令和元(2019)年度に1階を改修して開館しており、新しい施設となっていますが、建物は、昭和39(1964)年建築で老朽化しており、実際に使用できる期間は10年程度と推測されます。</p> <p>このようなことから、10年後を見据えて「商工会」と意見交換を進めて行き、第4期行動計画の中で、具体的な方針を決定します。</p>		対象外

(オ)障がい児通所支援事業所つぼみ園

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新保健福祉施設に機能を移転した後の地域福祉会館新館につぼみ園を移転するなど、他施設を有効活用する方向で検討します。 	平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状把握や課題の整理を行い、十分な個別療育を行うための療育室の不足が課題であると整理を行った。この結果を受け、課題解決に向けて施設の移転先を検討した結果、地域福祉会館新館への移転が最善と判断し、移転後の療育室の配置案を作成
	平成 30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設移転後の運営を見据え、「利用定員」、「専門職員を含めた職員体制」、「設備」を検討し、報告書を作成
	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備や運営面の参考とするため先進地視察等を行い、事業内容を具体的に検討
	令和2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新保健福祉施設の機能の再検討や建物を使用している城南中学校の廃校時期等の状況の変化に伴い、新たな方向性で「障がい児通所支援事業所つぼみ園の移転について」を作成し、「令和3年度に旧八原市営住宅跡地へ新施設を建設し移転すること」、「将来的な児童発達支援センター化のため、職員体制を見直すこと」等を決定
	令和3 (2021)	進行管理終了
	令和4 (2022)	
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
<p>本施設は、他施設への移転の方向性を示し検討を進めてきましたが、令和3(2021)年度にリースにより建物を建築し、令和4(2022)年度から「龍ヶ崎市こども発達センターつぼみ園」として設置しました。このため、第3期行動計画期間内は、効果的・効率的な維持管理及び適正な事業運営を行っていきます。</p>		対象外

(カ)教育センター

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化が進行しており、大規模改修の時期にあるため、施設の長寿命化又は他施設への移転を検討します。 	平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の長寿命化を視野に、改修箇所の抽出や優先順位の設定を行い、改修計画を作成
	平成 30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 外壁塗装や屋上防水工事、トイレ改修等の長寿命化改修を実施
	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 同一敷地内の旧馴馬小学校体育館及びプールを解体
	令和 2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 「龍ヶ崎市コミュニティ施設・教育センター長寿命化計画（個別施設計画）」を策定し、施設の長寿命化を決定 今後の施設利用を考慮し、下水道接続工事を実施
	令和 3 (2021)	進行管理終了
	令和 4 (2022)	
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、屋上防水・トイレ改修等長寿命化改修を行うなど、長寿命化の方向性が決定しています。このため、第3期行動計画期間内は、効果的・効率的な維持管理及び適正な事業運営を行っていきます。		対象外

(キ)市民活動センター

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化が進行しており、大規模改修の時期にあるため、施設の長寿命化又は他施設への移転を検討します。 	平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の長寿命化を視野に、改修箇所の抽出や優先順位の設定を行い、改修計画を作成
	平成 30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 外壁塗装や屋上防水工事、トイレ改修などの長寿命化改修を実施
	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 同一敷地内の旧馴馬小学校体育館及びプールを解体
	令和 2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 「龍ヶ崎市コミュニティ施設・教育センター長寿命化計画（個別施設計画）」を策定し、施設の長寿命化を決定 今後の施設利用を考慮し、下水道接続工事を実施
	令和 3 (2021)	進行管理終了
	令和 4 (2022)	
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、屋上防水・トイレ改修等長寿命化改修を行うなど、長寿命化の方向性が決定しています。このため、第3期行動計画期間内は、効果的・効率的な維持管理及び適正な事業運営を行っていきます。		対象外

(ク)市営住宅（3）

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅等長寿命化計画の見直しは平成 30 (2018) 年度にあるため、施設設備の維持更新について試算したうえで、廃止を含めて今後の公営住宅の在り方を検討します。 ※ 公営住宅等長寿命化計画の見直しは、公共施設等総合管理計画の主旨に基づき行います。 	平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化計画の見直しに向けた現状把握や課題の整理を行い、基本方針を決定
	平成 30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化に関する基本方針のほか、長寿命化を基本とした修繕や施設の改善事業について実施方針を決定し、将来的な奈戸岡住宅の用途廃止について検討していくことを示した、「龍ヶ崎市公営住宅等長寿命化計画」を策定
	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 社会経済情勢の変化に対応するため、「市営住宅管理条例」及び「同施行規則」を改正 長寿命化計画に基づく改善事業の実施を検討
	令和 2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営手法の見直しとして、運営を市直営から業務委託へ転換 若年層や高齢者等ターゲットを絞った市営富士見住宅の改修プランを検討
	令和 3 (2021)	進行管理終了
	令和 4 (2022)	
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
用途廃止を検討していく奈戸岡住宅は、昭和 63 (1988) 年度の建築であり、当面の間、使用していくことを想定しているため、第3期行動計画期間内は、効果的・効率的な維持管理及び適正な事業運営を行っていきます。		対象外

イ 利用形態及び運営形態の改善（5施設）

(ア)中央図書館

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> 1階は閲覧スペース、展示スペース、蔵書スペース確保のため書架の配置を見直します。 2階は、和室・ギャラリー等を改修し、利便性の向上を検討します。 	平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 1階閲覧室の配置変更を実施し利便性を向上したほか、和室のフロア化を計画 2階ギャラリーを休憩スペースとして活用
	平成 30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 1階和室のフロア化に向けた実施設計を実施したほか、利用者が安心して利用できるよう防犯カメラを設置
	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 「龍ヶ崎市社会教育施設長寿命化計画（案）」の作成 1階和室をフロア化するための改修工事を実施
	令和2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 「龍ヶ崎市社会教育施設長寿命化計画」を策定 2階和室及びギャラリーについて、コロナ禍において、ソーシャルディスタンスを保ちながら安心して利用してもらえるよう早期に改修方針を作成し、「和室をフロア化して学習スペースへ改修すること」、「ギャラリーにゆったりとしたカフェのような個の座席を配置すること」を決定し、契約作業に着手
	令和3 (2021)	進行管理終了
	令和4 (2022)	進行管理終了
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
<p>本施設は、第2期行動計画期間の中で、1階閲覧スペース・和室、2階和室・ギャラリーともに利便性向上のための改修を行ってきました。第3期行動計画期間内は、ソフト面におけるサービス向上を図りつつ、効果的・効率的な維持管理及び適正な事業運営を行っていきます。</p>		対象外

(イ)歴史民俗資料館

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> 展示室を可動式に改修するなど、常設展示だけでなく企画展示・多目的利用ができるよう検討します。 将来的な運営の在り方について検討します。 	平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 常設展示室リニューアルに向けた検討を実施 指定管理者による管理運営継続の是非等、将来的な運営の在り方について検討
	平成 30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 (2018) 年度末の指定期間の満了を以って、指定管理施設から市直営の施設とする方針を決定 <p>【市直営への変更理由】</p> <p>学術的な調査研究は、専門性や長期的な視点での取組を要することから、期間や人材確保の点において、指定管理者では成果を出しにくいこと。</p> <p>また、今後の文化財等の歴史的資源を活用し、シビックプライドの醸成やまちの活性化につなげる取組を推進していくため。</p>
	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 「龍ヶ崎市社会教育施設長寿命化計画（案）」を作成 「連絡調整会議規程」を定め、文化財などの歴史的資源を活用し、シビックプライドの醸成やまちの活性化につなげる取組の検討を進めるため、連絡調整会議を発足
	令和2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 「龍ヶ崎市社会教育施設長寿命化計画」を策定 展示室等の改修について、費用対効果を考慮し、全体改修ではなく部分的に展示を改修していく方向性を示し、計画作成に向けて、展示の必要性等について「展示評価票」による評価を実施
	令和3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> 「展示評価票」を基に、エントランスホールの展示方法等の見直しに向け、改修計画を作成
	令和4 (2022)	進行管理終了
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
<p>本施設は、第2期行動計画期間の中で、市直営の運営に変更するとともに、展示室について、費用対効果を考慮し、部分的に魅力ある展示に変更していく方向性となりました。</p> <p>第3期行動計画期間内は、必要な内装の改修等を行いながら、工夫を凝らした展示を行っていくとともに、建物の築年数も30年を経過したことから、効果的・効率的な維持管理を行っていきます。</p>		対象外

(ウ)文化会館

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> ・ 順次計画を立てて、予防的な維持改修を行っていきます。 ・ 利用者がくつろげる空間創出など、利用者の利便性の向上を目指します。 ・ 将来的な運営の在り方について検討します。 	平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防的な維持補修のため、大ホールの非構造部材耐震化工事を計画 ・ 利用者の利便性向上のため、休憩スペース確保の検討を行ったほか、大規模イベント時の駐車場の混雑緩和について、駐車場の拡張工事を実施 ・ 指定管理者による管理運営継続の是非等、将来的な運営の在り方について検討
	平成 30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常のイベント開催時にロビーで食事を取れるよう変更し、ロビーが使用できない場合には、玄関前等に臨時的休憩スペースを確保する等、利用者の利便性向上につながる取組を実施 ・ 指定管理者による管理運営の継続を決定
	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「龍ヶ崎市社会教育施設長寿命化計画(案)」を作成
	令和2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「龍ヶ崎市社会教育施設長寿命化計画」を策定
	令和3 (2021)	進行管理終了
	令和4 (2022)	進行管理終了
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
<p>本施設は、第2期行動計画期間の中で、運営方法の検討や予防的な改修を計画的に行うとともに、施設の利便性向上に取り組んできました。</p> <p>第3期行動計画期間内においても、これまで同様、計画的に予防保全型の維持管理を継続していくとともに、適正な事業運営を行っていきます。</p>		対象外

(エ)森林公園（管理棟等）

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林公園が担ってきた役割や提供してきたサービスを見直し、さらに付加価値の創出を検討します。 ・ そのうえで、管理棟、トイレ、キャビンハウス、ログハウスの更新計画を策定していきます。 ・ 将来的な運営の在り方について検討します。 	平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状把握を実施 ・ 官民連携（PPP/PFI）手法の導入を視野に、管理運営手法を検討
	平成 30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官民連携（PPP/PFI）手法の1つである「公募設置管理制度（Park-PFI）」の導入を見据え課題を整理
	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借地となっている公園用地の在り方を検討 ・ 官民連携（PPP/PFI）手法の導入に向けた調査研究を実施
	令和2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園用地の買収に向け、法令関係の整理や国庫補助事業の活用等、課題を整理 ・ 施設のリニューアルに向けて課題を整理し、「施設の再整備に関するスケジュール(案)」を作成 ・ 民間事業者等へ広く意見を聞くため、「森林公園の魅力度アップに向けたサウンディング型市場調査」に着手
	令和3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「森林公園の魅力度アップに向けたサウンディング型市場調査」を完了し、再整備スケジュールを決定 ・ 再整備に向けて、令和4年度に予定している「緑の基本計画」を策定するため、「みどりに関する市民アンケート」を実施
	令和4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林公園を拠点公園と位置付け、「緑の基本計画」を策定 ・ 既存施設の更新及び新規施設整備、官民連携（PPP/PFI）を基本とした管理運営手法を検討し、公募指針の作成等、再整備の準備を実施
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
<p>本施設は、第2期行動計画期間の中で、大規模公園としての付加価値創出のため、再整備に向けた検討を進めてきました。</p> <p>第3期行動計画期間内においては、計画を具体化し、民間事業者等との連携を視野に、交流人口の増加や地域活性化に資する拠点施設として再整備し、供用を開始します。</p> <p>なお、再整備に関し、建物を伴う公園施設の設置やその後の維持管理、事業運営については、縮充の視点で持続可能なものとなるよう、積極的に民間資金やノウハウを導入できる枠組みとすることを基本とします。</p>		対象

(オ)農業公園豊作村

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> 順次計画を立てて、予防的な維持改修を行っていきます。 将来的な運営の在り方について検討します。 	平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 現状把握や課題の整理、他市町村施設の視察等を行い、「龍ヶ崎市農業公園豊作村（湯ったり館）に関する調査報告書」を作成 指定管理者による管理運営継続の是非等、将来的な運営の在り方について検討
	平成 30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者による管理運営を5年間継続することを決定 今後5年間の改修計画を作成
	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の減少を踏まえ、新たなサービスの提供を実施
	令和2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 「龍ヶ崎市農業公園豊作村長寿命化計画（個別施設計画）」を策定
	令和3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> 将来的な運営の在り方について、利用者の減少や大幅な赤字を踏まえて関係協議を行い、令和5年度の次期指定管理者選定手続き開始に向けて、今後の運営方針の決定時期を令和4年10月に決定
	令和4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> 現状把握や先進事例調査、民間事業者等へのヒアリング等を行い、今後の施設の運営の在り方について方針を決定
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
<p>本施設は、第2期行動計画期間の中で、計画的に予防的な改修を行うとともに、将来的な運営の在り方について検討を進めてきました。第3期行動計画期間内においては、決定した方針に基づいて具体的な見直しに着手していきます。</p> <p>なお、令和4年度に民間事業者等ヒアリングを行った結果、指定管理者による事業運営を継続した場合においても、制度設計等により運営の改善が見込める可能性があることから、施設の成り立ちも踏まえて地域と意見交換を行いながら、施設の民間事業者等への売却も除外せず、見直しを進めていきます。</p>		対 象

ウ 他用途への転用（5施設）

(ア)西部出張所

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> 西部出張所は、第1期行動計画の「市役所出張所機能の見直しによる市民サービスの向上」対象施設であり、市民窓口ステーション開設やマイナンバーカードを活用した各種サービスの充実などを踏まえ、廃止を含めて今後の在り方を検討します。 解体撤去した場合は、馴染コミュニティセンターの駐車場等として利便性を図ります。 	平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 利用状況等の現状把握を実施
	平成 30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 市民窓口ステーション設置に伴う利用状況等推移の変化を把握
	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 利用状況等推移を継続調査
	令和2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 「龍ヶ崎市行政系施設（出張所）長寿命化計画（個別施設計画）」を策定。この中で、平成31年3月策定の「龍ヶ崎市立地適正化計画」において、佐貴市街地に行政窓口機能を誘導することとされたことを踏まえ、当面の長寿命化及び佐貴駅前周辺を見据えた、将来的な佐貴市街地の都市機能誘導区域内への移転について方向性を示した。
	令和3 (2021)	進行管理終了
令和4 (2022)		
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
<p>本施設は、第1期行動計画から、「市役所出張所機能の見直しによる市民サービスの向上」として取り組んできており、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付等の開始や平成28年度の市民窓口ステーションの開設を踏まえ、第2期行動計画期間の中で、「廃止を含めて今後の在り方を検討する」ことに取り組んできました。</p> <p>第2期行動計画期間中に、平成31年3月策定の「龍ヶ崎市立地適正化計画」で「佐貴市街地への行政窓口機能の誘導」を示すとともに、同計画を踏まえて令和2（2020）年度に策定した行政系施設の個別施設計画の中でも同様の方向性を示した上で、具体化に向けては、タイミング等様々な状況が影響してくることから、断続的に検討を進めて行くこととしています。</p> <p>今後、出張所機能は、情報技術の活用により建物を持たない新しい形も想定されることから、令和7年度に予定している「龍ヶ崎市立地適正化計画」の見直し等を踏まえ、検討状況に応じて第3期行動計画での進行管理対象施設への追加を行っていきます。</p>		対象外

(イ)総合福祉センター

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者デイサービス機能の移転先を検討し、総合福祉センターを廃止します。 廃止後は建物の解体又は減築して転用するなど跡地利用を検討します。 <p>【令和3年度から変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「高齢者の生きがいづくりの拠点」としての具体的な活用方法を検討します。 	平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 移転までの施設の改修計画を作成 障がい者デイサービスの移転協議を行った結果、移転先確保が困難であるため、当面の維持を決定
	平成 30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者デイサービスの移転先の検討を継続 指定管理者による管理運営を5年間継続することを決定
	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 新保健福祉施設の新たな機能の追加等の検討によるスケジュール変更を踏まえ、移転までの施設の改修計画を作成 年間利用者数・満足度について、施設の数値目標達成に向けた取組を実施
	令和 2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 「龍ヶ崎市高齢福祉施設長寿化計画（個別施設計画）」を策定 「新保健福祉施設整備基本構想 2020」策定の過程で、移転せずに活用していく方向性を決定
	令和 3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> 貸館の団体利用を可能とするため、設置及び管理に関する条例及び同施行規則を改正 施設の継続使用に向けた改修計画を作成
	令和 4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ふるさとふれあい公園との有機的連携や新規事業の展開等による利用者増加の取組を検討 既存機能の見直し等、「高齢者の生きがいづくりの拠点」として今後の事業展開を検討するとともに、新たな利用計画に沿った施設の改修計画を検討
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
<p>本施設は、第2期行動計画の中で、「新保健福祉施設への機能の集約による施設の廃止」を方向性として取組をはじめましたが、令和3年度から、新保健福祉施設への移転ではなく「高齢者の生きがいづくりの拠点としての活用」にシフトし、具体的な活用方法について検討を行ってきました。</p> <p>第3期行動計画期間内においては、事業展開を具体化するとともに、廃止を想定し抑制的であった施設の改修について、新たな計画に沿った形で計画的に行っていくなど、効果的・効率的な維持管理及び適正な事業運営を行っていきます。</p>		対象外

(ウ)地域福祉会館

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会事務所は、建設が計画されている新保健福祉施設に移転予定です。 地域福祉会館本館は、耐震性能への不安や老朽化による劣化が顕在化していることから、新保健福祉施設建設後、解体します。 地域福祉会館新館は、建物耐用年数があるため、公共施設としての機能を維持していきます。また市役所に近接する建物であることを考慮し、有効活用を検討します。 <p>【令和3年度から変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくりの実現を目指す社会福祉協議会の拠点として、ボランティアを中心とした発展的な活用案を検討します。 	平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 移転までの施設の改修計画を作成 障がい児通所支援事業所つぼみ園の移転を検討
	平成 30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児通所支援事業所つぼみ園の移転の検討を継続
	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 新保健福祉施設の新たな機能の追加等の検討によるスケジュール変更を踏まえ、移転までの施設の改修計画を作成
	令和 2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 「龍ヶ崎市地域福祉会館・ふるさとふれあい公園長寿化計画（個別施設計画）」を策定 「新保健福祉施設整備基本構想 2020」策定の過程で、移転せずに活用していく方向性を決定
	令和 3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の継続使用に向け、施設が古い本館の耐震診断を実施し、耐震性能を有していることを確認 発展的な活用に向けた現状把握を実施
	令和 4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> 新保健福祉施設の実施設設計に向けた再検討を行った結果、施設の1階へ福祉窓口を集約していくこととなったことから、地域福祉を担っている社会福祉協議会と再度移転に向けた協議を行った結果、同施設への移転が決定した。このため、年度当初に計画していた報告書の作成や、活用計画に沿った改修計画の検討は行わず、同施設に移転する機能と、ボランティアセンター等地域福祉会館に一部残す機能や備品等について、社会福祉協議会と協議し、整理・検討を行った。
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
<p>本施設は、第2期行動計画の方向性として、「新保健福祉施設への機能の集約により、社会福祉協議会移転後、本館は解体、新館は有効活用」を掲げて取組を開始しましたが、令和3（2021）年度に、新保健福祉施設への移転ではなく「ボランティアを中心とした発展的な活用」にシフト、令和4（2022）年度に再度、同施設への移転となるなど、公共施設再編成の流れの中で、二転三転しました。</p> <p>第3期行動計画期間内においては、移転に向けて社会福祉協議会と協議を行っていくとともに、移転後の施設の跡地活用について早急に検討を行い、有効活用につなげていきます。</p>		対 象

(エ)学校給食センター第一・第二調理場

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> 学校給食センターは一部屋の区切りが広く、天井が高い、プラットホームがある等の特徴を生かし、公共施設として有効活用を検討します。 	平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 移転までの施設の改修計画を作成
	平成 30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 移転までの施設の適正な維持管理を実施
	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 移転までの施設の適正な維持管理を実施
	令和 2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 「龍ヶ崎市公共施設跡地活用方針」を策定 公共施設等マネジメント戦略会議における有効活用の検討
	令和 3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等マネジメント戦略会議等における有効活用の検討を継続 民間事業者等の活用の可能性を把握するため、サウンディング型市場調査を実施
	令和 4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等マネジメント戦略会議等における有効活用の検討を行い、第二調理場は解体し、跡地を龍ヶ崎西小学校の駐車場としての活用、第一調理場は、民間事業者等による活用を第一に、活用に至らない場合には、解体を行う方向性を示した。
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
<p>本施設は、第2期行動計画期間の中で、新学校給食センター整備に伴う移転により跡地となることが決定していることから、他用途への転用を検討してきましたが、公共施設としての積極的な需要は無く、また、市街化調整区域であり、民間需要も見込みが薄いことから、第二調理場は解体を決定し、第一調理場は民間活用に可能性を残すものの、活用に至らない場合には解体を行うことを決定しました。</p> <p>第3期行動計画期間内においては、決定した方向性で取組を進め、総量の最適化を図っていきます。</p>		対 象

個別施設の見直し計画編（49 施設）総括

計画編では、修繕費や改修費が掛かる施設や、施設で提供しているサービスが市民ニーズに合わなくなってきた施設など、「改修計画」、「類似機能」、「利用者減少」、「利用形態改善」、「運営形態改善」、「転用検討」の6つの視点から、縮充による再編成計画を立てる施設を選定し取組を行いました。

主な取組としては、施設の種類ごとを基本に、施設の利用状況や劣化状況、改修履歴等の現状を整理した上で、今後の施設の方向性などを示した「小中学校施設長寿命化計画」や「社会教育施設長寿命化計画」など、対象施設に関する14の個別施設計画を策定しました。

また、施設により計画の策定とは別に、具体的な利便性向上のための施設改修や方針の検討などに取り組んだほか、公共施設全体を対象とする「公共施設跡地活用方針」を策定し、用途廃止となった（予定を含む）施設について、新たに公共施設としての活用を検討するための庁内意向調査や、民間事業者等から活用の可能性について意見を徴取する「サウンディング型市場調査」を実施するなど、跡地活用の検討にも取り組みました。

これらの第2期行動計画の取組を踏まえ、第3期行動計画では、24施設を進行管理の対象施設とし、「継続的な取組」または「新たな視点も踏まえた具体的な取組」を行っていきます。

(3) 個別施設の見直し事業化編（5施設）

ア 第1期行動計画で再編成計画が確定した施設

(ア)新学校給食センター（給食センターの一元化による衛生機能強化と食の安全性の向上）

見直し方策	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> 学校給食センター第一調理場と第二調理場を統合し、施工者のノウハウを反映できる設計・施工一括発注方式で整備します。 建設地は、龍ヶ崎市馴馬町の教育センター・市民活動センターの東側を予定しています。 建替えにより、衛生環境を改善し、新たにアレルギー除去食に対応するなど機能強化を図ります。 最大提供食数は6,500食ですが、将来的に児童生徒数が減少する推計を踏まえ、運営方法を工夫することで延床面積等を縮小するなどコスト削減に留意します。 	平成29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 建設候補地の検討 整備に向けた基本計画の策定
	平成30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 建設候補地の検討及び選定 不動産鑑定及び境界確定を実施
	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 建設地の地権者と土地の売買契約を締結 基本計画の修正業務を実施し、建設地の変更に伴うスケジュールの再検討を実施
	令和2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式により落札事業者を決定し、契約を締結 事業地の調査測量を実施 国庫補助申請手続きを実施
	令和3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> 施設に関する基本設計及び実施設計を実施 建設地の造成関係工事を実施 下水道工事実施設計を実施
	令和4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の建築及び電気等設備、下水道管路工事を実施 効率的な運用方針の決定、供用開始後の運用を検討
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
<p>本施設は、第2期行動計画の中で、令和2（2020）年度の供用開始を目指し取組を開始しましたが、当初予定していた建設予定地の交渉がまとまらず、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度の供用開始に工程を見直し、取組を行ってきました。</p> <p>第3期行動計画期間内においては、令和5（2023）年度9月の供用開始を目標に建設工事を進めていくとともに、運用について検討を行ってまいります。</p>		対 象

(イ)新保健福祉施設（保健福祉施設の複合化・多機能化）

見直し方策	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> 保健センター、総合福祉センター、地域福祉会館を統合し、新保健福祉施設を建設します。 現在、各施設で行っている業務を見直し、民間活力による市民交流機能の追加を行ないます。 市民利用度の高い施設のため、市民ワークショップ等を開催し、施設の価値を明確にした設計となるよう調整します。 建設地は市役所東側隣接地を予定しています。 	平成29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 世代間交流機能の追加等、施設全体の機能向上に向けた先進地視察を実施
	平成30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模や機能等を見直し案を作成
	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 市全体の財政負担の調整と後年度負担の検討により、基本構想から時間が経過したことから、社会経済情勢の変化等に対応するため、新たな機能の追加等を検討し、見直し案を作成
	令和2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 現状把握や課題の整理を実施 児童福祉分野での連携や機能強化、新型コロナウイルス感染症対策で求められる機能のほか、高齢者福祉分野において、地域包括支援センターに求められる機能の強化や施設の拡充等、課題解決に向けた施設規模等を踏まえ、「龍ヶ崎市新保健福祉施設整備基本構想 2020」を策定
	令和3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> 関係課で組織する「龍ヶ崎市新保健福祉施設整備検討会議」を発足し検討を実施 基本設計を実施 実施設計に向け、機能等の再検討を実施
	令和4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> 機能の再検討結果等を反映した実施設計を実施
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
<p>本施設は、第2期行動計画の中で、令和4（2022）年度の供用開始を目指して整備を行っていくことを方向性とし取組を行ってきましたが、市全体の財政負担の調整と後年度負担の検討により、基本構想から時間が経過したことから、社会経済情勢の変化へ対応するため、新たな機能を加えていくことなどを検討するため、令和元（2019）年度に実施工程を見直した上で、令和2（2020）年度に新たに「新保健福祉施設整備基本構想 2020」を策定し、令和4（2022）年度から実施設計に取り組んでいます。</p> <p>第3期行動計画期間内においては、令和5（2023）年度6月までに実施設計を完了し、令和7（2025）年度の供用開始に向けて建設工事を行っていくほか、3階に予定している「市民交流スペース」の運営についての検討や、福祉機能の集約に伴い空きが生じる市庁舎の機能の再配置の検討を行ってまいります。</p> <p>また、令和7（2025）年度に現保健センターを解体し、借地部分の所有者への返却を行います。</p>		対 象

(ウ)旧長戸小学校（統合に伴う学校施設の有効活用）

見直し方策	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> 市民のスポーツを通じた健康づくりの場として、体育館及び旧長戸小保育ルーム、グラウンドを活用していきます。 長戸コミュニティセンターの再築の際は、その敷地に供します。 ※ 旧長戸小学校への進入道路の拡幅についても検討します。	平成 29 (2017)	・ 事業スケジュールの検討及び地域住民への説明
	平成 30 (2018)	・ 施設への進入道路拡幅に向けた測量及び実施設計の実施
	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 所有権移転登記及び境界確定業務の実施 新長戸コミュニティセンターの基本設計に向け、地元住民との意見交換を実施
	令和 2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 境界確定、土地評価、不動産鑑定及び補償調査を実施 地域住民との協議を経て、災害時における福祉避難所機能の充実に踏まえた基本設計及び校舎解体工事の実施設計を実施
	令和 3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> 進入道路拡幅に向け、用地を取得 地域住民への説明を行いながら、校舎の解体工事を実施 実施設計に向け、機能等の再検討を実施
	令和 4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> 進入道路拡幅に向けた市道3-309号線道路改良工事を実施 機能の再検討結果等を反映した実施設計及び体育館改修工事の実施設計を実施
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、第2期行動計画の中で、令和元（2019）年度までにスポーツを通じた健康づくりの場として活用するため、校舎の解体及びグラウンドの改修に向けて取組を開始しましたが、平成29（2017）年度の事業化検討に伴い、長戸コミュニティセンターを敷地内で建替え、移転することが決定したことから、平成30（2018）年度から工程を見直し取組を進め、令和4（2022）年度から実施設計を行っています。 第3期行動計画期間内においては、令和5（2023）年度6月までに実施設計を完了し、令和6年度の供用開始に向けて建設工事を行うとともに、進入路の拡幅工事完了に向けて取組を行っていきます。 また、跡地となる長戸コミュニティセンターについて、活用を検討します。		対 象

イ 政策的な新規事業

(ア)道の駅

新規施策	年度	主な取組実績
<ul style="list-style-type: none"> 地域活性化と本市の認知度向上を目指し、本市産品の販路拡大や地域情報の発信機能の強化に向けた拠点となる道の駅を設置します。 平成28（2016）年度には、道の駅プロジェクト課を設置し、基本計画を策定しました。 建設地として、市西部国道6号沿いが予定されています。 	平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 牛久沼活用構想との整合等を図るため、事業スケジュールを見直し 設計業務に着手するとともに、護岸改修工事実施設計を実施
	平成 30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理候補者を選定 施設の基本設計を完了し、実施設計を実施 整備予定地の伐開及び整地工事の実施 護岸改修工事修正設計を実施 場外の上下水道管理敷設実施設計を実施
	令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 護岸改修工事の実施手法の決定 施設の実施設計を完了
	令和 2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 整備地内の埋設物について、測量等を実施 駐車場部分の液状化対策の検討
	令和 3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> 護岸改修工事の修正設計を完了 整備地内の埋設物残置について協議を継続 駐車場部分の液状化対策の協議を継続
	令和 4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備の再検証を行い、結果を公表 市民の意見を徴取して課題の整理を行い、整備の方向性を決定
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、第2期行動計画の中で、令和元（2019）年度の供用開始を目指し取組を開始しましたが、軟弱地盤に伴う護岸改修工事の工法検討や敷地内の不測の埋設物、駐車場部分の液状化対策等、課題が多く出てきたことから、実施工程を時期未定として見直し、令和4（2022）年度に概算事業費や収支状況等の再検証を行い、整備の方向性を決定しました。 第3期行動計画期間内においては、決定した方向性に基づき取組を行っていきます。		対象外

(イ)農産物直売所

新規施策	年度	主な取組実績
・ 農業振興対策、竜ヶ崎地方卸売市場廃止に伴う農産物受入先確保として、農産物直売所を設置します。	平成 29 (2017)	・ 施設開設に向けた出荷体制等を整備
	平成 30 (2018)	・ 「たつのご産直市場」として開設 ・ 出荷者増加への取組及び栽培講習会の実施
	令和元 (2019)	・ 農産物の品質向上、出荷者及び固定客増加のための取組を実施
	令和 2 (2020)	・ 商品棚の修繕等、施設面における利便性向上の取組を実施
	令和 3 (2021)	進行管理終了
	令和 4 (2022)	
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、第2期行動計画期間の中で、平成 29 (2017) 年度の供用開始を目標に取組を行い、平成 30 (2018) 年度の4月に開設しました。このため、第3期行動計画期間内は、利用者の利便性の向上を図りつつ、効果的・効率的な維持管理及び適正な事業運営を行っていきます。		対象外

個別施設の見直し事業化編（5施設）総括

事業化編では、①「第1期行動計画で再編成計画が確定し、整備を進めていく施設」、②「政策的な視点から新規に取り組む事業」について選定し取組を行いました。

①の3施設については、それぞれ、新学校給食センターにおいては「建設予定地の交渉の遅れ」、新保健福祉施設においては「社会経済情勢の変化への対応するための新たな機能の追加等」、旧長戸小学校の跡地活用においては「長戸コミュニティセンター移転の検討」などにより、計画当初の実施工程どおり整備を進めることはできませんでしたが、より良い施設となるよう再検証を加えながら取組を行ってきました。

また、②の農産物直売所については、「たつのご産直市場」として実施工程どおり整備を進め、様々なイベントの開催や移動販売の実施、出荷者や市内生産者への講習会を開催するなど、利用者側、生産者側双方への取組を通じて、農業振興に資する施設となるよう取組を行っています。

なお、②の道の駅については、軟弱地盤に伴う護岸改修工事の工法検討や敷地内の不測の埋設物、駐車場部分の液状化対策等、課題が多く出てきたことから、工程を時期未定として見直し、概算事業費や収支状況等の再検証を行うなど、事業の在り方を見直しています。

これらの第2期行動計画の取組を踏まえ、第3期行動計画では、①の3施設を当初から進行管理の対象施設として「継続的な取組」を行っていくとともに、道の駅については、具体的実施工程が確定した段階で加えていくことを想定しています。

第3章 計画の取組

1 対象施設（事業）

本計画の対象施設（事業）は、次のとおりとします。

- ① 第2期行動計画から取組を継続する施設
- ② 第2期行動計画の取組結果から、新たな視点も踏まえ具体的取組を行っていく施設
- ③ 新たに重点的な取組を行う施設

なお、第1章の「4 計画の整理」で示した「取組体系の整理」や「対象施設（事業）の重点化」を踏まえ、第2期行動計画で対象としていた通常業務の中で行っていく「施設の維持管理」や「利用者の利便性向上」等に関する取組のみを行っていく施設については対象とせず、龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画に基づいて取組を行っていくこととします。

	事業名称	関連施設	取組区分	担当課
1	農業公園豊作村の今後の方針検討結果に基づく機能・事業運営の最適化	・農業公園豊作村（総合交流ターミナル） ・農業公園豊作村（湯ったり館）	①	・農業政策課
2	新学校給食センターの整備及び学校給食センター第一・第二調理場跡地の活用検討	・学校給食センター第一調理場 ・学校給食センター第二調理場	①	・学校給食センター ・企画課（跡地活用）
3	新保健福祉施設の整備	・保健センター ・市役所庁舎	①	・企画課 ・健康増進課 ・財政課
4	地域福祉会館利活用の検討	・地域福祉会館	①	・企画課（再編成） ・社会福祉課
5	第二庁舎の再編成	・第二庁舎	①	・企画課（再編成） ・財政課 ・道路整備課
6	森林公園の再整備	・森林公園（管理棟等）	①	・都市施設課
7	新長戸コミュニティセンターの整備及び長戸コミュニティセンター跡地の活用検討	・長戸コミュニティセンター	①	・コミュニティ推進課 ・道路整備課 ・企画課（跡地活用）
8	職業訓練共同施設の今後の在り方の検討に基づく機能・事業運営の最適化	・職業訓練共同施設	②	・商工観光課
9	龍ヶ崎版小中一貫教育「龍の子人づくり学習」を踏まえた、小中学校の適正規模・適正配置の取組	・小学校（11施設） ・中学校（5施設）	②	・教育総務課 ・企画課（跡地活用）
10	公共施設跡地活用の検討	・旧城南中学校 ・佐貫中央第2駐輪場	③	・企画課（跡地活用） ・財政課 ・生活安全課 ・道路整備課

2 取組

1 農業公園豊作村の今後の在り方の検討結果に基づく機能・事業運営の最適化

(1) 中期目標の設定

第2期行動計画で策定した今後の方針に基づき、公募による指定管理者の選定により、当面の利用者の増加や運営コストの負担軽減を図る。

また、指定管理者による事業運営をモニタリングした上で、令和9（2027）年度に公共施設としての建物及び機能の維持を判断し、判断に応じた取組を行っていく。

(2) 実施工程

年度	取組事項
令和5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募による指定管理者の選定（指定）※5年間 ・ 公共施設としての建物及び機能の維持を判断するための目標や基準を決定
令和6 (2024)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者による事業運営のモニタリング
令和7 (2025)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者による事業運営のモニタリング
令和8 (2026)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者による事業運営のモニタリング ・ 地元自治会との協議 ・ 民間事業者等へのヒアリング
令和9 (2027)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設としての維持を判断 【公共施設として維持する場合】 ・ 改修計画を作成 【公共施設として維持しない場合】 ・ 地元自治会との協議 ・ 跡地活用の検討を開始

2 新学校給食センターの整備及び学校給食センター第一・第二調理場跡地の活用検討

(1) 中期目標の設定

新学校給食センターの建設工事を進めて行くとともに、運用について検討を行い、令和5（2023）年度に供用を開始します。

また、跡地となる第一・第二調理場については、第二調理場は解体、第一調理場は民間事業者等による活用に向けて取組を行った上で、活用に至らない場合には解体を行い、総量の最適化を図ります。

(2) 実施工程

年度	取組事項
令和5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ◆新学校給食センターの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・新施設における効率的な運用方針の決定 ・建設工事を完了し、供用を開始 ◆学校給食センター第一・第二調理場跡地の活用検討 <ul style="list-style-type: none"> ・第二調理場の解体工事実施設計を行った上で解体工事を行い、龍ヶ崎西小学校駐車場として整備 ・第一調理場の公募型プロポーザル等による事業者の選定（決定）
令和6 (2024)	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校給食センター第一調理場跡地の活用検討 <ul style="list-style-type: none"> 【公募型プロポーザル等で事業者が選定（決定）された場合】 ・契約手続きを行い、民間事業者等による活用 【公募型プロポーザル等で相手先が決まらなかった場合】 ・解体工事実施設計及び解体工事を実施
令和7 (2025)	進行管理終了
令和8 (2026)	
令和9 (2027)	

3 新保健福祉施設の整備

(1) 中期目標の設定

令和5年度6月までに、保健センターとしての機能や利用環境、福祉機能のプライバシー等、利用環境に配慮するとともに、建設コスト等の費用対効果を考慮した形で実施設計を完了し、令和7年度の供用開始に向けて建設工事を行っていきます。

また、3階に予定している「市民交流スペース」の運営について検討を行っていくとともに、福祉機能の集約に伴い空きスペースが生じる市庁舎内の機能の再配置について検討を行っていきます。

なお、新保健福祉施設供用開始後、現在の保健センターを解体し、借地部分を所有者に返却します。

(2) 実施工程

年度	取組事項
令和5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ◆新保健福祉施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計を完了 ・建設工事を開始 ・市民交流スペースの運営手法を決定 【市直営で運営を行う場合】 ・市民への貸出し方法等検討 【指定管理者が管理運営を行う場合】 ・条例制定等の手続きを実施 ◆市庁舎内の機能の再配置 <ul style="list-style-type: none"> ・機構改革を踏まえた部課等の再配置や必要な改修等を検討 ◆保健センターの解体 <ul style="list-style-type: none"> ・解体工事実施設計を完了
令和6 (2024)	<ul style="list-style-type: none"> ◆新保健福祉施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事を完了 ・市民交流スペースの運営準備 【市直営で運営を行う場合】 ・市民への貸出し方法を決定し、必要な環境整備に向けた取組を実施 【指定管理者が管理運営を行う場合】 ・指定管理者の選定（指定） ◆市庁舎内の機能の再配置 <ul style="list-style-type: none"> ・機構改革を踏まえた部課等の再配置や必要な改修内容について決定
令和7 (2025)	<ul style="list-style-type: none"> ◆新保健福祉施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・供用開始 ◆市庁舎内の機能の再配置 <ul style="list-style-type: none"> ・機構改革を踏まえた部課等の再配置や必要な改修を実施 ◆保健センターの解体

	・解体工事を実施し整地した上で、借地部分を所有者に返却
令和8 (2026)	進行管理終了
令和9 (2027)	

4 地域福祉会館利活用の検討

(1) 中期目標の設定

社会福祉協議会が令和7（2025）年度に新保健福祉施設に移転することに伴い、一部ボランティア等が使用するスペース等を除き多くの部屋が空くことから、市役所に隣接する立地を生かした機能の集約等、再編成の視点で検討を行い、有効活用につなげていきます。

(2) 実施工程

年度	取組事項
令和5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会とボランティアが使用するスペース等を協議し決定 ・再編成の視点で利活用を検討
令和6 (2024)	<ul style="list-style-type: none"> ・利活用を決定し、必要な改修等を整理
令和7 (2025)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な改修等を実施し、新たな活用を開始
令和8 (2026)	進行管理終了
令和9 (2027)	

5 第二庁舎の再編成

(1) 中期目標の設定

第二庁舎に入居し、行政機能として道路管理等の現場業務を担っている「施設管理事務所」について、職員定数の削減や事務事業の見直し等の取組により、新規職員の採用を見送ってきているものの、今後の方向性が明確に示されていないことから、「施設管理事務所」が移転可能な施設の検討を同時並行で行いつつ、今後の方向性を決定します。その上で、今後の使用期間に応じて、費用対効果を勘案し、移転若しくは当面の維持を判断します。

また、「公益社団法人龍ヶ崎市シルバー人材センター」については、上記検討を踏まえつつ、移転を前提に協議を行い、早期に移転スケジュールを決定します。

なお、両方移転となった場合には、移転後、第二庁舎を解体し、借地を所有者に返却します。

(2) 実施工程

年度	取組事項
令和5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設管理事務所 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の方向性を検討し決定 ・移転可能な施設の検討 ◆公益社団法人龍ヶ崎市シルバー人材センター <ul style="list-style-type: none"> ・移転に向けた協議を行い、移転先及び移転スケジュールを決定
令和6 (2024)	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設管理事務所 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の方向性を踏まえ、移転若しくは当面の維持を判断 【移転する場合】※機能維持を想定 ・移転可能な施設を決定し、移転先の必要な改修等を検討 【当面維持する場合】※機能廃止を想定 ・使用期間に応じた改修計画を作成 ◆公益社団法人龍ヶ崎市シルバー人材センター <ul style="list-style-type: none"> ・移転スケジュールに基づき、移転に向けた協議を実施
令和7 (2025)	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設管理事務所 <ul style="list-style-type: none"> 【移転する場合】 ・移転先の必要な改修を実施 ・第二庁舎の解体工事実施設計を実施 【当面維持する場合】 ・継続使用 ◆公益社団法人龍ヶ崎市シルバー人材センター <ul style="list-style-type: none"> ・移転 ※移転時期は、団体の状況により令和8年度以降も想定されます。
令和8 (2026)	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設管理事務所 <ul style="list-style-type: none"> 【移転する場合】 ・移転 ・第二庁舎の解体工事を実施し整地した上で、借地を所有者に返却
令和9 (2027)	進行管理終了

6 森林公園の再整備

(1) 中期目標の設定

民間事業者等との連携を視野に、交流人口の増加や地域活性化に資する拠点施設として再整備し、令和6（2024）年度に供用を開始します。

なお、再整備に関し、建物を伴う公園施設の設置やその後の維持管理、事業運営については、縮充の視点で持続可能なものとなるよう、積極的に民間資金やノウハウを導入できる枠組みとすることを基本とします。

(2) 実施工程

年度	取組事項
令和5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ・官民連携事業を導入し、公募により事業者を選定 ・基本協定締結 ・事業者と公園施設設置協議を実施 ・公園施設設置工事を開始
令和6 (2024)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施協定、契約等締結 ・公園施設設置工事を完了し、供用を開始
令和7 (2025)	進行管理終了
令和8 (2026)	
令和9 (2027)	

7 新長戸コミュニティセンターの整備及び長戸コミュニティセンター跡地の活用検討

(1) 中期目標の設定

令和5（2023）年度6月までに新長戸コミュニティセンター及び既存の体育館改修の設計を完了し、令和6年度の供用開始に向けて建設工事を行うとともに、進入路の拡幅工事完了に向けて取組を行っていきます。

また、跡地となる長戸コミュニティセンターについて、新施設供用開始後解体を行い、老朽化が著しい埋蔵文化財収蔵庫を整備することを基本に、検討を行っていきます。

(2) 実施工程

年度	取組事項
令和5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ◆新長戸コミュニティセンター整備 <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計を完了 ・新長戸コミュニティセンター建設工事及び既存体育館改修工事を実施 ◆長戸コミュニティセンター跡地の活用検討 <ul style="list-style-type: none"> ・長戸コミュニティセンター解体工事实施設計を実施 ・埋蔵文化財収蔵庫を整備することを基本に活用を検討し、活用方針を決定
令和6 (2024)	<ul style="list-style-type: none"> ◆新長戸コミュニティセンター整備 <ul style="list-style-type: none"> ・新長戸コミュニティセンター建設工事及び既存体育館改修工事を完了 ・道路舗装工事を実施し、進入路の拡幅工事を完了 ・供用開始 ◆長戸コミュニティセンター跡地の活用検討 <ul style="list-style-type: none"> ・長戸コミュニティセンター解体工事实施設計を実施 ・長戸コミュニティセンター解体工事を実施 【埋蔵文化財収蔵庫を整備して活用する場合】 ・実施設計及び建設工事を実施
令和7 (2025)	<ul style="list-style-type: none"> ◆長戸コミュニティセンター跡地の活用検討 <ul style="list-style-type: none"> 【埋蔵文化財収蔵庫を整備して活用する場合】 ・供用開始
令和8 (2026)	進行管理終了
令和9 (2027)	

8 職業訓練共同施設の今後の在り方の検討に基づく機能・事業運営の最適化

(1) 中期目標の設定

第2期行動計画で策定した今後の方針に基づき、職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練協会との協議を継続することに加え、負担金交付市町の意向を確認し、今後の方針を決定する。さらに、方針決定後は、計画期間内での完結に向けて取り組んでいく

(2) 実施工程

年度	取組事項
令和5 (2023)	・ 職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練協会と移転等の方針を協議 ・ 負担金交付市町への意向確認
令和6 (2024)	・ 職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練協会と移転等の方針を協議 ・ 負担金交付市町への意向確認
令和7 (2025)	・ 方針の決定を受けて取組を設定
令和8 (2026)	・ 方針の決定を受けて取組を設定
令和9 (2027)	・ 方針の決定を受けて取組を設定

9 龍ヶ崎版小中一貫教育「龍の子人づくり学習」を踏まえた、小中学校の適正規模・適正配置の取組

(1) 中期目標の設定

令和8年度までに既存校舎等の長寿命化及び新規校舎等の整備を行い、長山中学校を受入れ校とした義務教育学校を令和9年度に開校します。

また、その他の小中学校について、「施設一体型小中一貫校・学校統合に関する調査報告書」の考え方を基本に、小学校同士の統合や施設一体型小中一貫校の整備について検討を行っていきます。

このほか、松葉小学校や長山小学校をはじめ、今後の検討により廃校となることが見込まれる学校施設について跡地活用を検討し、廃校後の早期の有効活用に努めます。

(2) 実施工程

年度	取組事項
令和5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ◆長山中学校を受入れ校とした義務教育学校の整備 ・小学校校舎及び体育館新築工事実施設計 ・プール解体工事及び仮設駐車場整備 ・松葉、長山地域の住民自治組織等関係者への情報提供・情報共有
令和6 (2024)	<ul style="list-style-type: none"> ◆長山中学校を受入れ校とした義務教育学校の整備 ・小学校校舎及び体育館新築工事を開始 ・中学校校舎及び体育館長寿命化工事実施設計 ・統合準備会等の発足 ◆その他小学校の統合及び施設一体型小中一貫校の検討 ・具体的な検討を開始（内部協議） ◆松葉小学校、長山小学校の跡地活用検討 ・松葉、長山地域の住民自治組織等関係者への説明及び協議
令和7 (2025)	<ul style="list-style-type: none"> ◆長山中学校を受入れ校とした義務教育学校の整備 ・小学校校舎及び体育館新築工事を完了 ・中学校校舎及び体育館長寿命化工事を開始 ・統合準備会等での協議及び決定 ◆その他小学校の統合及び施設一体型小中一貫校の検討 ・小規模校に属する保護者及び住民自治組織からの意見聴取 ◆松葉小学校、長山小学校の跡地活用検討 ・松葉、長山地域の住民自治組織等関係者への説明及び協議 ・サウンディング型市場調査の実施
令和8 (2026)	<ul style="list-style-type: none"> ◆長山中学校を受入れ校とした義務教育学校の整備 ・中学校校舎及び体育館長寿命化工事を完了 ・駐車場及び駐輪場を整備 ・統合準備会等での協議及び決定事項の遂行 ◆その他小学校の統合及び施設一体型小中一貫校の検討 ・小規模校に属する保護者及び住民自治組織からの意見聴取

	<ul style="list-style-type: none">◆松葉小学校、長山小学校の跡地活用検討<ul style="list-style-type: none">・検討を継続（跡地活用方針の決定）・松葉、長山地域の住民自治組織等関係者への説明及び協議
令和9 (2027)	<ul style="list-style-type: none">◆長山中学校を受入れ校とした義務教育学校の整備<ul style="list-style-type: none">・供用開始◆その他小中学校の統合及び施設一体型小中一貫校の検討<ul style="list-style-type: none">・統合校等対象校に属する保護者及び住民自治組織との合意形成・実施スケジュールの検討◆松葉小学校、長山小学校の跡地活用検討<ul style="list-style-type: none">・跡地活用方針に基づく取組を実施（不動産鑑定等公募の準備を想定）

10 公共施設跡地活用検討

(1) 中期目標の設定

旧城南中学校跡地については、総量の削減を念頭に、にぎわいの創出につながる定住人口や交流人口の増加、少子高齢化への対応といった政策的な課題解決につなげていく視点が重要と捉えています。これまでの取組により、公募型プロポーザルにより事業者を選定し、民間事業者等が活用していく方向性は決定していることから、早期に最終的な方針を決定し、有効活用を行っていきます。

また、佐貫中央第2駐輪場については、龍ヶ崎市駅の近くに立地していることから、行政での活用、民間事業者等による活用いずれの可能性も排除せず、早期に有効活用を検討していきます。

(2) 実施工程

年度	取組事項
令和5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ◆旧城南中学校跡地の活用検討 <ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザルにより事業者を選定 ・協定、契約等締結 ・地元の住民自治組織等への説明を実施 ・民間事業者等による活用を開始 ◆佐貫中央第2駐輪場跡地の活用検討 <ul style="list-style-type: none"> ・道路用地としての都市計画決定解除手続きを実施 ・解体工事を実施 ・跡地活用の検討開始 ・民間事業者等へのヒアリングを実施
令和6 (2024)	<ul style="list-style-type: none"> ◆佐貫中央第2駐輪場跡地の活用検討 <ul style="list-style-type: none"> ・検討を継続（跡地活用方針の決定） ・跡地活用方針に基づく取組を実施
令和7 (2025)	<ul style="list-style-type: none"> ◆佐貫中央第2駐輪場跡地の活用検討 <ul style="list-style-type: none"> ・跡地活用方針に基づく取組を実施し、活用を開始
令和8 (2026)	進行管理終了
令和9 (2027)	

龍ヶ崎市公共施設再編成の第3期行動計画（初版）

発行年月：令和5年●月（初版）

発行元：茨城県龍ヶ崎市 市長公室 企画課

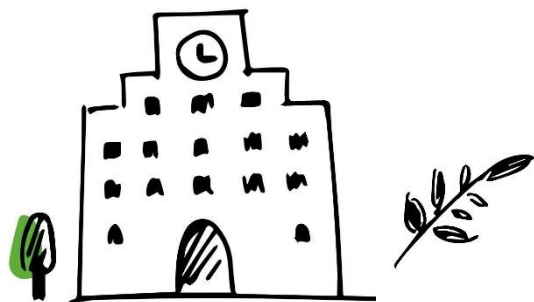
茨城県龍ヶ崎市 3710 番地

TEL0297-64-1111（代表）



旧城南中学校跡地活用

(市長公室企画課)



令和 4 年 10 月 31 日
龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議

1. 対象用地・建物の概要

1. 土地

所在地	龍ヶ崎市1736番地
敷地面積	28,918.00㎡ (実測：29,884.49㎡)

2. 建物

校舎	RC造3階 6,734.01㎡ H4.9
体育館	RC造3階 2,989.38㎡ H9.3
プール附属棟	RC造一部鉄骨平屋建 125㎡ H7.1
駐輪場	S造 262.08㎡ H9.7
倉庫	S造 50.50㎡ H6.11

3. 接道状況

北側	県道竜ヶ崎潮来線[幅員：約15m]
東側	市道5-41号線[幅員：約3m]
西側	市道5-39号線[幅員：約7m]

建物外観



案内図



- 城南SC 徒歩3分
- 龍ヶ崎小学校 徒歩13分
- 龍ヶ崎中学校 自転車15分
- 関鉄竜ヶ崎駅 車6分
- JR龍ヶ崎市駅 車16分
- 済生会病院 車9分

2. 龍ヶ崎市公共施設跡地活用方針

視点1 まちづくりへの対応

少子高齢化や人口減少社会の進展に伴い、まちを取り巻く課題がますます複雑化しているため、市民ニーズを考慮し、地域の活性化や地域の課題解決に向けて検討する必要がある。

このため、市の各種計画に掲げられたまちづくりの方向性との整合性に留意し、市民全体の利益となるよう活用を図る。

視点2 民間事業者等による活用

民間事業者等の活用によって地域の活性化など市民全体の利益にかなうと認められる場合、有効活用と公益のバランスに留意した用途に限定するなどの工夫をした上で、サウンディング型市場調査の実施による民間事業者等からのヒアリングや公募による具体的な活用提案を受けるなど、民間活力を導入して当該跡地を売却・貸付等方法を検討する。

視点3 地域の意向を踏まえた活用

適宜、市民等に情報公開していくとともに、必要に応じて意見等を伺う機会を設け、地域のニーズを踏まえて検討するよう努める。

なお、特に学校施設の活用については、地域住民の愛着がある場所であることなどから、学校施設が担ってきた役割や機能を踏まえ、地域の意向を十分配慮するよう努める。

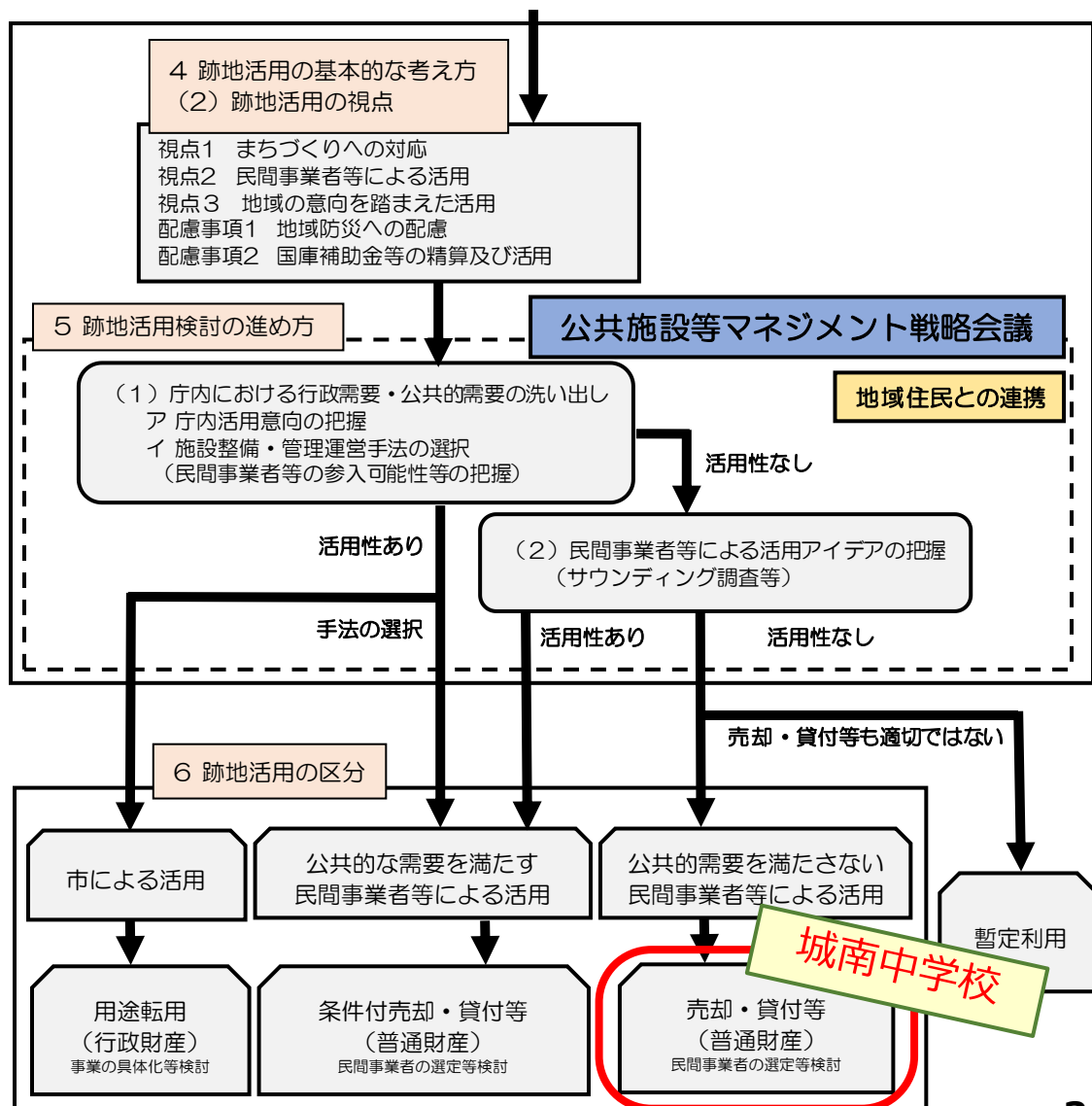
配慮事項1 地域防災への配慮

公共施設は災害時の避難所になっているなど、地域防災の拠点施設となっている施設もあることを十分踏まえた検討を行う。

配慮事項2 国庫補助金等の精算及び活用

整備時に国庫補助金等を活用した場合、施設の廃止による補助金の返還など、財産処分上の制約要件を踏まえ対応する。また、改修等新たな施設整備を伴う場合は、可能な限り国庫補助金などの特定財源の活用を図り、市民負担の軽減に努める。

【跡地活用方針フロー図（抜粋）】



3. これまでの取組み【令和3年度】

【具体的な取組み】

時期	内容
5月～6月	地域住民説明会（愛宕中城南中統合準備会・城南中学校付近の3協議会【龍ヶ崎・龍ヶ崎西・大宮】）計4回
6月～8月	<ul style="list-style-type: none">・民間事業者等個別ヒアリング（7者） 流通経済大学、市内に工場を有する企業、金融など・現地見学会（1者） 流通経済大学・跡地活用意見 募集広報 りゅうほー、市公式HP、みんなの廃校プロジェクト（文科省HP）
10月	サウンディング型市場調査（4者）
3月31日	城南中学校 閉校

【会議】

時期	内容
6月・10月・1月	公共施設等マネジメント戦略会議（全3回） （サウンディング型市場調査の実施・報告・今後の方向性について）
7月～12月	公共施設等マネジメント推進委員会（全2回） （サウンディング型市場調査の実施・報告）
7月・11月・2月	定例庁議（全3回） （サウンディング型市場調査の実施・報告・今後の方向性について）

3. これまでの取組み【令和3年度】～サウンディング型市場調査の意見～

法人A（住宅・不動産関連）

- 定住促進住宅の建設と宅地分譲を合わせた開発計画を支援したい。
- 定住促進住宅の事業スキームはB T O方式※を提案する。
※一括事業請負後譲渡方式（建設から運営まで）
- 既存建物の利用はない。更地を希望する。
- 当地は高校が近いことがアドバンテージになる。

法人B（住宅・不動産関連）

- 宅地分譲で100区画程度を想定
- 建物付きでも更地でも購入は可能。建物付きの場合は除却後分譲する。
- 最低入札価格を設定していただくと応募しやすい。

◎ サウンディング型市場調査まとめ

	提 案	不動産所有の形態等
法人A	<ul style="list-style-type: none"> • 定住促進住宅、子育て支援住宅 • 市有地に公共施設として新築 	<ul style="list-style-type: none"> • 土地 市有地の状態で定期借地 • 建物 活用無し、市による除却を希望
法人B	<ul style="list-style-type: none"> • 住宅宅地分譲 	<ul style="list-style-type: none"> • 土地 購入 • 建物 活用無し（除却条件による購入可）
法人C	<ul style="list-style-type: none"> • 自社開発部門オフィス 	<ul style="list-style-type: none"> • 土地 活用無し • 建物 一階部分を貸付希望
法人D	<ul style="list-style-type: none"> • 住宅宅地分譲 	<ul style="list-style-type: none"> • 土地 購入 • 建物 活用無し（除却条件による購入可）

法人C（住宅機器設備）

- 校舎棟の1階部分を賃借したい。
- 当社開発部門のオフィスとして利用したい。
- 商品展示、試作工房、ストックルーム、会議室等。
- 社員は常駐せず必要に応じて利用する。

法人D（住宅・不動産関連）

- 宅地分譲で120区画程度を想定
- 建物付きでも更地でも購入は可能。建物付きの場合は除却後分譲する。
- 当地は近隣に商業施設もあり分譲環境がよい。
- グループ企業へ売却できるような条件設定が望ましい。

3. これまでの取組み【令和4年度】

【具体的な取組み】

時期	内容
5月	流通経済大学との旧城南中学校跡地活用協議①
7月	流通経済大学との旧城南中学校跡地活用協議②
8月	測量・境界確定完了（地積・地目・登記の整理）
9月	不動産鑑定評価完了
10月	流通経済大学との旧城南中学校跡地活用協議③

◎ 平行して公募要項の作成、活用事業者募集広報、事業者からの個別相談対応などを行っている。

【会議】

時期	内容
7月	公共施設等マネジメント戦略会議（今後の進め方について）
7月	公共施設等マネジメント推進委員会（今後の進め方について）
8月	定例庁議（今後の進め方について）

4. 流通経済大学との跡地活用協議

【令和4年2月15日（火）定例庁議抜粋】

これまでの調査・検討の過程から、民間事業者による住宅用地としての活用及び流通経済大学による施設の活用の2案が現実的な選択肢として挙げられる。

いずれの案も跡地活用方針に合致するものであり、今後はこの2つの案をベースに、総量削減（土地建物を含めた譲渡・売却）を念頭に、市民ニーズを踏まえた政策的視点や跡地利用の確実性を加味しながら、早急に検討を進める。

その中で、まずは、市との連携事業の実績がある流通経済大学とスポーツを活用した健康長寿社会づくり等での具体的な活用方策や同大学による土地建物取得の可能性等について協議を行い、今後の方針決定の判断材料とする。



まずは、流通経済大学による旧城南中学校の跡地活用の意向を確認し、それも踏まえて、跡地活用方針を決定することとした。

流通経済大学との旧城南中学校跡地活用協議① R4.5.27

【市の伝達事項】

- ✓ 売却・貸付いずれの場合であっても相応の価格設定を見込んでいる。
- ✓ 跡地活用を通じて地域課題の解決やにぎわいの創出などを期待している。
- ✓ 事業者の決定は公募型プロポーザル方式により公平・公正に行う。

【流通経済大学の意見】

- ✓ 公募型プロポーザル方式で事業者を選定することは了解したが、例えば市・大学・商工会等が連携して複合的に施設を活用するなどの方法もあるのではないか。
- ✓ 「購入」という選択肢はない。借りるにしても金額による。
- ✓ 大規模改修が必要な時期に差し掛かっていることは理解した。使用する場合は段階的に改修を行う。
- ✓ 400mトラックが作れる点が魅力と感じる。また、あれだけの建物を解体するのはもったいない。
- ✓ 活用案としては、「規模が小さめの通信制学校」、「不登校の生徒・児童の受入」、「体育館の地域への開放」、「地域・学生双方の学びの場となる道場」、「商工会と連携した創業者支援」などが挙げられる。

4. 流通経済大学との跡地活用協議

流通経済大学との旧城南中学校跡地活用協議② R4.7.21

【市の伝達事項】

- ✓ 前回（R4.5.27）と同様。

【流通経済大学の意見】

- ✓ 大学では「（仮称）安信・健幸プロジェクト」というものを立上げ、運動・体操・健康をテーマに、要介護者の増加を抑制し、健康寿命を延伸する取組みを考えており、その活動場所の一つとして旧城南中学校を活用したい。プロジェクトに拠点は不要で、事業の実施場所の一つとして考えている。
- ✓ 旧城南中学校は規模が大きすぎて、大学単体での活用はできない。また、購入の可能性はない。
- ✓ 活用の柱は「（仮称）安信・健幸プロジェクト」であるが、商工会と協力したマッチバコの拡大（起業の促進）、市の出張所機能、グラウンドの活用、調理室を活用した大学の実習などをできれば良いと考えているが、具体的な話は進めていない。

流通経済大学との旧城南中学校跡地活用協議③ R4.10.13

【市の伝達事項】

- ✓ 敷地の境界確定や不動産鑑定が完了し、また、募集要項を作成している段階である。公募の手続きを進める準備が整いつつあるため、大学側の跡地活用の意向を再確認したい。
- ✓ 前回協議において「（仮称）安信・健幸プロジェクト」や商工会との連携について話があったがその検討状況について確認したい。

【流通経済大学の意見】

- ✓ 大学単独で公募に参加することはない。他団体との複合的利用も考えられるが、大学として主体的に進める意向はない。
- ✓ 市から旧城南中学校で地域住民向けのサービスを行ってほしいとの打診があれば、応じる可能性はある。
- ✓ 好立地のため、金額面の話も理解できるが、その面では大学としては競争できない。大学としては「地域貢献」のために旧城南中学校をどのように活用するかという視点である。
- ✓ 「（仮称）安信・健幸プロジェクト」のためだけに建物を賃借する考えはない。体育館需要は高いが、使用となった場合は相当な改修費がかかることが想定されるため、それも現実的ではない。
- ✓ 仮に民間事業者が活用となった場合、その事業者との調整により、地域貢献を行うことも可能。

5. 今後の進め方

- ◆ 大学では、公募に参加し、主体的に旧城南中学校を活用する意思は無い。公募実施後、活用事業者との調整により、施設の一部を使用する可能性はある。
- ◆ 定期的に民間事業者等からの問合せや現地見学申込があるなど、一定の需要がある。
- ◆ 施設の老朽化に伴い、地域住民から不安の声が寄せられる可能性がある。



上記を踏まえ、

公募型プロポーザル方式を実施し、事業者選定のフェーズに進みます！

公募を実施する上での課題（検討事項）

1. 公募型プロポーザル候補者選定委員会のメンバー

同種の委員会の多くが庁内職員で構成されているが、「地域課題の解決」や「にぎわいの創出」という視点を踏まえると、有識者や地域住民もメンバーに入れた方が、透明性や市民への説明責任が担保できると考える。

2. 売却・貸付の整理

他自治体の事例では「売却・貸付のいずれの提案も可」という案件もあるが、売却提案と貸付提案を一律に審査することは公平性に欠けるため、どちらか一方に決めて公募を実施することが望ましい。

3. 売却額または賃料の設定

不動産鑑定評価では土地と建物の現在価格を算出しているが、相当な金額となっており、仮に不動産鑑定評価額のまま公募を実施した場合は、応募者がいない可能性がある。そのため、市が要項により「地域課題の解決」や「にぎわいの創出」を求める代わりに、売却額または賃料を考慮することも検討している。

6. 跡地活用までのスケジュール（予定）

日 程	内 容
令和4年10月31日	第4回公共施設等マネジメント戦略会議
令和4年11月24日	臨時庁議
令和4年12月8日	全員協議会
令和4年12月中旬～ 令和5年1月中旬	地域説明会
令和5年1月下旬	公募手続き開始
令和5年1月下旬～ 令和5年4月下旬	公募型プロポーザル実施期間
令和5年4月下旬	最優秀提案者決定
令和5年4月下旬～ 令和5年5月下旬	基本協定書の締結・提案内容等の協議
令和5年6月上旬～ 令和5年6月中旬	地域説明会
令和5年6月中旬～ 令和5年7月中旬	最優秀提案者との最終調整（仮契約の締結）
令和5年7月下旬	議案提出
令和5年9月中旬	市議会による議決（本契約の締結）

7. 募集要項（案）の概要 ◎売却の場合

1. 対象物件

対象範囲は、「土地・建物のすべて」とします。そのため、建物の一部やグラウンドの一部だけの売却は行いません。なお、土地・建物は現況有姿での売払いとなります。

2. 売却予定額

検討中…。有償であることは確定であり、不動産鑑定評価額を参考とした価格設定を行います。

3. 売買条件

- 提案事業は、原則として本契約締結日から1年以内に着工。
- 対象物の適正な利用を担保するため、本契約締結日から10年間の買戻し特約を設定。

4. 活用事業者の費用負担

- 契約に関して必要となる費用、所有権移転登記に要する登録免許税等の費用。
- 引渡し時に在する一切の動産撤去・廃棄等の費用。
- 引渡し時における不具合箇所の改修に要する費用。
- 事業実施のために必要となる施設整備費用。
- 施設の維持管理に係る保守点検費用、ならびに光熱水費等の固定費。

5. 市の求める提案

- 地域産業の振興や雇用促進、その他住民サービスの向上等、地域活性化に寄与する提案であること。
- 事業全体の運営ビジョンや事業スケジュールが明瞭であり、事業の確実性が高い提案であること。
- 事業の継続性を担保できる提案であること。
- 地域貢献に対する考え方を提案すること。
- 地域住民との交流や連携を尊重し、良好な信頼関係の形成に努めること。
- 騒音や振動等により周辺環境等に悪影響を及ぼさない事業であること。
- 災害時の対応に配慮した提案であること。

7. 募集要項（案）の概要 ◎貸付の場合

1. 対象物件

対象範囲は、「土地・建物のすべて」とします。そのため、建物の一部だけ、グラウンドの一部だけを使用する契約は行いません。なお、土地・建物は現況有姿での貸付となります。

2. 貸付額

検討中…。有償であることは確定であり、不動産鑑定評価額を参考とした価格設定を行います。

3. 賃貸借条件

- 貸付期間は10年～15年（契約期間終了後の更新条項を設けるかは検討中）
- 提案事業は、原則として賃貸借契約開始日から1年以内に着工。
- 活用事業者が6ヶ月前までに市に対して書面による通知をすることで解約することができる。

4. 活用事業者の費用負担

- 契約に関して必要となる費用。
- 貸付時に在する動産の撤去・廃棄等の費用。（市の承諾が必要）
- 契約時及び賃貸借期間中における不具合箇所の改修に要する費用。（市の承諾が必要）
- 事業実施のために必要となる施設整備費用。（市の承諾が必要）
- 施設の維持管理に係る保守点検費用、ならびに光熱水費等の固定費。

5. 市の求める提案

- 地域産業の振興や雇用促進、その他住民サービスの向上等、地域活性化に寄与する提案であること。
- 事業全体の運営ビジョンや事業スケジュールが明瞭であり、事業の確実性が高い提案であること。
- 事業の継続性を担保できる提案であること。
- 地域貢献に対する考え方を提案すること。
- 地域住民との交流や連携を尊重し、良好な信頼関係の形成に努めること。
- 騒音や振動等により周辺環境等に悪影響を及ぼさない事業であること。
- 災害時の対応に配慮した提案であること。

森林公園再整備プラン

～ 森林公園から龍ヶ崎に賑わいを ～

豊かな自然の中でアクティビティが楽しめる森林公園 リニューアルコンセプト

- ◆ 広域地域の観光交流拠点となる公園を目指します！
- ◆ 自然環境を活かした新たな施設を導入します！
- ◆ 既存施設を更新し、来園者数の増加を目指します！
- ◆ 民間のアイデアを取り入れ新たな賑わいを創出します！
- ◆ 龍ヶ崎の魅力を発信し、人々が交流できる場とします！

リニューアルメソッド

民間活力(アイデア・ノウハウ)の導入

Park-PFI(事業期間最大20年間)とは、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する**公募対象公園施設**の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる**特定公園施設**の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「**公募設置管理制度**」である。

公募対象公園施設(カフェ等を想定)

飲食店、売店その他の国土交通省で定める施設であって、都市公園の利用者の利便性の向上を図る上で特に有効であると認められたもの

特定公園施設(キャンプ場など更新・設置)

公園施設の設置又は管理を行うことになる者が整備する園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが、都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの

リニューアル概要

公園施設再整備(案)

- 撤去 …… キャンプ場施設一式(次頁参照)
- 移設 …… アスレチック遊具11基【**想定事業費:12,000千円**】
- 設計・建設・運営(Park-PFI事業) …… 必須提案事項
 - ・**公募対象公園施設**(計画認定者が設置 → 100%事業者負担)
 - ↳ 既設施設(キャンプ場)に関係した施設の設置
 - ・**特定公園施設**(市の負担割合 → 想定事業費の90%以内)
 - ↳ 更新:キャンプ場施設一式(次頁参照)
 - ↳ **新規:アスレチック施設(有料施設) 子どもの遊び場(無料施設)**

賑わいを再び、魅力度向上 キャンプ場再整備(案)

更新予定既存施設	想定撤去費(千円)
●管理棟 1棟	1, 880
●トイレ棟 1棟	370
●トイレ・シャワー棟 1棟	860
●炊事場 1棟	720
●かまど・テーブル 32基	500
●ログハウスA棟 2棟	830
●ログハウスB棟 5棟	870
●キャビンハウス 20棟	4, 390
合計	10, 420

更新



更新後施設(特定公園施設)案	想定事業費(千円)
●管理棟 1棟	31, 000
●トイレ棟 1棟	6, 100
●トイレ・シャワー棟 1棟	14, 200
●炊事場 2棟	24, 000
●オートキャンプ場 20区画	27, 500
●森林テントサイト 100区画	14, 500
●フリーサイト 1箇所	2, 000
●バンガロー棟 5棟	25, 000
●BBQサイト 30区画	6, 000
●インフラ関係 一式	50, 000
合計	200, 300

※事業者公募(提案)での再整備のため、右表の施設と更新する施設の内容が異なることがあります。

整備・維持・管理・運営体制

民間活力導入⇒新たな観光交流拠点へ

施設		既存施設	公募対象 公園施設	特定公園 施設
整備	実施主体	—	事業者	事業者
	費用負担	—	事業者	市※3
	許可	—	施設設置	占用
維持 管理 運営	実施主体	事業者	事業者	事業者
	許可	管理	設置管理	管理
	使用料	無※1	有※2	無※4

※1 イベント等の収益事業の際は、協議の上、別途使用料金有

※2 使用料については、公募の際に事業者からの提案事項

※3 特定公園施設建設費の90%以内 事業者10%負担

※4 収益施設を管理する場合は公園施設使用料有

施設整備(案)【市費用負担分】

特定公園施設	想定事業費(千円)
キャンプ場 ※5	200, 300
アスレチック施設 ※5	80, 000
子どもの遊び場 ※5	27, 500
散策自然ゾーン	25, 000
合計※6	332, 800

※5 公募提案必須事項

※6 事業費の1割は事業者負担 【33, 280千円】

リニューアル事業施設整備費(案)

魅力溢れる森林公園を創出するために！

単位:千円

事業	想定事業費	国補対象額	国費額	起債	市単独費
既設施設撤去	10,420	—	—	7,800	2,620
既設遊具移設	12,000	—	—	—	12,000
公募対象公園施設	—	—	—	—	—
特定公園施設	※3 332,800	※1 299,520	149,000	135,400	15,120
土地買収	350,000	※2 350,000	116,000	210,600	23,400
合計	705,220	649,520	265,000	353,800	53,140

※1 国庫補助割合:国補対象額の1/2(百万円以下切り捨て) ※2 国庫補助割合:国補対象額の1/3(百万円以下切り捨て)
工事事業起債割合:国庫補助事業 → 市事業費の90% ※3 事業費の1割にあたる「33,280千円」は事業者負担
市単独事業 → 事業費の75%

リニューアル事業(案)実施 歳入 & 既存事業費抑制額見込み

- 管理許可使用料(見込み)
(「行政財産使用料徴収条例」を準用した算出額)

施設名	許可範囲(m ²)	使用料(年額)
キャンプ場	13,080	5,193,720
アスレチック施設	360	98,640
合計	13,440	5,292,360

- 施設の収益(見込み) ※納付額は収益の**10%想定**

施設名	年間平均稼働率	使用料(年額)
キャンプ場	13.5%	26,878,500
アスレチック施設	30.0%	47,520,000
合計	—	74,398,500

- 年間収入額(見込み)
管理許可使用料+
収益額×10%=収入額
5,292,360円+
74,398,500円×10%
12,732,210円

- 既存施設
の管理に係る負担額
市管理負担額(上限)
800万円(公募提案事項)

- 年間歳入額(見込み)
収入額-負担額=**年間歳入額**
12,732,210円-8,000,000円=**4,732,210円**

- 森林公園管理運営費決算額
(H30~R3平均)

歳出(1)	23,878,148
土地賃貸借(2)	6,079,250
維持管理運営費 (1)-(2)=(A)	17,798,898
歳入(B)	1,061,849
抑制額(A)-(B)	16,737,049

※歳出事業費、**年間約16,737千円**の抑制

健全な事業運営を実施するための 事業期間における収支(利得)算出

- ◆【起債+市単独費=市負担事業費額】⇒ 歳出額(A)

$$353,800,000円 + 53,140,000円 = \underline{406,940,000円}$$

- ◆【年間歳入額(見込み)×事業期間20年間=歳入見込み額】⇒ 歳入額(B)

$$4,732,210円 \times 20年間 = \underline{94,644,200円}$$

- ◆【既存事業継続額(維持管理費)×事業期間20年間=抑制見込み額】⇒ 抑制額(C)

$$16,737,000円 \times 20年間 = \underline{334,740,000円}$$

- ◆ 事業期間(20年間)における収支(利得)【(B)+(C)-(A)=事業収支(利得)】

$$94,644,200 + 334,740,000 - 406,940,000 = \underline{22,444,200円}$$

再整備事業期間において22,444,200円相当額の利得が見込める！

再整備スケジュール(案)

- R4. 10 庁議報告
- R4. 12 全員協議会報告
- ◆ R5年度 土地所有者への用地交渉
- R5. 6 選考委員会設立
都市公園条例改正議会上程
- R5. 7 公募設置等指針など公表
- R5. 10 森林公園閉鎖
- R5. 12 公募設置等予定者選定
基本協定締結
- R6. 3 R6年度当初予算議会上程
(施設整備・用地取得)
- R6. 4 実施協定締結
建設・譲渡仮契約締結
公園施設設置許可
工事開始
- R6. 6 建設・譲渡本契約議会上程
建設・譲渡本契約締結
- R6. 7 用地取得仮契約
- R6. 9 用地取得議会上程
- R6. 10 用地取得本契約
- R7. 2 特定公園施設譲渡
公園施設管理許可
供用開始
- ◆ R7. 4 リニューアルオープン

新たな賑わいの創出へ リニューアルイメージ図

キャンプ場施設撤去

- ・管理棟 1棟
- ・ログハウス 7棟
- ・キャビンハウス 20棟
- ・トイレ棟 1棟
- ・トイレ・シャワー棟 1棟
- ・炊事場 1棟
- ・かまどテーブル 32基

施設移設

- ・アスレチック遊具 11基
- ※特定公園施設エリアに移設

既存利用施設

- ・第1駐車場
- ・であいの広場
- ・親水施設
- ・アスレチック遊具 11基
- ・既設遊具
- ・第2駐車場
- ※「管理許可」で管理（使用料免除）
イベント等で使用の場合は、別途使用料有

公募対象公園施設

- 既設施設（キャンプ場）
に関する施設
- ・テナントショップ
- ・カフェ
- ・売店
- ・レンタルショップなど

特定公園施設（必須）

- 既設施設（キャンプ場）更新
- ・管理棟 1棟
- ・バンガローサイト 5棟
- ・オートキャンプ場 20区画
- ・森林テントサイト 100区画
- ・フリーテントサイト 1箇所
- ・バーベキューサイト 30区画
- ・トイレ棟 1棟
- ・トイレ・シャワー棟 1棟
- ・炊事場 2棟
- ・排水 水道 電気工事 1式
- ・散策自然ゾーン 1箇所
- 新規設置施設
- ・アスレチック施設
- ・子どもの遊び場



既設施設利用エリア

※「管理許可」で管理（使用料免除）
イベント等で使用の場合は、
別途使用料有

公募対象公園施設エリア

※特定公園施設の設置も可

特定公園施設エリア

施設設置後、市に譲渡
※「管理許可」で管理（使用料免除）
収益施設 ⇒ 使用料有

■龍ヶ崎市森林公園公募スケジュール（国庫補助R6当初案）

2022.10.12

		令和2年度		令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度																	
		第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期																		
官民連携事業	全体	サウンディング																		公募期間		工事期間		供用開始	オープン												
	サウンディング	← 実施期間 →																																			
	公募（案）																	← 実施期間 →																			
	Park-PFI事業（案）																	○公募設置等予定者の選定・公募等計画書の決定		○基本協定書締結		○実施協定書締結		○特定公園施設建設・譲渡契約書仮締結		○公園施設設置許可		○特定公園施設建設・譲渡契約書本締結		○公園施設管理許可							
	管理業務（案）																			○特定公園施設建設・譲渡契約書本締結		○公園施設の協議・調査・設計		公園施設の建設工事・許可申請手続き		○公園施設供用開始		○公園施設管理許可事項締結									
庁内	全体	準備・調査						検討		事業方針決定		事業実施						供用開始	オープン																		
	合意形成																	→ 国・県等への制度活用方法の調査・協議		→ 個別事業者への見込み調査		○プロポーザル実施契約審査会		○随時契約契約審査会													
	担当課																	○庁内協議会		○庁内協議会		○庁議		○庁議		○全員協議会		→ 公募設置等指針等作成		→ 実施協定書等作成		○建設・譲渡本契約上程		→ 公園用地買収		→ 土地所有者への交渉	
	予算																	OR5当初予算要求 債務負担担保0円				OR6当初予算要求		特定公園施設：官民連携賑わい創出事業		土地買収：都市公園等事業→地域づくり拠点公園											
庁外	国庫補助関係																	← 国庫補助：地域づくり拠点公園（補助採択要件：緑の基本計画策定） →		○R6国庫補助概要要望		○R6国庫補助本要望		○R6国庫補助交付申請		○R6国庫補助概算交付申請											
	外部団体																			○森林公園管理運営業務委託（最長9月中旬まで） → シルバー		○売店・販売機撤去（9月中旬まで） → 社会福祉協議会															

詳細スケジュール（公募）	令和5年度			
	7月	8月	9月	10月
→ 公募設置等指針等の公表（7月下旬～9月下旬）				
→ 公募説明会及び現地説明会参加申込期間（7月下旬～8月上旬）				
○公募説明会及び現地説明会参加の実施（上記の翌日）				
→ 質問書受付（7月下旬～8月中旬）				
○質問書回答（8月下旬）				
→ 参加意思表明書類受付期限（7月下旬～8月下旬）				
○参加資格確認通知書送付（9月上旬）				
→ 公募設置等計画の受付期間（9月中旬～9月下旬）				
→ 公募設置等計画の第一次（書類）審査（10月上旬～10月中旬）				
○公募設置等計画の第一次審査結果・第二次審査通知送付（10月中旬）				
→ プレゼンテーション資料受付期間（10月下旬：1週間程度）				
○公募設置等計画の第二次（選定委員会）審査（11月下旬）				

龍ヶ崎市緑のまちづくりプラン ＜第2次緑の基本計画＞の概要

目 次

1. 計画の枠組み
2. 計画の変遷
3. 計画の策定手順及び時期
4. これまでの主な取組内容
5. 計画内容
 - (1) 計画の構成案
 - (2) 緑のまちづくりに係る課題
 - (3) 基本理念、将来都市像
 - (4) 基本方針および施策

1. 計画の枠組み

(1) 根拠法律

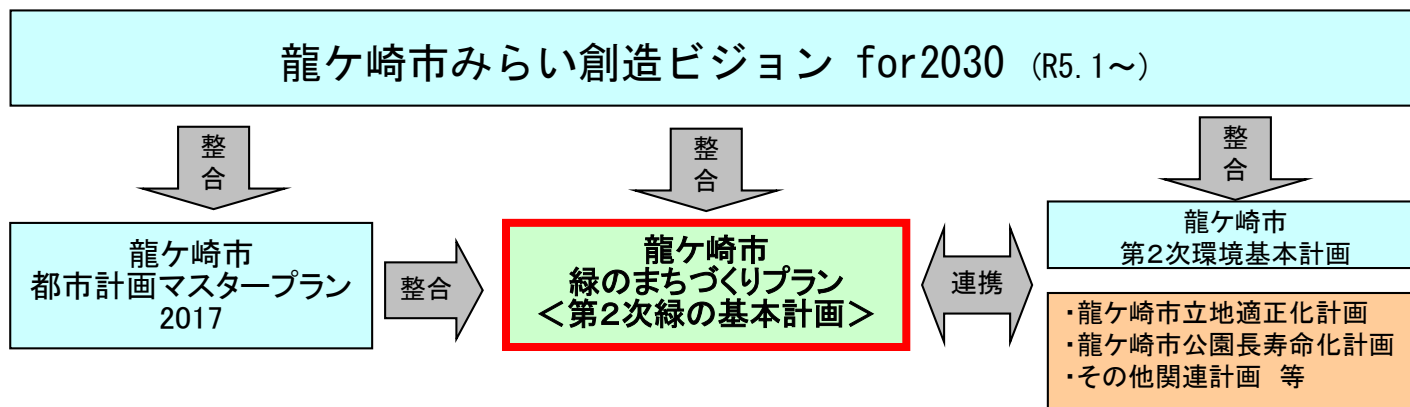
・都市緑地法（第4条）

「市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる」

(2) 計画対象

- ①**施設緑地**：都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地等
- ②**地域性緑地**：法による指定区域（保安林、農振農用地、河川等）、条例による協定区域等

(3) 位置付け

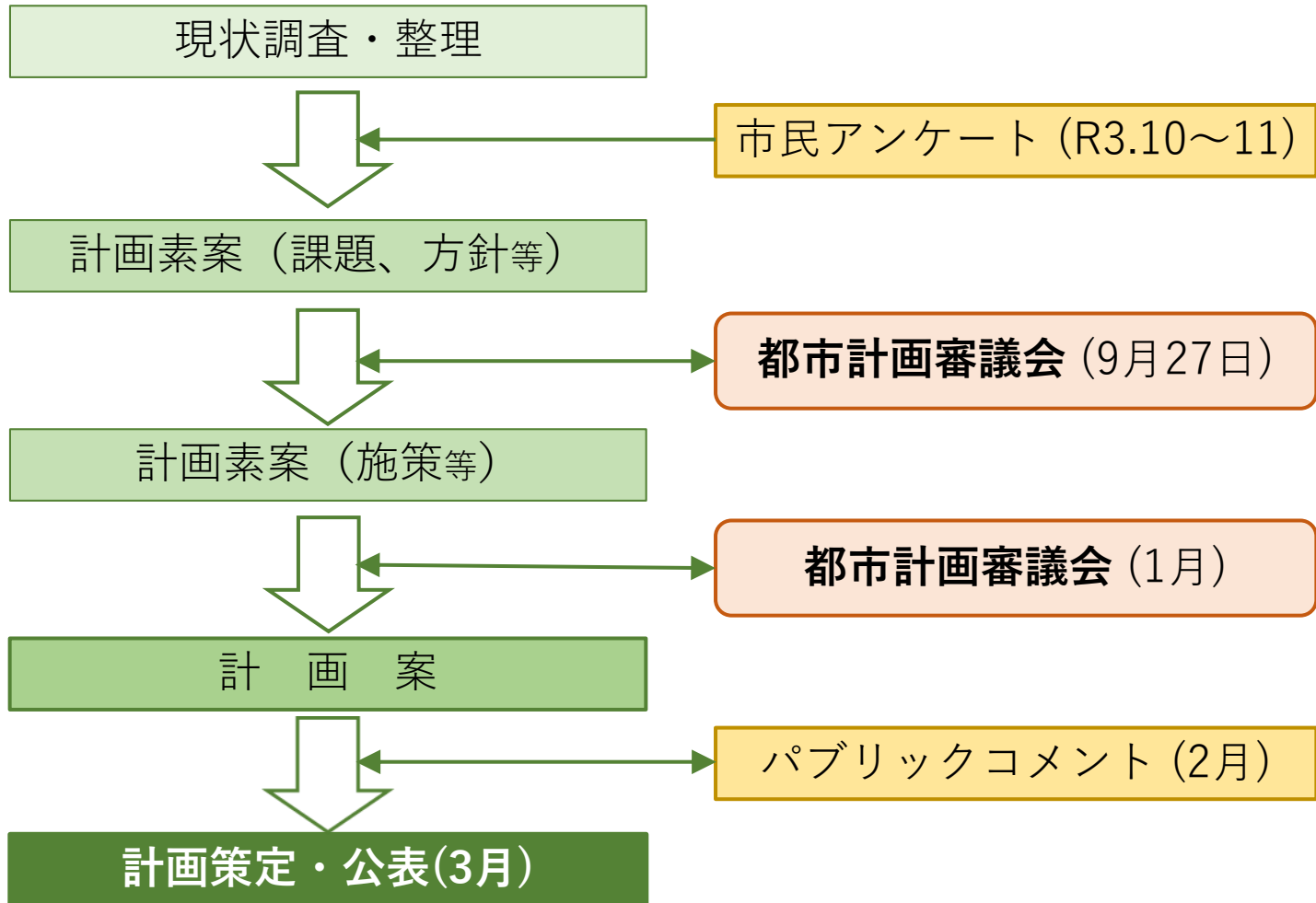


2. 計画の変遷

策定年月 〔計画期間〕	計画名称	主な内容等
平成11年9月 〔1999～2015年〕	緑のまちづくりプラン ＜緑の基本計画＞	独立した計画として策定
平成29年3月 〔2017～2026年〕	都市計画マスタープラン2017	都市計画マスタープランに下記を位置付け ■豊かな森林・水辺・農地等の 保全・活用 ■適切な公園・緑地の維持・活用 ■水と緑の拠点とネットワーク の形成 等
令和5年3月 予定 〔2023～2032年〕	緑のまちづくりプラン ＜第2次緑の基本計画＞	独立した計画として策定

↑ 今回検討・策定する計画

3. 第2次計画の策定手順及び時期



4. これまでの主な取組内容

(1) 龍ヶ崎市総合運動公園の整備（平成14年から）

市民の体力増進や健康維持を目的としながら、多様化する余暇需要及びレクリエーション需要などに対応するスポーツレクリエーション拠点として整備。

- ・ 龍ヶ崎市総合体育館(たつのこアリーナ) (H14年)
- ・ 龍ヶ崎市陸上競技場(たつのこフィールド) (H19年)
- ・ 龍ヶ崎市野球場(たつのこスタジアム)) (H22年)
- ・ 多目的広場 (H22年)

(2) 公園の里親制度の導入（平成16年4月開始）

市民、市民ボランティア団体等が身近な公園などの里親となり、自ら公園の清掃や除草等を行う「公共施設里親制度」を導入。

令和3年度末時点で**60団体**が登録しており、公園の適正管理の活動を展開。

(3) 牛久沼水辺公園の整備

牛久沼の自然に触れ、水辺に親しむことを基本テーマとして整備。

牛久沼水辺公園は、県の「牛久沼水際線地域計画」に基づき、県と龍ヶ崎市が共同で整備し、県と市が「牛久沼水辺公園の維持管理に関する協定書（平成18年7月）」を締結し、市が維持管理を行っている。



5. 計画内容

(1) 計画の構成案

計画書の大項目	主な内容
第1章 計画策定にあたって	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の目的、位置づけ ・ 計画の構成等
第2章 龍ヶ崎市の緑の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上位・関連計画の内容 ・ 緑の現状 ・ 市民意向（アンケート結果） ・ 施策の取組状況 ・ 課題の整理等
第3章 緑の将来像と基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑のまちづくりの基本理念、将来像の設定 ・ 基本方針・目標値の設定等
第4章 施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策体系 ・ 施策のねらい・考え方、内容等
第5章 計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進体制の構築 ・ 計画の進行管理等
附属資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民アンケート結果 ・ 策定経緯紹介等

上記の赤文字部について以降に掲載

(2) 緑のまちづくりに係る課題

次の4項目に大別して、緑に係る課題を整理します。

項目	主な課題
1 緑の 保全	<ul style="list-style-type: none">・市街地における身近な緑の保全・街路樹の適正な維持管理・一団に広がる優良農地の保全・市街化区域内農地の保全
2 緑の 創造	<ul style="list-style-type: none">・水と緑のネットワーク化・公共施設、民有地の緑化
3 緑の 活用	<ul style="list-style-type: none">・既設公園の魅力向上（リニューアル）・防災機能としての緑の活用・農業とのふれあいの場としての活用・地域資源としての緑の活用
4 市民等との 協働	<ul style="list-style-type: none">・市民、事業者との協働・緑の学習機会の拡充・緑に係る情報提供の強化・関係機関との連携強化

(3) 基本理念、将来都市像

① 緑のまちづくりの基本理念

市総合計画「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」(案)

将来に向けた
本市のあるべき姿



まちづくりの
基本姿勢

- 「自ら考え、行動する」から生まれる「協働」のまちづくり
- 市民に信頼される「納得性」の高いまちづくり
- 時代の変化に対応した「住みよい」まちづくり



緑のまちづくりの基本理念

★市民・事業者・行政が「協働」で取り組む緑のまちづくり

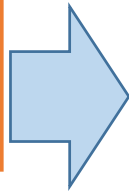
緑の重要性について、市民等の意識の醸成を図るとともに、市民・事業者・行政の協働による緑の保全・創造・活用に係る取組を推進します。

★市民に長く愛され、誰もが住みやすいと感じる緑のまちづくり

うるおいある生活環境、地域住民の意向等を踏まえた既存公園の魅力の向上、人口減少・ニーズの多様化等の時代の変化への対応など、「市民等の愛着」や「住みやすさ」を追求した緑のまちづくりを推進します。

②緑の将来都市像

市総合計画
龍ヶ崎みらい創造ビジョン
for 2030



緑のまちづくりの基本理念

- ★市民・事業者・行政が「協働」で取り組む緑のまちづくり
- ★市民に長く愛され、誰もが住みやすいと感じる緑のまちづくり



緑の将来都市像

しき さい

“美しい水と緑”の四季彩都市・龍ヶ崎

★「“美しい水と緑”」とは

本市の緑を総称し、以下を実現していくことを表現しています。

緑の保全：牛久沼や小貝川等の水辺空間、台地部の平地林や段丘の斜面緑地、広大な水田地域などの「本市を代表する緑」や「まちなかの身近な緑」など、既存の緑を守り・大切にしていくこと

緑の創造：公共施設・住宅地・事業所等における緑化、計画的な沿道緑化などにより、新たな緑を広げ、緑豊かな住みよい環境を創造していくこと

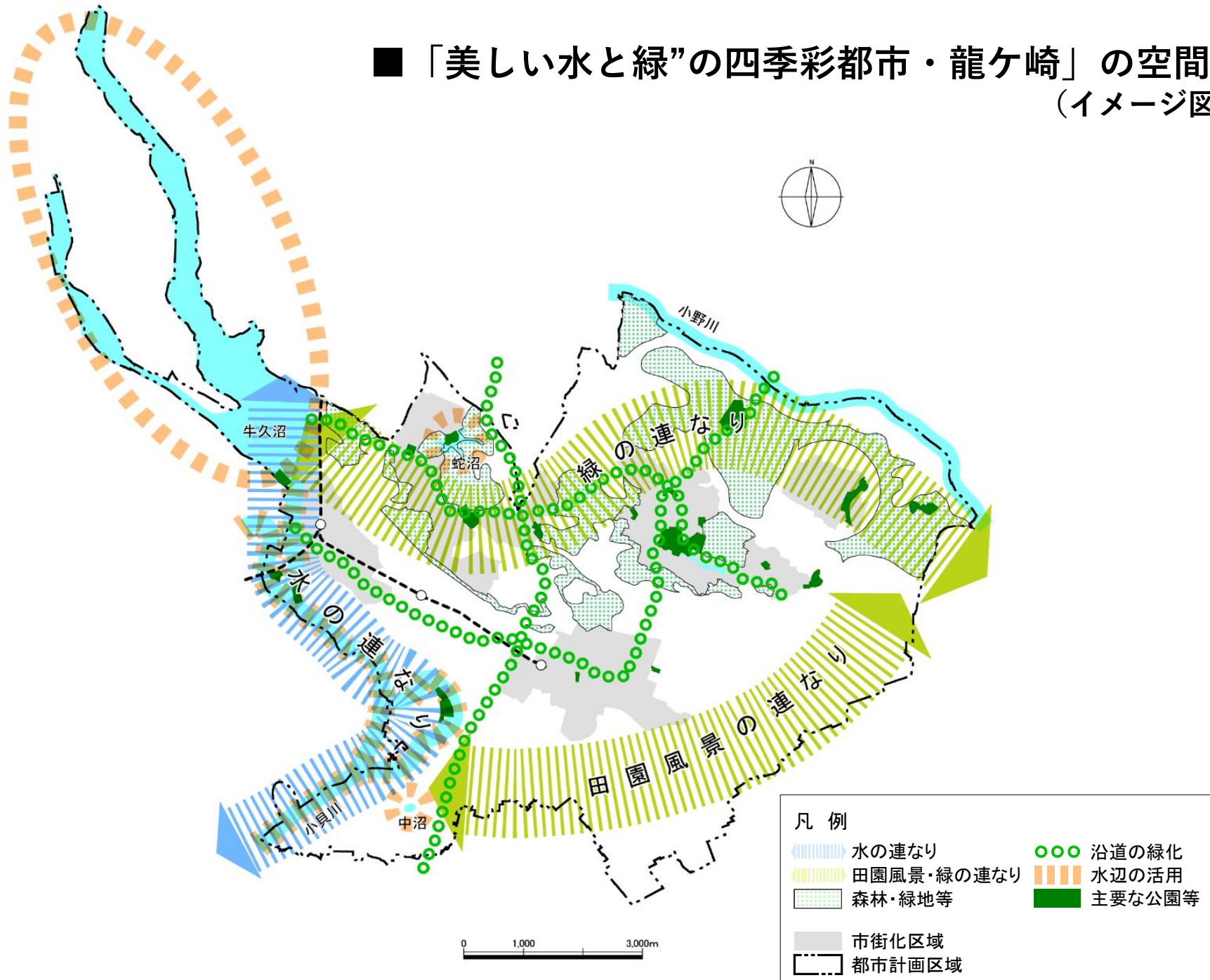
緑の活用：緑のもつ多面的機能を活かし、市民の憩いの場・防災機能などとして本市の緑を有効活用し、市民生活を、より安全で豊かにしていくこと

協働：市民・事業者・行政の協働による緑の保全・創造・活用を推進すること

★「四季彩都市」とは

“美しい水と緑”が、市民・事業者・行政との協働により実現される中で、市民の日常的な暮らしや産業経済活動といった都市活動が四季折々の風情に彩られ、ひいては、市民をはじめとして、来訪者や観光客等がやすらぎを感じることができる都市の形成をめざします

■ 「美しい水と緑」の四季彩都市・龍ヶ崎」の空間像 (イメージ図)



(4) 緑のまちづくりプランの基本方針および施策

基本方針	施策	具体的な取組例
基本方針1 【緑の保全】 “美しい水と緑” を守り、大切にす るまちづくりを推 進します	施策1 本市の骨格をなす樹林 地・河川等の保全	(1) 森林整備計画に基づく樹林地の保全 (2) 水質改善、水量確保等による水辺環境の保全 (3) 法規制等による保全
	施策2 一団に広がる優良農地の 保全	(1) 農業振興による農地の保全 (2) 農業基盤整備の推進 (3) 法規制等による農地の保全 (4) 耕作放棄地等の解消
	施策3 市街地における身近な緑 の保全	(1) 都市公園等の適正な維持管理 (2) 市街化区域内の農地（生産緑地地区）の保全 (3) 街路樹等の適正な維持管理 (4) 名木等の保全
基本方針2 【緑の創造】 “美しい水と緑” を広げるまちづく りを推進します	施策4 新たな公園等の整備	(1) 市民ニーズ等を踏まえた新たな公園整備等の 検討
	施策5 公共施設等の緑化の推進	(1) 公共施設等の緑化の推進 (2) 街路樹等による計画的な沿道緑化の推進
	施策6 民有地の緑化の推進	(1) 住宅地における緑化等の推進 (2) 事業所等における緑化等の推進 (3) 農村集落等における緑化等の推進 (4) 緑化重点地区等の検討
	施策7 水と緑のネットワーク化 の推進	(1) 拠点となる公園・水辺等を結ぶ道路の沿道緑 化・散策路の整備 (2) 河川等の水辺の緑化 (3) 牛久沼の水辺交流拠点の整備

基本方針	施策	具体的な取組例
基本方針 3 【緑の活用】 “美しい水と緑” を活かしたまちづ くりを推進します	施策 8 既存公園の魅力の向上	(1) 既存公園のリニューアルによる魅力の向上 (2) 官民連携による公園の整備・管理運営の検討
	施策 9 防災機能としての緑の活 用	(1) 避難場所等として指定されている公園の防災 機能の維持・拡充 (2) 避難路等として指定されている道路の防災機 能の維持・拡充 (3) 新たな避難場所・避難路等としての公園・道 路・緑地等の活用の検討
	施策10 農業体験の場等としての 農地の活用	(1) 既存の市民農園等の有効活用の推進 (2) 生産緑地地区等の有効活用の検討
基本方針 4 【協働】 協働による“美し い水と緑”のまち づくりを推進しま す	施策11 地域資源としての緑の活 用	(1) 「てくてくロード（健康の散歩道）」等にお ける緑の活用促進 (2) 牛久沼の活用促進 (3) 景観資源としての緑の活用
	施策12 協働による緑のまちづく りの普及・啓発	(1) 緑に係る情報提供の強化 (2) 緑の学習機会の拡充 (3) 協働事業による市民等による取り組みの推進 (4) 龍ヶ崎市アダプトプログラム（公共施設里親 制度）導入の促進
	施策13 みどりのまちづくり推進 体制の構築	(1) 庁内連携の推進 (2) 関係機関等との連携の強化